
平成 1 9 年度

横浜市包括外部監査報告書

平成 20 年 2 月 1 日

横浜市包括外部監査人

仁 平 信 哉

- 目次 -

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 外部監査の概要	2
4. 利害関係	3

第2章 監査の指摘、改善要望及び意見

1. 監査結果の表示方法	4
2. 監査の指摘、改善要望及び意見の集計	4
3. 監査の指摘、改善要望及び意見事項の一覧	6

第3章 G30プラン

1. 環境問題とごみ問題	9
2. 資源循環局の概要等	13
3. G30プランまでの背景	24
4. G30プラン	26
5. G30プランの検証と今後の展開（ローリング）（平成18年4月）	28
6. 横浜市中期計画	30

第4章 資源化及びリサイクル等

1. 資源化及びリサイクルに係る収入の推移	31
2. リサイクル事業等	33
3. 焼却灰の資源化	43
4. グリーンコンポスト	51
5. 手数料の徴収事務	54

第5章 ごみ処理事業に係る契約事務

1. 契約事務の概要	58
2. 工事契約について	63
3. 委託・物品契約について	72
4. ごみ収集業務の民間委託の促進	87

第6章 ごみ処理に係る施設等

1. みなとみらい管路事業の経緯と今後91
2. 処分場の跡地利用 102
3. 車両の適正管理 105
4. 財産台帳の整備状況について 111
5. 処理施設の維持管理状況の報告について 113

第7章 原価計算

1. 原価計算の概要 114
2. 品目別（ごみ種類別）原価計算、施設別原価計算の試み 120
3. G30プラン推進に伴う費用の検討 129

第8章 財団法人横浜市資源循環公社

1. 事業概要 131
2. 公社全体の経営状況 134
3. 契約関係 140

1 消費税について

報告書の中の金額は、原則として消費税抜の金額で記載している。消費税込の金額で記載している場合には、消費税込の旨を記載している。

2 端数処理について

報告書の中の数値は、端数処理等の関係で総額と内訳の合計とが必ずしも一致していない場合がある。

第7章 外部監査の概要

1．外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

2．選定した特定の事件

(1) 外部監査の対象

廃棄物処理に関連する事業の管理及び財務事務の執行について

(2) 監査対象局及び団体

資源循環局、行政運営調整局、市民活力推進局及び財団法人横浜市資源循環公社

(3) 外部監査対象期間

原則として平成 18 年度。ただし、必要に応じて平成 17 年度以前及び平成 19 年度の執行分を含む。

(4) 事件を選定した理由

横浜市は、平成 15 年 1 月、「環境行動都市の創造」をスローガンに掲げ、「横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜 G 3 0 プラン）」を策定し、平成 22 年度における全市のごみ排出量を平成 13 年度に対し 30%削減するという目標を設定した。この目標は 5 年前倒しで達成され、横浜市ではさらに平成 18 年 12 月、中期計画を策定し、平成 22 年度における全市のごみ排出量を平成 13 年度に対し 35%削減するという新たな目標を設定し、取り組みを開始したところである。

今日、ごみ問題は、地球温暖化の問題とも密接に関連し、地球規模の環境問題として全世界的な取り組みが急務とされる中、我が国においても循環型社会への改革が各方面で進められているところであるが、横浜市を含む地方自治体は、一般廃棄物の処

理については法律上その責任主体とされ（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条ほか）、産業廃棄物の処理についても、事業者に対し、適正な処理に必要な措置を講ずる等の責務があるとされている（同法第4条、第11条第2項ほか）。

したがって、横浜市が廃棄物処理を含むごみ問題に積極的に取り組み、一般市民や市内事業者に率先して持続可能な循環型社会づくりをリードしていくことは重要である。

他方、廃棄物処理を含むごみ問題に投入できる市の予算は有限であり、これを合理的、効率的に執行することは、今後、横浜市が継続的かつ効果的にごみ問題に対応していくことができるための大前提となるものである。

そこで、廃棄物処理を含むごみ問題に関連する様々な事業について、関係する外郭団体を含めて、その事務の執行が法令等に基づき適正に執行されているかどうか、また、当該事業が地方自治法第2条第14項及び同第15項の趣旨に沿って行われているかどうか等について、監査を実施する必要があるものと認め、特定の事件（テーマ）として選定した。

3．外部監査の概要

（1）監査の視点

ごみの収集・運搬、中間処理及び最終処分の一連の作業並びにリサイクル事業に係わる事務事業が事業目的、運営方針に照らし、一定のルールに基づき効率的になされているかどうか、また各事業の事務の執行が、法令及び条例等に基づき適正に処理されているかどうかを監査の視点として、以下の事項を監査した。

- ・ 事業収入は適正に計上されているか。また、事業コストは適正なものとなっているか。また、コスト改善の努力が行われているか。
- ・ 工事の発注手続は、基準に従い適切に処理されているか。
- ・ ごみ収集・運搬業務は適正かつ効率的に行われているか。
- ・ ごみ焼却処理等の中間処理業務は適正かつ経済的・効率的に行われているか。
- ・ ごみ減量等の事業は適正かつ経済的・効率的に行われているか。
- ・ 施設および物品等の財産管理は、関係諸法令に準拠して行われているか。
- ・ 財務および管理運営に関する情報開示は適時・適切に行われているか。

(2) 外部監査の方法

監査の実施にあたっては、財務事務の執行が関係諸法令にしたがって適正に執行されているかどうかの主眼をおき、合規性・効率性および経済性の観点から、関係諸帳簿および証拠書類との照合、関係者に対する質問ならびに現地調査等の必要と認められた手続を実施した。

(3) 外部監査人

仁平 信哉 弁護士

(4) 外部監査の補助者

若田 順	弁護士
久野 和義	公認会計士
波多 康治	公認会計士
長峯 徳積	公認会計士
千賀 明雄	公認会計士
田村 壱	公認会計士
山口 洋	公認会計士
鈴木 裕章	公認会計士
竹岡 均	公認会計士
藏本 隆	公認会計士
青木 昌一	税理士
森田 涼子	その他

(5) 外部監査の実施期間

平成 19 年 6 月 15 日から平成 20 年 2 月 1 日まで

4 . 利害関係

選定した特定の事件について地方自治法第 252 条の 29 に規定する記載すべき利害関係はない。

第2章 監査の指摘、改善要望及び意見

1．監査結果の表示方法

今回の監査結果については、以下のとおり「指摘」「改善要望」「意見」の三つの形に要約した。

「指摘」

監査の結果、包括外部監査人が改善の必要性があると認めた事項である。

主に、法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項で、不適切な事務の是正を求めるもの及び 3E（経済性・効率性・有効性）の視点から、改善を求めるものである。

「改善要望」

指摘には該当しないが、3E（経済性・効率性・有効性）の視点から、施策や事務事業について、包括外部監査人として改善を要望するものである。

「意見」

監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、監査の結果の報告とともに意見を提出できることになっており、監査の結果（指摘、改善要望）に添えて、包括外部監査人が組織及び運営の合理化に資するために付す見解である。

2．監査の指摘、改善要望及び意見の集計

（1）監査の「指摘」の項目

第6章	ごみ処理に係る施設等	4項目
第7章	原価計算	1項目
	合計	5項目

(2) 監査の「改善要望」の項目

第 4 章	資源化及びリサイクル等	2 項目
第 5 章	ごみ処理事業に係る契約事務	4 項目
第 6 章	ごみ処理に係る施設等	3 項目
第 7 章	原価計算	2 項目
第 8 章	財団法人横浜市資源循環公社	3 項目
合計		14 項目

(3) 監査の「意見」の項目

第 4 章	資源化及びリサイクル等	6 項目
第 5 章	ごみ処理事業に係る契約事務	3 項目
第 6 章	ごみ処理に係る施設等	1 項目
第 7 章	原価計算	1 項目
第 8 章	財団法人横浜市資源循環公社	3 項目
合計		14 項目

3. 監査の指摘、改善要望及び意見事項の一覧

内容	区分			頁
	指摘	改善要望	意見	
第4章 資源化及びリサイクル等				
2-(1) 執行予定概算額の予定単価について現実的な単価を用い、執行予定概算額の精度を高めることを求めるもの				38
2-(1) 戸塚資源選別センターのペットボトルを直接、全量売払うことを含め、価格動向に応じた対応を求めるもの				38
2-(2) 他局への売電単価を電気事業者への売電単価と同等とすることを求めるもの				42
3-(1) 費用と売却額を対比した情報公開を求めるもの及び事業見直しの基準を明確にし、これを検証することを求めるもの				47
3-(2) 焼却灰の更なる資源化の具体策の策定を求めるもの				50
4-(1) 資源化した製品の適正な管理を行うことを求めるもの				52
4-(1) 縦割行政の弊害を生み出さないために、必要な事案ごとに運用上の横断的検討を求めるもの				53
5-(3) 搬入量相当額の契約保証金の収受を含め債権保全の対策を求めるもの				57
第5章 ごみ処理事業に係る契約事務				
2-(3) 工事の一般競争入札（条件付）において、参加者が1者であり、かつ、落札率高率を避け、実質上の競争を実現することを求めるもの				71
3-(2) 委託契約において落札率の高率性が依然として維持され続けていることを改善し、実質的な競争原理を高めることを求めるもの				78
3-(3) 落札率100%という状態を改善するために実質的な競争原理を高めることを求めるもの				79
3-(3) 一般競争入札の導入の検討及び公募型指名競争入札の拡大をすることにより、実質的な競争原理を高めることを求めるもの				81
3-(3) 委託の連鎖を断ち切ることを求めるもの				82

内容		区分			頁
3-(3)	公社との単独随意契約である粗大ごみ受付収集業務に、一層のコスト削減努力と将来的な民間開放を求めるもの				86
4-(3)	今後の民間委託の具体的なアクションプランの早急な作成を求めるもの				90
第6章 ごみ処理に係る施設等					
1-(3)	公社への業務委託料の算定に当たり、積算をより厳密に行うことを求めるもの				99
1-(3)	平成22年まで待たず、早期に廃止に向けた検討委員会等の設置を求めるもの				101
2-(1)	最終処分場として土地を利用する場合には、近隣に処分場としての性格を十分理解するように求めるとともに、その利用関係を定める契約についても、十分な説明を行った上で、適切な処理をするべきである				104
3-(1)	リースの実態にあった賃貸借契約書の締結を求めるもの				107
3-(2)	処分対象車両の迅速な売却等を求めるもの				109
4-(1)	公有財産台帳に価格を記載すること				111
4-(2)	みなとみらい21地区に埋設された管路について、工作物台帳の作成を求めるもの				112
5	規則に準拠して、直ちに報告書の作成、提出を求めるもの				113
第7章 原価計算					
1-(4)	品目別・処理工程別原価及び施設別原価の計算を行うことを求めるもの				118
1-(5)	適正なごみ処理原価の把握のために、各種収入の控除の見直しを求めるもの				118
1-(6)	減価償却の開始時期を供用年度の供用月から償却するよう求めるもの				119
3-(2)	G30プランの発生費用を提示して市民の更なる認識、協力を求めるもの				130
第8章 財団法人横浜市資源循環公社					
3-(2)	重要性の高い契約相手先の状況把握を求めるもの				146
3-(3)	実効性の伴った指名競争入札の実施を求めるもの				147

内容		区分			頁
3-(3)	「指名競争入札」の原則を改め、「一般競争入札」もしくは「公募型指名競争入札」の導入を求めるもの				149
3-(3)	積極的な理由がない限り単独随意契約は止め、指名競争入札等の実施を求めるもの				150
3-(3)	搬入土砂監視検査事業業務委託について単独随意契約の見直しを求めるもの				151
3-(3)	業者選定委員会の実効ある活動を求めるもの				152

第3章 G30プラン

1. 環境問題とごみ問題

(1) はじめに

ごみ問題が、近年の世界的問題である温室効果ガス（二酸化炭素など）の発生と密接に関連しており、ごみ問題の放置及びごみ問題への不適切な対応が、地球温暖化（気候変動）、環境汚染等による地球規模の環境破壊の大きな原因になるとされている。

製品（商品）の大量生産・大量消費・大量廃棄というこれまでの社会様式・生活様式をそのまま継続することは、その過程で発生する温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生を無制限に許容することになり、このままのペースで温室効果ガスの発生が続けば、近い将来、地球環境が回復不可能な極めて深刻な状況に陥る可能性が高いとの危機意識がある。

(2) 国際社会における環境問題への取り組みの流れ

1972年（昭和47年）には、「かけがえのない地球」をキャッチフレーズとして国際連合人間環境会議（ストックホルム会議）が開催されたのち、1985年（昭和60年）に「オゾン層の保護に関するウィーン条約」が締結され、5種類のフロンガスと3種類のハロンガスが規制の対象となった。

1997年（平成9年）には、気候変動枠組条約締約国会議（通称COP3）が京都で開催され、いわゆる京都議定書という重要な合意がなされた。

京都議定書では、先進国が2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの5年間の期間中に、先進国全体の温室効果ガス（6種類）の合計排出量を1990年（平成2年）に比べて少なくとも5%削減することを目標として、各締約国が、二酸化炭素とそれに換算した他5種類の排出量を、一定の割当量を超えないように削減することを取り決めている。

(3) いわゆる「ごみ問題」

日本においては、ごみ処理について、1954年(昭和29年)に公衆衛生の向上を図ることを目的として「清掃法」が制定された。その後、高度成長期には、一般家庭からのごみの大量発生、旧型の焼却炉では適正処理が困難なプラスチックを代表とする石油化学製品ごみや粗大ごみの大量発生、産業廃棄物の不適正な処理の急激な増加による環境汚染の問題が発生し、1970年(昭和45年)には「生活環境の保全」を目的として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」と言う)が制定された。

しかしながら、「廃棄物処理法」制定後もごみ問題は深刻化し、産業廃棄物の不法投棄問題や各自治体が自らの区域内で処理施設や最終処分場の確保ができずにごみを他の自治体へ越境処分しようとする事による自治体同士の衝突(いわゆる「ごみ戦争」)が発生し、ごみ問題は社会問題として顕在化していくこととなる。

(4) 最近の環境・廃棄物対策をめぐる動き

1991年 (平成3)	<ul style="list-style-type: none"> ○再生資源の利用の促進に関する法律(再生資源利用促進法; リサイクル法)公布(4月) ○廃棄物処理法の改正「排出抑制、再生利用等減量化の位置づけとマニフェスト制度の導入(10月)」
1992年 (平成4)	<ul style="list-style-type: none"> ○地球サミット(環境と開発に関する国連会議(UNCED))(6月、リオデジャネイロ) ○気候変動枠組み条約、アジェンダ21採択
1993年 (平成5)	<ul style="list-style-type: none"> ○有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(バーゼル条約)加入(9月) ○環境基本法制定・施行(11月)
1994年 (平成6)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本計画策定(12月)
1995年 (平成7)	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)公布(6月)、 一部施行(12月)
1996年 (平成8)	<ul style="list-style-type: none"> ○ISO14001 国際環境管理規格正式発効(9月) ○OECDのPRTR導入に関する勧告
1997年 (平成9)	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装リサイクル法本格施行(4月) ○ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)策定 ○環境影響評価法制定(平成11年6月施行) ○ダイオキシン類規制本格始動 ○気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3)、京都議定書(12月)
1998年 (平成10)	<ul style="list-style-type: none"> ○特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)公布(6月) ○地球温暖化対策の推進に関する法律制定(平成12年4月施行)
1999年 (平成11)	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策に関する基本方針策定(4月) ○特定化学物質管理法(PRTR 法) 制定(7月) ○ダイオキシン類対策特別措置法公布(7月)(平成12年1月施行)

2000年 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> ○家電リサイクル法本格施行(4月) ○容器包装リサイクル法完全施行(4月) ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)公布(5月)(10月一部施行) ○国等による環境物品等への調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)公布(5月) ○循環型社会形成推進基本法公布・一部施行(6月) ○「再生資源の利用の促進に関する法律」(再生資源利用促進法)改正(名称を「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)に変更)(6月) ○廃棄物処理法の改正「発生抑制対策の強化、不適正処理対策の強化(6月)」 ○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)公布(6月)
2001年 (平成13)	<ul style="list-style-type: none"> ○循環型社会形成推進基本法全面施行(1月) ○改正・廃棄物処理法完全施行(4月) ○家電リサイクル法, 全面施行(4月) ○資源有効利用促進法完全施行(4月) ○グリーン購入法全面施行(4月) ○食品リサイクル法施行(5月) ○建設リサイクル法一部施行(5月)
2002年 (平成14)	<ul style="list-style-type: none"> ○ストックホルム国連人間環境会議から30周年 ○建設リサイクル法本格施行(5月) ○京都議定書を締結(6月) ○自動車リサイクル法公布(7月) ○持続可能な開発に関する世界サミット(リオ+10)開催(8月)
2003年 (平成15)	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車リサイクル法一部施行(1月) ○循環型社会形成推進基本計画公表(3月) ○廃棄物処理施設整備計画公表(10月) ○廃棄物処理法の改正「不法投棄の未然防止、リサイクルの推進(6月)」
2004年 (平成16)	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理法の改正「事故時の措置、罰則の強化(4月)」 ○3RイニシアティブをG8会議で提案(6月)
2005年 (平成17)	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車リサイクル法完全施行(1月) ○廃棄物処理法の改正「保健所設置市に係る事務の見直し、マニフェスト制度の強化(5月)」 ○京都議定書が発効(6月)
2006年 (平成18)	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装リサイクル法の改正(6月)
2007年 (平成19)	<ul style="list-style-type: none"> ○食品リサイクル法の改正(6月)

2000年(平成12年)には、ごみ問題の解決に向け、廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会の構造あるいは個人のライフスタイルと決別し、環境負荷ができる限り低減された持続可能な社会を目標とする循環型社会を実現するため、「循環型社会形成推進基本法」が制定された。

「循環型社会形成推進基本法」の特徴は、廃棄物・リサイクル対策の優先順位として、第1に発生抑制、第2に再使用、第3に再生利用、第4に熱回収、最後に適正処

分という順序付けを法定化したこと、事業者及び国民の「排出者責任」と「拡大生産者責任」を明確にしたことである。「排出者責任」とは、廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関して責任を負うべきであるとの考え方である。事業者はもちろん国民もその責任を負うべきものとされている。「拡大生産者責任」とは、製品の生産者等が、その生産等した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方である。

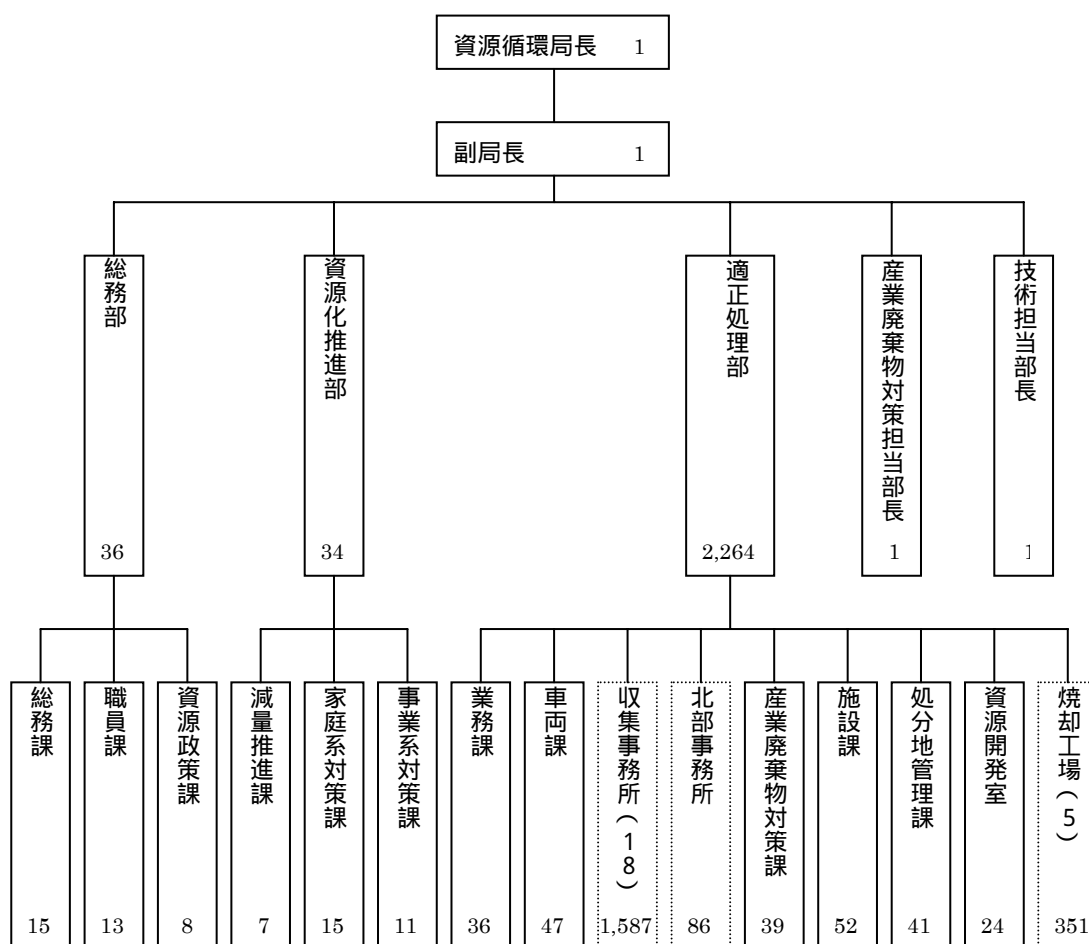
このように、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から、いわゆる循環型社会へ転換し、持続可能な社会を実現するため、国、地方自治体、事業者、国民(市民)がそれぞれの役割分担と責任において、ごみ問題及び環境問題と取り組んでいる。

2 . 資源循環局の概要等

資源循環局は、主として横浜市で発生するごみを収集、再資源化、再利用化、焼却、最終処分場への埋立等の部門を司る局である。

(1) 組織図及び業務内容

平成 18 年 5 月 1 日現在の資源循環局の組織体系は以下のようになっている。なお、資源循環局全体の職員数は 2,338 人である。



資源循環局の課別業務内容

組織名		業務内容
総務部	総務課	庶務、予算決算、一般廃棄物処理手数料
	職員課	福利厚生、研修、公務災害、人事、給与、労務
	資源政策課	一般廃棄物処理事業に関する計画立案、施策の企画及び総合調整、広報・広聴、審議会
資源化推進部	減量推進課	一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整、普及・啓発
	家庭系対策課	一般廃棄物（家庭ごみ）の発生抑制、再使用及び再生利用、分別収集の推進、環境事業推進委員、リサイクル施設
	事業系対策課	事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用、一般廃棄物収集運搬業・処分業に係る許可及び指導監督、一般廃棄物処理施設の設置に係る許可等
適正処理部	業務課	事務所（北部事務所、磯子検認所含む）、資源選別施設及び輸送中継施設の運営管理、粗大ごみ、街の美化、不法投棄、放置自動車及び沈船等廃物判定委員会、収集・運搬計画、車両の配車計画、浄化槽、公衆便所及び移動公衆便所、検認所の管理
	車両課	車両に関する管理及び運用、車両の点検、検査及び整備、車両の記録及び統計、整備士の派遣
	収集事務所 (18事務所)	一般廃棄物の収集、運搬、一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の推進、環境事業推進委員との連絡、街の美化及び不法投棄、産業廃棄物処理業の指導監督
	北部事務所	し尿の収集及び運搬、公衆便所の衛生管理
	産業廃棄物対策課	産業廃棄物処理業等の許可及び指導監督、排出事業者への指導監督、PCB 廃棄物、建設リサイクル、産業廃棄物埋立処分場、産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督、自動車リサイクル
	施設課	焼却等に係る実施の計画及び調整、局所管施設及び併設施設の工事、技術基準等、設計単価等の作成、焼却灰の有効利用等
	処分地管理課	一般廃棄物最終処分場の運営管理、市設置の処分地の設定、排水処理施設の維持管理、処分地管理事務所の管理
	資源開発室	廃棄物資源化の研究及び開発、廃棄物等の調査、試験及び研究、廃棄物等の公害防止に関する調査、研究及び指導
	焼却工場 (5工場)	工場の主要設備の維持管理、焼却灰溶融設備（金沢工場）、設備の点検整備、焼却作業の実施、設備の運転操作

(2) 主な施設の概要および分析 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

資源循環局の主な施設としては焼却工場が 5 ヶ所、最終処分場が 2 ヶ所、リサイクルプラザが 3 ヶ所、リサイクルコミュニティセンターが 1 ヶ所、資源選別センターが 4 ヶ所、資源回収センターが 1 ヶ所ある。



焼却工場

工場名	竣工年月	総工費 (億円)	処理能力 (千 t)	18 年度実績 (t)	発電能力 (kw)	人員 (人)
旭工場	昭和 48 年 3 月	311	149	130,416	9,000	63
港南工場	昭和 49 年 3 月	55	218	平成 18 年 11 月廃止		
栄工場	昭和 51 年 8 月	130	364	平成 17 年 10 月廃止		
保土ヶ谷工場	昭和 55 年 6 月	226	130	147,332	4,200	69
都筑工場	昭和 59 年 3 月	287	308	167,549	12,000	76
鶴見工場	平成 7 年 4 月	518	325	269,974	22,000	71
金沢工場	平成 13 年 3 月	626	332	302,498	35,000	72

旭工場は平成 6 年度から改修事業に着手し、平成 11 年 3 月に竣工。改修投資額は 272 億円であり、当初総工費 39 億円を含めた金額を表示している。また、保土ヶ谷工場は大規模補修工事中であるため、平成 18 年度の処理能力は 130 千 t である。

金沢工場



最終処分場

内陸部の最終処分場として神明台処分地があり、海面の最終処分場として南本牧廃棄物最終処分場がある。ここでは、焼却工場から搬入された焼却灰などの埋立処分をしている。

最終処分場	埋立面積 (㎡)	埋立計画量 (m ³)	埋立期間	受入対象
神明台	430,000	約 6,809,700	S48.10~H23.3	一般廃棄物
南本牧	210,000	約 4,270,000	H5.11~H26	一般廃棄物・産業廃棄物

表中の S は昭和、H は平成であり、以下同様とする。

リサイクルプラザ

リサイクルプラザでは粗大ごみ再利用品の展示・販売、リサイクル講座の開催、リサイクル教室等の施設貸出、グリーンコンポストの販売、不用品交換情報板の設置等を行っており、市内には鶴見リサイクルプラザ、港南リサイクルプラザ、青葉リサイクルプラザの 3 ヶ所がある。

港南リサイクルプラザ



リサイクルコミュニティセンター

リサイクルコミュニティセンターではリサイクル講座の開催、研修会議室・展示ホール・リサイクル工房の施設貸出（無料）、不用品交換情報の管理運営、グリーンコンポストの販売、資源回収コーナーの管理運営を行っており、市内には神奈川リサイクルコミュニティセンターの 1 ヶ所がある。

神奈川リサイクルコミュニティセンター



資源選別センター

資源選別センターは市内には緑資源選別センター、戸塚資源選別センター、鶴見資源化センター、金沢資源選別センターの4ヶ所があり、分別収集で回収した缶・びん・ペットボトルを選別し、資源化している。

金沢資源選別センターでの選別の様子



資源回収センター

古紙・古布・缶・びん・ペットボトルなど、家庭から出される資源物を直接持ち込むことができる施設で、市内には港南資源回収センター1ヶ所がある。

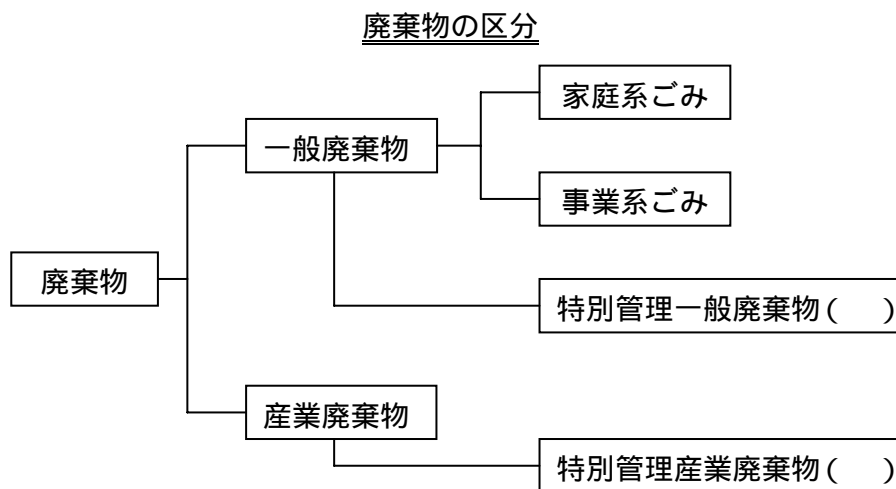
資源回収センター設置の受入かご



(3) ごみ(廃棄物)の定義等

廃棄物とは、占有者が自分で利用したり他人に有償で売却したりできないために不要となった固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く)をいい、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類される。

「一般廃棄物」とは、「家庭から排出されるものや事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外の廃棄物」で、「産業廃棄物」とは、「事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物」である。



爆発物、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係わる被害を生ずるおそれがあるもの

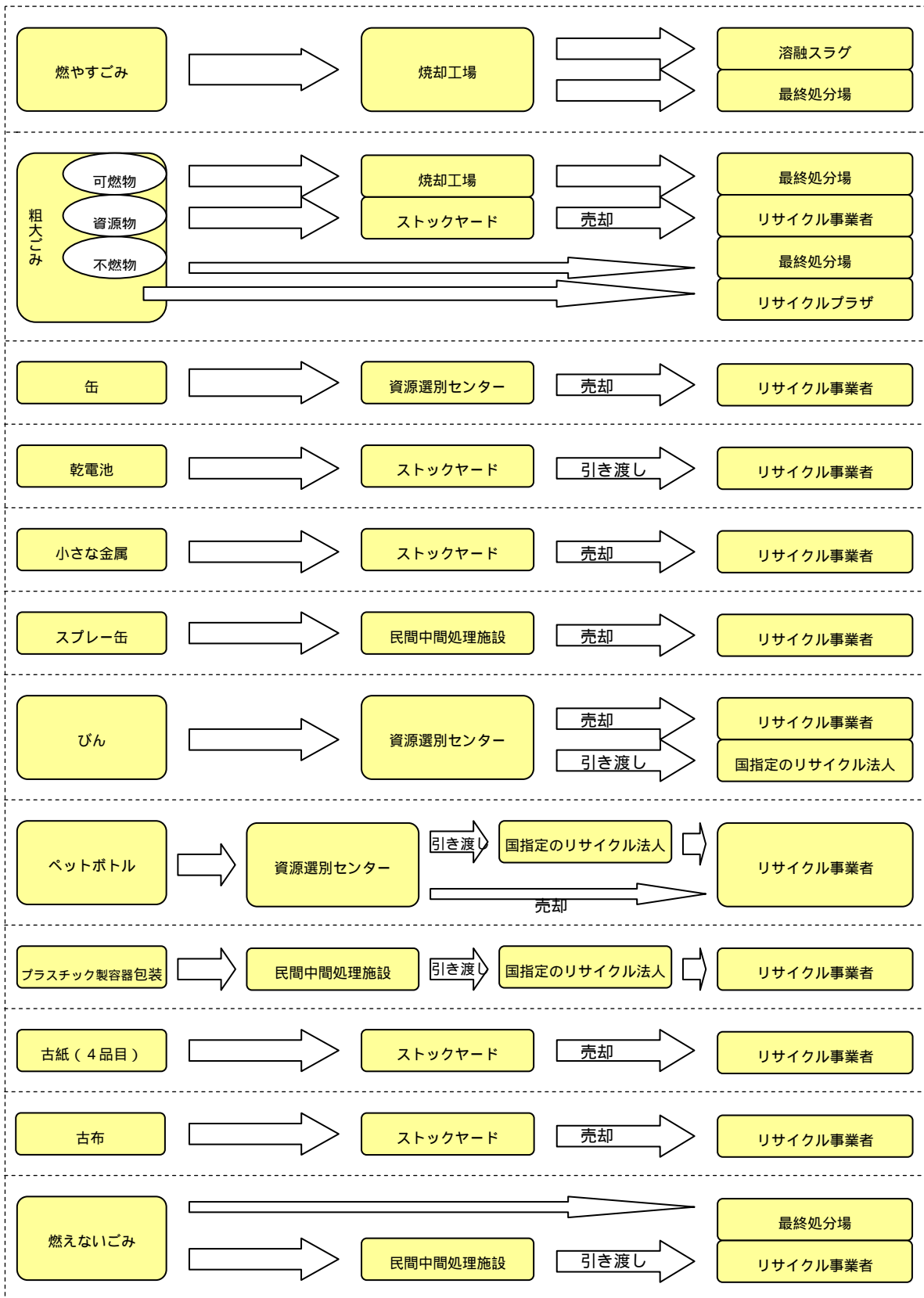
なお、以下、本報告書においては、「ごみ量」などの用語は、特にことわりがない限り下記のとおりとする。

「ごみ量」：家庭及び事業者等から排出される一般廃棄物のうち、資源化されるものを除いた、焼却・埋立処理されるごみの量。

「家庭系ごみ」：ごみ量のうち、家庭から排出されたごみの量に不法投棄等その他のごみの量(一般廃棄物)を足したものの。

「事業系ごみ」：ごみ量のうち、事業者から排出されたごみの量。本報告書においては、このうち、産業廃棄物を除いた事業系一般廃棄物を事業系ごみという。

(4) ごみ処理フロー図(10分別15品目 ただし、缶・びん・ペットボトルは1分別)



(5) ごみ量の推移

近年における横浜市のごみ量は下記の様に推移している。

(単位 : t)

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
家庭系ごみ・その他	927,676	919,613	854,487	651,308	652,003
(内訳) 焼却	918,061	909,404	842,848	637,258	646,093
埋立	9,615	10,209	11,639	14,050	5,910
事業系ごみ	658,231	612,727	461,140	411,963	379,925
(内訳) 焼却	649,421	604,511	452,158	403,032	371,676
埋立	8,810	8,216	8,982	8,931	8,249
ごみ量 計	1,585,907	1,532,340	1,315,627	1,063,271	1,031,928

なお、ごみ量のうち、資源化量は下記の様に推移している。

(単位 : t)

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
缶	11,714	11,151	11,411	11,637	11,275
びん	19,934	19,122	18,196	19,585	18,802
ペットボトル	6,797	7,818	9,305	10,742	11,668
小さな金属類				4,233	4,503
プラスチック製容器包装	1,323	1,886	8,698	44,026	45,956
スプレー缶		6	61	279	305
古紙		1,355	10,600	52,998	48,555
古布		366	1,667	6,417	5,554
蛍光灯、電球		7	77	254	230
乾電池	208	357	475	484	424
粗大金属	6,354	7,038	8,150	7,379	6,920
ガラス残さ					3,974
グリーンコンポスト	3,995	4,239	3,647	5,316	4,255
合計	50,325	53,345	72,226	163,350	162,421

平成 16 年度のスプレー缶は、粗大金属と一括して売却。

(6) 横浜市の予算に占める割合

資源循環局の予算が横浜市的一般会計予算に占める割合は下記のとおりである。

(単位：億円)

摘 要	16 年度	17 年度	18 年度
横浜市一般会計予算	12,947	12,843	13,002
資源循環局予算	431	451	447
割 合	3.3%	3.5%	3.4%

(7) 資源循環局の歳入歳出の推移 (決算額)

(単位：百万円)

項 目		13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
歳 入	分担金・負担金	21	34	20	16	12	11
	使用料・手数料	9,202	9,195	9,676	7,173	7,002	6,417
	国庫補助金・県支出金	1,766	512	98	1,206	571	954
	財産収入	54	45	48	85	282	362
	諸収入	2,641	2,709	2,935	3,018	3,031	4,720
	市債	4,765	2,973	746	474	965	2,227
	寄付金収入	13	11	12	6	4	3
	歳入合計	18,462	15,479	13,535	11,977	11,866	14,695
歳 出	ごみの減量・リサイクル、収集、運搬等に関する経費	9,921	8,200	7,999	8,723	11,349	11,607
	焼却工場に関する経費	9,976	10,630	7,374	6,501	5,000	5,507
	最終処分場に関する経費	8,108	8,351	3,897	3,182	2,557	2,844
	産業廃棄物対策に関する経費	0	0	802	717	622	569
	し尿処理に関する経費	492	539	432	395	369	370
	人件費等	26,437	24,855	23,507	22,711	21,902	21,066
	歳出合計	54,934	52,575	44,011	42,229	41,799	41,963
歳出 - 歳入 (市税投入額)		36,472	37,096	30,475	30,252	29,932	27,267

(8) 原価の他都市との比較

他都市のごみ処理原価

直近の資料として、平成 17 年度の他都市（主要な政令指定都市）および横浜市隣接市と横浜市のごみ処理原価を比較すると以下のとおりである。他都市のごみ処理原価については横浜市で照会を行った数値であり、原価計算の方法まで確認しているものではないため、一概に比較できるものではないが、ごみ処理原価の相対的比較のうえでは参考となる。

他都市のごみ処理原価に係る 1t 当たり処理原価

(単位：円/t)

区 分	横浜市	札幌市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	北九州市	平均
収集運搬	27,924	16,813	31,964	38,550	32,146	30,145	26,351	29,127
焼却・埋立・資源化	17,316	19,909	28,610	23,705	12,328	21,826	10,633	19,189
総合原価	45,240	36,722	60,574	62,255	44,474	51,971	36,984	48,316

北九州市については平成 16 年度の数値となっている。

横浜市隣接市のごみ処理原価に係る 1t 当たり処理原価

(単位：円/t)

区 分	横浜市	川崎市	横須賀市	鎌倉市	逗子市	藤沢市	大和市	平均
収集運搬	27,924	30,497	21,764	22,216	19,192	17,729	15,801	22,160
焼却・埋立・資源化	17,316	20,350	24,838	35,852	24,261	20,125	35,348	25,441
総合原価	45,240	50,847	46,602	58,068	43,453	37,854	51,149	47,601

他の政令指定都市と比較すると相対的に 1t 当たりのごみ処理原価は低いといえる。収集運搬、焼却・埋立・資源化に係る費用ともに平均を下回っている。また、横浜市隣接市との比較では、相対的に 1t 当たりのごみ処理原価は低いといえるが、収集運搬に係る費用が相対的に高い結果となっている。

3. G30プランまでの背景

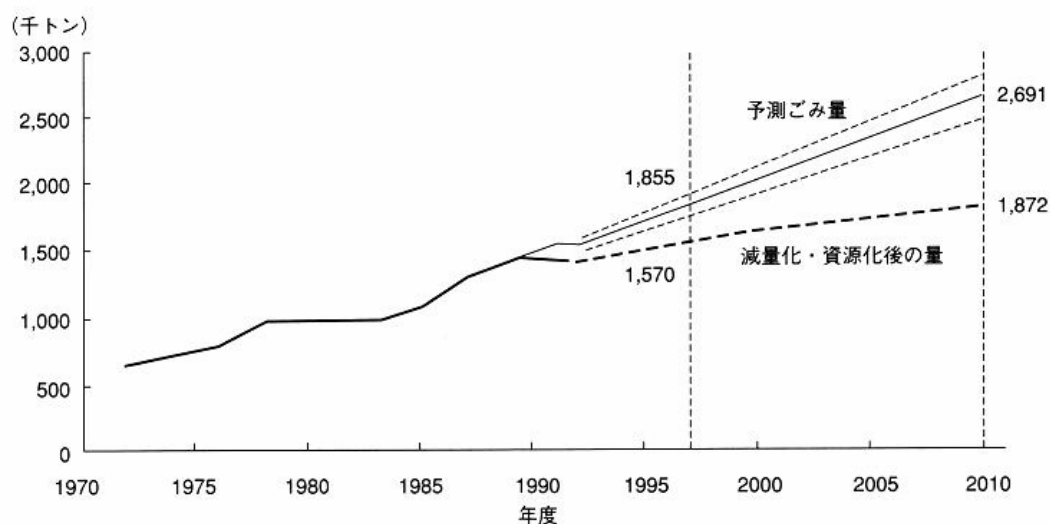
(1) 横浜市一般廃棄物処理計画

横浜市では、ごみ量が人口の伸び率を上回って増加するという事態が発生し、ごみ問題の解決が急務とされた。従前のごみ焼却という方法のみではごみ焼却工場の改修や最終処分場の整備が必要となり、膨大なコストがかかると同時に、著しく環境負荷がかかるため、ごみ処理方法の抜本的見直しが求められた。

平成4年制定の「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」では、「廃棄物の発生を抑制し、再利用等を促進することにより、廃棄物の減量化、資源化を進めるとともに、排出された廃棄物を適正に処理する」という観点のもと、廃棄物の一元管理を目指している。

また、平成5年には「横浜市一般廃棄物処理計画」が発表された。この計画の中で、平成22年度のごみ量は、269万tに達するとされ、この計画の実施により、平成22年度のごみ量を187万tに抑制して、約30%の減量化を目指すものとされている。

横浜市ごみ量の見通し



(平成5年横浜市一般廃棄物処理計画より)

「横浜市一般廃棄物処理計画」では、計画策定に向けての課題として以下の5つが示されている。

減量化・資源化を主眼に置いたごみ処理システムを再構築する
市民・事業者のごみ問題に対する意識を高め、具体的行動を促進する
ごみの発生量を可能なかぎり抑制する
ごみとして排出される以前の段階でのリサイクルを拡大する
排出禁止物、適正処理困難物の回収ルートの確保や、処理施設の整備等により、
適正処理の一層の推進を図る

(2) 家庭系ごみに対する対策

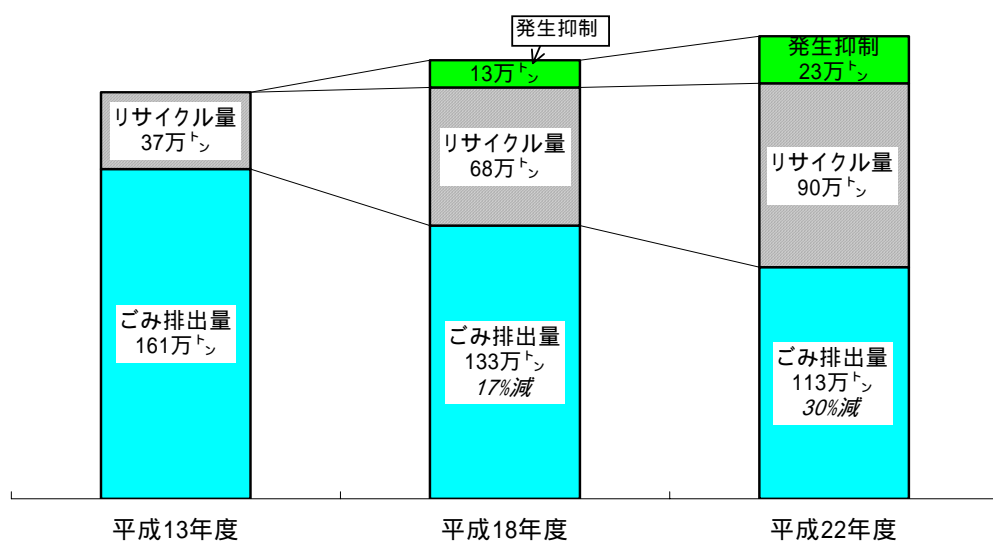
横浜市の施策は、この「横浜市一般廃棄物処理計画」に基づき策定されていくこととなるが、そのうち、家庭系ごみに対しては次のような取り組みがとられた。

< 主な家庭系ごみ対策の例 >

- 平成元年 7月 資源集団回収実施団体への奨励金助成を開始
(平成5年より、実施団体から資源物を回収する事業者への助成も開始)
- 平成2年 12月 缶・びんを対象とする分別収集を一部地域で開始
(平成7年10月に全市域に拡大)
- 平成6年 8月 「横浜市包装の適正化及び包装材の回収・リサイクルに関する指針」策定
- 平成7年 5月 再生利用等促進物を指定、その後順次拡大
- 平成9年 1月 粗大ごみ有料化
- 3月 資源回収ボックスの設置、その後順次拡大
- 10月 小さな金属類の分別収集実施
- 平成11年 2月 ペットボトルの分別を一部地域で開始(平成14年3月に全市域に拡大)
- 平成12年 2月 家庭ごみの排出方法に半透明袋を導入

4 . G 3 0 プラン

G 3 0 プランとは、平成 14 年 12 月に横浜市で発表された市政運営における政策面での基本的な指針である中期政策プランの中で、めざすべき都市像のひとつとして掲げられた「地域から地球に広がる環境行動都市の創造」の具体的な目標である「平成 22 (2010) 年度における全市のごみ量を平成 13 (2001) 年度に対し 30% 削減する」を達成するため、平成 5 年に策定した一般廃棄物処理基本計画を改定した新基本計画である (計画期間は平成 14 (2002) 年度から平成 22 (2010) 年度まで) 。



(平成 14 年中期政策プランより)

G30プランの内容

G30プランの基本方針（内容）を概観すると以下のとおりである。

)市民・事業者・行政が情報を共有すること。

地域や学校における環境教育・環境学習の推進や、ごみの減量化・資源化の普及・啓発活動の推進などが掲げられている。

)市民・事業者・行政が協働して、ごみ減量化を推進すること。

ごみの減量・3R推進運動の促進のための施策として、3R推進運動組織の結成、地域の3R活動支援、経済的手法（家庭ごみ有料化、デポジット制度、レジ袋税など環境税）の導入等の調査・検討を行うことが掲げられている。

なお、「3R」とは、ごみの「Reduce（発生抑制）」、「Reuse（再使用）」、「Recycle（再生利用）」の各頭文字を取ったものである。

)徹底的なごみの分別と資源化を進めること。

家庭系ごみ対策として、分別の徹底・分別収集の拡充、資源集団回収の促進、資源デポ（常設の資源回収拠点）の整備、事業者回収の促進、生ごみの資源化の促進（家庭用コンポスト容器の普及拡大、電気式生ごみ処理機の普及拡大など）、事業系ごみ対策として、排出事業者による適正排出と資源化の推進やこれらに関わる静脈産業の育成などが掲げられている。

)環境に配慮したごみ処理を推進すること。

収集・運搬のための施策として収集事務所機能の充実、運営の効率化・サービスの向上、収集車両の環境対策の強化など、リサイクル関連施設等の整備・運営のための施策としてPFI手法等民間活力の導入の検討、リサイクル活動拠点の充実など、ごみ焼却工場の運営・管理のための施策として環境対策の充実、運営管理の効率化など、最終処分場の運営・管理と整備のための施策として最終処分場への負荷の低減、新規処分場の確保など、リサイクル技術、処理技術等の調査・研究のための施策として収集・運搬、処理・処分技術の調査・研究や、資源化技術の調査・研究などが掲げられている。

)環境にやさしい、きれいなまちづくりを推進すること。

地域からの美化活動の推進のための施策として収集事務所と区役所との連携の促進、クリーンタウン横浜事業の推進、美化ボランティアの育成、地域や町内会での市民参加型の美化活動の推進など、不法投棄防止対策の推進のための施策として監視の強化、啓発活動の推進、放置自動車等の撤去・処分の迅速化などが掲げられている。

5 .G 3 0 プランの検証と今後の展開(ローリング)(平成 18 年 4 月)

平成 15 年にスタートした G 3 0 プランの当初の数値目標であった「平成 22 年度にごみ量 30%削減(対平成 13 年度比)」を平成 17 年度において達成した。横浜市は、平成 18 年 4 月、以下の通り「横浜 G 3 0 プランの検証と今後の展開(ローリング)」を発表した。

(1) G 3 0 プランの成果

ごみ量は、平成 17 年度で 106 万 t となり、平成 13 年度比 34%減となった。

また、資源の回収量は、資源集団回収、資源デポ、センターリサイクル、行政回収の各回収方法の推進や、平成 17 年 4 月からの分別収集品目拡大事業の全市展開などの取り組みにより、平成 13 年度の 17 万 t に対して、平成 17 年度には 16 万 t 増加(95%増)し、33 万 t となった。

(2) 財政的効果

焼却工場の廃止(栄工場及び港南工場の廃止)

栄工場は、G 3 0 プランが開始する以前の平成 13 年から完全休止状態であったが、G 3 0 プラン開始後の平成 17 年 10 月に廃止された。港南工場は、昭和 49 年に設立された老朽化した工場であり、当工場も G 3 0 プラン開始後の平成 18 年 11 月に廃止された。

最終処分場の延命化

平成 15 年度段階では、神明台処分地と南本牧廃棄物最終処分場(第 2 ブロック)の残容量は、平成 19 年度において 10 万^m³になると予測されていたが、G 3 0 プランの推進により 70 万^m³となった。

(3) 環境負荷低減効果

二酸化炭素排出量は、平成 13 年度に比べ、平成 16 年度は約 36 万 t (18%減)減少した。

(4) G 3 0 プランの今後の展開

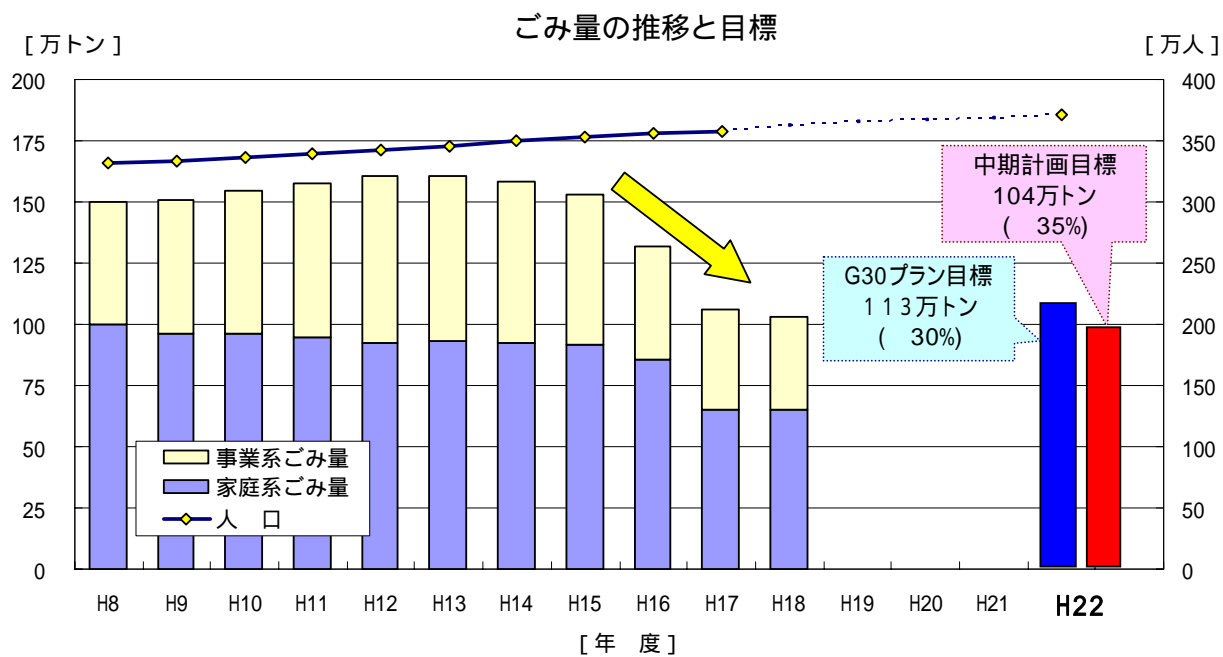
以上のような検証結果を踏まえて、検証と今後の展開(ローリング)においては、

以下のような今後の目標及び施策が策定された。

-) G30プランの普及啓発
-) 家庭系ごみの減量・リサイクル
- (ア) 分別品目の拡大・分別排出の徹底
- (イ) 資源集団回収の促進
- (ウ) 資源デポ（常設資源回収拠点）の整備
- (エ) センターリサイクルの全区展開
- (オ) せん定枝のリサイクルの推進
- (カ) 生ごみのリサイクルの推進
- (キ) 廃食用油のリサイクル事業
- (ク) 環境にやさしい取組み行動協定
 - （大型店舗へのマイバッグ持参や簡易包装への協力）
- (ケ) 経済的手法等の検討（家庭ごみの有料化導入の検討）
- (コ) 集積場所からのごみ・資源物の持ち去り禁止
-) 事業系ごみの減量・リサイクル
- (ア) 大規模事業所（店舗面積が 500 m²を超える小売店舗及び延べ床面積が 3,000 m²以上の事業所）に対する立入調査
- (イ) 焼却工場における搬入物検査
- (ウ) グリーンコンポスト事業
- (エ) 小学校給食残さのリサイクル
- (オ) 市役所ごみゼロの推進
-) 効率化の推進
- (ア) 各種業務委託の推進による効率化
 - （収集運搬業務・輸送事務所の運営管理業務の委託）
- (イ) 資源物の売却による財源の確保
-) ふれあい収集事業、狭路収集事業等による市民・事業者へのサービスアップ
-) ダイオキシン、アスベスト等に対する安全な処理の推進
-) ペットボトル等の安定したリサイクル
-) 環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進
- (ア) 美化推進員等によるクリーンタウン横浜事業
- (イ) 不法投棄防止対策
- (ウ) 放置自動車対策

6 . 横浜市中期計画

横浜市は、平成 18 年 12 月に横浜市中期計画を策定し、その中において、G30 プランの成果を踏まえ、「平成 22 年度のごみ量を、平成 13 年度に対し 35%削減し、104 万 t とします。」という新たな目標を発表した。



(平成 18 年度横浜市中期計画資料より)

第4章 資源化及びリサイクル等

1. 資源化及びリサイクルに係る収入の推移

(1) 横浜市資源循環局の歳入の概況

横浜市資源循環局の過去6年間の歳入収納額は以下のとおりである。

G30プランで、「平成22年度におけるごみ排出量を、平成13年度実績に対し、30%削減する」との目標を掲げていることに鑑み、平成13年度からの6年間の推移を記載する。

(単位：百万円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
分担金及び負担金	21	34	20	16	12	11
使用料及び手数料	9,202	9,195	9,676	7,173	7,002	6,417
国庫支出金(1)	1,653	434	30	1,053	571	954
県支出金(2)	113	78	68	153	0	0
財産収入	54	45	48	85	282	362
寄付金	13	11	12	6	4	3
諸収入	2,641	2,709	2,935	3,018	3,031	4,720
市債(1)	4,765	2,973	746	474	965	2,227
合計	18,462	15,479	13,535	11,977	11,866	14,695

- 1 国庫支出金及び市債は主に、都筑工場改修工事・神明台処分地7次埋立工事・港南工場撤去工事に係わるものである。
- 2 県支出金は県が行う緊急雇用促進施策に伴う補助金収入である。

(2) 財産収入の推移

(単位 : 百万円)

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
財産運用収入 (1)	24	15	21	46	58	132
財産売払収入	0	0	0	0	0	0
不動産売払収入 (2)	0	0	0	0	163	173
物品売払収入 (3)	0	0	0	19	43	39
生産物売払収入	30	29	27	20	19	18
合計	54	45	48	85	282	362

- 1 財産運用収入は、土地・建物の貸付収入である。
- 2 不動産売払収入は、有償による所管替え及び地上権補償費収入である。
- 3 不要車両の売却収入が主である。

(3) 諸収入の内訳

(単位 : 百万円)

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
資源化物売払収入 (1)	384	527	748	904	1,348	1,925
発電収入	2,080	2,001	2,049	1,710	1,333	2,321
その他 (2)	177	181	138	403	349	475
合計	2,641	2,709	2,935	3,018	3,031	4,720

- 1 資源物として収集したペットボトル・金属缶・古紙等の売払収入である。
- 2 施設管理収入、広告料収入等である。

２．リサイクル事業等

(１) 資源化物売払収入

概要

ごみの減量、リサイクルを一層推進するために、平成 15 年 10 月から、以前の 5 分別 7 品目から 10 分別 15 品目に試験的に市内 40,000 世帯で開始し、平成 17 年 4 月から全市で開始した。その結果、従来は燃やすごみとして処理していた古紙、古布、スプレー缶が新たに資源化物となった。

また、従前、リサイクルのために財団法人日本容器包装リサイクル協会に無償で引き渡していたペットボトルを横浜市が直接、事業者に売却することに一部変更して、資源化物収入の増加が図られた。

過去 6 年間の主な資源化物売払収入の推移は以下のとおりである。

集積されたペットボトル



集積されたアルミ缶



(単位：予定価格(円)、執行予定概算額、売却収入(百万円)、売却量(t・実績)、売却単価(円/t))

区分	摘要	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
アルミ缶	予定単価	83,500	92,917	89,458	110,250	140,775	132,268
	執行予定概算額	306	372	416	449	598	544
	売却量	3,959	4,165	4,059	4,549	4,607	4,450
	売却単価	88,724	107,538	127,001	126,312	148,511	199,428
	売却収入	351	448	515	575	691	808
スチール缶	予定単価	2,467	4,358	7,042	12,150	17,590	18,564
	執行予定概算額	23	41	67	84	118	104
	売却量	8,191	7,549	7,091	6,862	7,034	6,825
	売却単価	2,887	7,059	13,997	19,077	19,322	24,352
	売却収入	24	53	99	131	137	150
ペットボトル	予定単価						11,670
	執行予定概算額						77
	売却量						9,056
	売却単価						49,333
	売却収入					20	371
古紙	予定単価			520	604	948	3,351
	執行予定概算額			1	6	64	178
	売却量			1,355	10,600	52,998	48,555
	売却単価			997	1,738	5,632	8,954
	売却収入			1	16	298	332
売却収入小計(百万円)		375	501	616	721	1,146	1,661
その他(百万円)		9	26	132	183	202	264
資源化物売払収入(百万円)		384	527	748	904	1,348	1,925

この表において、売却量及び売却単価は、各年度の4月から翌年3月までの実績数値である。売却収入は当該年度歳入の決算数値であるが、3月分は翌年度歳入に計上されるなど、対象月に相違があるので、売却量に売却単価を乗じた数値と売却収入は一致しない。

また、古紙は平成15年10月から各区約2,200世帯のモデル地区で分別収集を開始し、平成16年10月からは南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区及び泉区の6区に拡大した。さらに、平成17年4月からは分別収集を全市展開したことが

ら、売却量が平成 17 年度、18 年度は大幅に増加している。それ以前は、家庭ごみとして収集・焼却処理していた。

平成 18 年度における年次予算額、執行予定概算額及び売払収入額の比較

資源化物として有価で売却できるものについて、業者選定の方法、入札状況、売却単価の決定方法を、関連資料等を見直し、関係部署に質問した。また、売却収入が多いアルミ缶、スチール缶、ペットボトル及び古紙については、業者選定時の「委託等業者選定調書」及びそれに記載されている執行予定概算額と契約金額を比較し、かつ、市況があるものについては、市況と比較して契約単価が妥当であるかを確認した。

なお、売却収入、執行予定概算額及び年次予算額との比較をして、差異の分析をした。

平成 18 年度における年次予算額、執行予定概算額及び売却収入額との比較は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

区 分	年次予算額	執行予定概算額	売却収入額	差異率 (/)	差異率 (/)
アルミ缶	612	544	887	88.9%	155.3%
スチール缶	137	104	166	75.6%	152.3%
ペットボトル	137	77	447	56.4%	551.9%
古紙	593	178	435	30.0%	244.4%
計	1,479	902	1,935	61.0%	206.1%

年次予算額と売却収入との比較では、ペットボトル及び古紙に大きな差異はあるものの、概して、予算額を達成した売却収入を計上している。しかしながら、個々の入札時の最低入札額を意味する執行予定概算額は、ペットボトル及び古紙について、大きな差異が認められる。個々の入札時に、年次予算を意識した執行予定概算額となっていない。執行予定概算額の総和は必ずしも、年初予算額とはならず、各入札時の執行予定概算額も年初予算の達成度合を意識しては設定されていない。

執行予定概算額は、担当部署が前回契約金額を参考にして設定し、「委託等業者選定調書」を作成し、平成 18 年度までは、資源循環局選定委員会に選定依頼をしており、平成 19 年度からは、横浜市契約事務委任規則に従い、資源循環局からの契約締結依頼に基づき、行政運営調整局契約財産部が契約事務を行うように変更されている。

) 執行予定概算額と契約金額

ペットボトルおよび古紙については、以下のように平成 18 年度の執行予定概算額と契約金額に大幅な差異が認められた。

(ア) ペットボトル

ペットボトルは半期毎に各資源選別センター別（戸塚資源選別センター除く）に、指名競争入札で業者が選定される。入札最低額を意味する執行予定概算額と契約金額とでは、平成 18 年度は約 4.53 倍の開きがある。下期では、上期契約単価を意識して執行予定概算時の予定単価の見直しをしているものの、差異率 3.04 倍で、未だ大きな差異がある。

予定金額及び契約金額の差異

	金額（百万円）			単価（円/t）		
	予定金額	契約金額	差異率	予定金額	契約金額	差異率
上期	29	203	6.99	6,905	48,273	6.99
下期	48	146	3.04	16,552	50,357	3.04
計	77	349	4.53	10,845	49,124	4.53

- 1 ペットボトルには公表された市況がない。
- 2 差異率 = 契約金額（契約単価）÷ 予定金額（予定単価）
- 3 契約金額は一定数量の売却を前提に売却単価を契約し、実際売却量と契約時の一定数量とは異なるため、契約額と売却収入とは異なる。

(イ) 古紙

古紙売却については、四半期毎に指名競争入札で実施している。予定単価は、市況単価を把握し、前回契約単価を参考にして、執行予定概算額を設定している

との説明を受けたが、平成 18 年度における古紙等の市況は、下記の表に示すとおり、一番単価の高い古紙（新聞）について、4 月の 5.75 円/kg から、上昇して 9 円/kg にまでなっている。一方、契約単価は低下傾向にあるものの、平成 18 年度平均値では、市況を上回る単価で売却出来ている。ただし、予定概算額と契約金額には 2 倍以上の開きがあり、前回契約単価を参考にしているとは言えない状況となっている。

予定金額と契約金額の差異

	金額（百万円）			単価（円/t）		
	予定概算額	契約額	差異率	予定単価	契約単価	差異率
H18.4～H18.6	43	139	3.23	3,150	10,159	3.23
H18.7～H18.9	49	128	2.64	3,675	9,687	2.64
H18.10～H18.12	22	102	4.65	1,575	7,320	4.65
H19.1～H19.3	64	106	1.66	5,250	8,729	1.66
年計	178	476	2.68	3,351	8,970	2.68

- 1 差異率 = 契約額（契約単価） ÷ 予定概算額（予定単価）
- 2 平成 18 年 10 月～12 月の予定単価が他四半期の予定単価と比べ著しく低い理由は、第 3 四半期から契約内容の見直しを行い、履行に際しての諸規定をより適正化、明確化したことにより、契約額の低下が予想されたためである。

平成 18 年度の古紙の市況

（単位：円/kg）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新聞	5.75	5.75	5.75	5.75	5.75	5.75	5.75	5.75	6.75	6.75	7.75	9
雑誌	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.75	4.25	4.25	4.25	4.25	4.25
段ボール	4.5	5	5	5	5	5	5	5.25	5.25	5.25	5.25	6
平均	4.58	4.75	4.75	4.75	4.75	4.75	4.83	5.08	5.42	5.42	5.75	6.42

市況出典：平成 18 年度日経新聞東京地区価格 回収問屋買値 円/kg

古紙の市況及び契約単価の比較

(単位：円/kg)

	市況	契約単価
H18.4～H18.6	4.69	10.16
H18.7～H18.9	4.75	9.69
H18.10～H18.12	5.11	7.32
H19.1～H19.3	5.86	8.72
平均	5.10	8.97

(改善要望)「執行予定概算額の予定単価について現実的な単価を用い、執行予定概算額の精度を高めることを求めるもの」

ペットボトルについては公表された市況がないとは言え、契約単価と予定単価との乖離は余りにも著しいものがある。

また、古紙については、市況を参考にした予定単価のように見受けられるが、契約単価は低下傾向、予定単価は上昇傾向にあり、市況単価を考慮した予定単価とは言い難い状況である。

年度収入予算額を保守的に見積もり、後の一般財源への追加負担を回避する意識が働いていたとしても予定単価と契約単価の乖離は改善の必要がある。

(意見)「戸塚資源選別センターのペットボトルを直接、全量売払うことを含め、価格動向に応じた対応を求めるもの」

平成 18 年度に戸塚資源選別センターから財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡されたペットボトル量は 2,612t あり、32 百万円の収入を得ているが、平成 18 年度の売却単価 49,333 円/t で売却されていたとすると、129 百万円 (2,612t×49,333 円/t) の売払収入が得られたと推定される。その差は 97 百万円で、平成 18 年度の前年度古布売払収入 11.1 百万円の 8.7 倍、粗大リサイクル品の売払収入 8.4 百万円の約 11.5 倍に相当する額であり、ペットボトルの市況軟化時の処分方法の維持コストとしては、高額といえる。

一方、容器包装リサイクル法では、容器包装廃棄物の処理方法につき、直接業者委託とするか、指定法人たる財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託するかは市の判断と規定されている。横浜市財政を考慮すると、ペットボトル全量を、直接売却することも含め、価格動向に応じた対応が必要と考える。

(2) 発電収入

概要

横浜市内の 5 つの焼却工場（鶴見、保土ヶ谷、旭、金沢、都筑）から発生する蒸気は、工場内の冷暖房、機器運転に利用し、余剰蒸気は工場併設の余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設等）に無償で供給している。また、蒸気タービン発電機により、発電を行っている。発電電力は、自家使用以外に、隣接する環境創造局施設（下水処理施設（ 1）等）に利用し、さらに余剰の電力を電気事業者に原則（ 2）、工場単位の指名競争入札契約で売却している。

- 1 下水処理施設で再生された水は、焼却工場の排ガス冷却用に利用されている。
- 2 保土ヶ谷工場は、安定した発電電力量が発生しない為、電力会社への随意契約での売却である。

タービン発電機



焼却工場毎の売電量、売却平均単価及び売却額の過去 6 年間の推移は、以下のとおりである。

(単位 : 売電量、売却(千 kw)、売却平均単価(円/kwh)、売却額(百万円))

区分	発電能力		13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
鶴見工場	22,000 kw	売電量	86,923	79,479	74,853	69,509	58,962	65,369
		売却額	588	547	523	478	396	529
		売却平均単価	6.8	6.9	7.0	6.9	6.7	8.1
港南工場	2,800 kw	売電量	5,185	4,832	6,091	5,387	818	廃止
		売却額	41	38	48	42	6	
		売却平均単価	7.8	7.9	7.9	7.9	7.8	
保土ヶ谷工場	4,200 kw	売電量	2,944	2,912	5,726	4,792	352	2,051
		売却額	22	22	44	36	3	15
		売却平均単価	7.5	7.5	7.7	7.5	7.1	7.4
旭工場	9,000 kw	売電量	37,540	36,789	36,580	28,426	26,784	24,061
		売却額	299	294	292	224	204	210
		売却平均単価	8.0	8.0	8.0	7.9	7.6	8.7
都筑工場	12,000 kw	売電量	51,821	41,785	59,321	54,929	37,338	33,402
		売却額	386	315	439	405	275	289
		売却平均単価	7.4	7.5	7.4	7.4	7.4	8.6
金沢工場	35,000 kw	売電量	104,490	108,287	94,517	71,529	58,859	83,390
		売却額	745	785	702	525	417	704
		売却平均単価	7.1	7.2	7.4	7.3	7.1	8.4
計	85,000 kw	売電量	288,904	274,084	277,088	234,573	183,113	208,273
		売却額	2,080	2,001	2,049	1,710	1,300	1,746
		売却平均単価	7.2	7.3	7.4	7.3	7.1	8.4
環境価値分	-	売却量					7,980	136,541
		売却額					34	575
		売却平均単価					4.2	4.2

環境価値分とは電気事業者に、新エネルギー等から発電される電気を一定量以上利用することを義務づけることにより、新エネルギーの更なる導入拡大を図ることを目的とした法律（「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特

別措置法」)での新エネルギー相当料金で計算される価値である。新エネルギーにはバイオマス発電が入り、廃棄物発電のうち、プラスチック類を除いた分がバイオマス発電として位置づけられている。

焼却工場の発電量にバイオマス比率(横浜市の場合 50%~60%)を乗じた量を新エネルギー相当電力量の環境価値分として、入札等により電気事業者へ売却している。この新エネルギー相当電力は、一種の有価証券的な電力量であり、実際の発電量とは異なる。

ごみ分別による焼却量の減少とごみカロリー(発熱量)の低下により、売電量は年々減少傾向にあるが、平成 17 年から始めた環境価値売却額が平成 18 年度では 575 百万円あり、発電収入総額では、平成 18 年度は増加している。

発電能力の低い港南工場(平成 18 年度廃止)と保土ヶ谷工場は、タービンの起動停止が簡単で余熱利用を目的とした背圧タービンを採用しており、焼却量に対して売電量が少なく、発電効率が低い。これは、2 工場の竣工当時の焼却熱利用の考え方(自家使用を賄えればよい)から、焼却炉技術の進歩により安定した発電が可能となり、売電を積極的に進める考え方に近年変わってきているためである。保土ヶ谷工場を金沢工場並みの発電能力にアップするには、ボイラなど殆どの設備が更新となるため、約 400 億円の投資が必要と横浜市は試算している。

一方、発電能力の高い金沢・鶴見工場の売電単価が他工場の単価と比べ低いが、これは隣接する横浜市の他局所管の下水処理施設への売電単価が平成 13 年度から平成 17 年度は 4.9 円/kwh、平成 18 年度は 6.62 円/kwh と電気事業者への売電単価より低いためである。

金沢工場における平成 16 年度から平成 18 年度の電気事業者への売電単価は以下のとおりである。

(単位 : kwh/円)

年度	夏季平日昼間	その季平日昼間	その他
16	11.40	10.70	4.90
17	10.78	9.65	5.25
18	11.60	9.75	7.00

夏季平日昼間 7～9月の8:00～22:00(日曜、祝日等除く)

その季平日昼間 7～9月を除く8:00～22:00(日曜、祝日等除く)

その他 上記を除く時間帯

(意見)「他局への売電単価を電気事業者への売電単価と同等とすることを求めるもの」

同じ横浜市の他局への供給といえども、会計単位毎の収支計算を適正に実施するためには、市場価額に準じた売電単価の適用が必要と考える。なお、平成 19 年度は市場価額に準じた価格を適用するよう改められている。

3 . 焼却灰の資源化

一般廃棄物を焼却工場において焼却したのちに発生する焼却灰については、これを最終処分場に埋め立てるのではなく、資源化して再利用することが行われている。

焼却灰の溶融は、溶融スラグ及び溶融メタルとして資源化される。溶融スラグは、灰溶融炉中の溶融灰をガラス質の固化物として道路の路盤材に再利用するものであり、溶融メタルは、灰溶融炉の最下層に沈殿する金属混合体を抽出して再利用するものである。

また、焼却灰から不要な金属類、塩分等を取り除き、セメント原料とする試みも行われている。平成 22 年度までには、セメント原料化を行うために PFI（Private Finance Initiative：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法）という手法により、事業を行うことが予定されている。この事業の事業費は、施設建設費（用地費含む）50 億円、施設維持等に関する年間費用 15 億円、事業期間 20 年とされているため、総費用額は、約 350 億円である。



溶融スラグ



溶融メタル

（1）溶融スラグ及び溶融メタル

溶融スラグ及び溶融メタルに係る生産量、年間維持費及び投資額等の推移

焼却灰の溶融による資源化施設は横浜市においては、金沢工場のみを設置されており、過去 6 年間の生産量、売却量、売却額、売却平均単価、製造単価、年間埋立量、年間維持費及び投資額の推移は以下のとおりである。

溶融スラゲ

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
生産量 (t)	13,190	13,942	12,560	10,750	10,091	10,369
売却量 (t)	13,102	11,834	13,004	10,257	10,060	10,511
売却額 (百万円) 1	-	1	1	1	1	1
売却平均単価 (円/t)	-	105	105	105	105	105
製造単価 (円/t) 3	33,597	34,719	42,000	55,616	49,639	51,979

溶融メタル

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
生産量 (t)	857	924	822	617	472	433
売却量 (t) 2	459	924	822	617	426	457
売却額 (百万円)	1	3	3	7	7	14
売却平均単価 (円/t)	2,100	3,149	3,148	11,639	15,965	30,707
製造単価 (円/t) 3	33,597	34,719	42,000	55,615	49,638	51,979

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
年間埋立量 (m ³)	359,000	325,000	338,000	254,000	206,000	194,000
(内焼却灰埋立量)	(250,927)	(245,903)	(230,419)	(174,234)	(124,474)	(118,625)

焼却灰溶融設備の年間維持費

(単位：百万円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
人件費	205	202	198	192	188	188
物件費	34	24	38	33	27	40
修繕費	6	63	99	180	82	107
減価償却費 4	226	226	226	226	226	226
計	472	516	562	632	524	561
投資額 (百万円)	4,275	-	-	-	-	-

- 1 平成13年度売却額は操業当初で、生産量は全て無償供与している。
- 2 売却量は操業当初で、平成13年9月までは、無償供与していたため、生産量が売却量を上回っている。
- 3 製造単価は、焼却灰溶融炉の同一設備から生産され、年間維持費をスラ

グ生産量とメタル生産量の合計値で割って算出しているため、各々の単価は同一となっている。

4 減価償却費は耐用年数 17 年、定額法（残存価額 10%）で計算している。

なお、溶融炉の稼働日数と稼働率は以下のとおりである。

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
稼働日(日)	315	314	300	287	294	273
稼働率(%)	86.3	86.0	82.2	78.4	80.5	74.8

稼働率は、稼働日を年間 365 日で割って算出している。

焼却灰の溶融は、横浜市に 2 ヶ所ある最終処分場（神明台・南本牧）での焼却灰埋立量を減量し、処分地の延命化と焼却灰に含まれるダイオキシン類や重金属を無害化し、環境負荷の低減を図る目的で平成 13 年度から開始した焼却灰の資源化方法である。当該年度の操業計画に基づき、年度始めに指名競争入札で半年間（溶融メタル）あるいは年間（溶融スラグ）の売買契約を締結し、生産したスラグ、メタルを全て売却している。故に、生産量と売却量はほぼ同一となっている。ただし、溶融スラグは約 2 ヶ月間から 3 ヶ月間の在庫を保有している。

上記の表から、以下のことが読み取れる。

)溶融スラグは平成 18 年度の t 当たり製造単価が 51,979 円に対し、売却単価は定額の 105 円で、売却額も概ね年間 1 百万円強で推移している。

)溶融メタルは金属市況を反映して売却単価は上昇しているが、溶融炉の稼働率の低下やごみの分別によるごみ質の変化により生産量は減少傾向にあり、売却額で平成 18 年度に初めて 10 百万円を上回り、14 百万円が計上されている。

)年間維持費は、平成 13 年度に 42 億 75 百万円の設備投資を実施し、溶融炉、スラグ成形設備、各種コンベア等の補修費が増加傾向にある。修繕計画によれば、今後、毎年概ね 1 億円の修繕費の発生が見込まれている。故に、t 当たり製造単価は、生産高の減少もあり、年々上昇傾向である。

)年間維持費を 5 億～6 億円掛け、10 百万円～15 百万円の年間売却収入を上げている。平成 18 年度の費用回収率は 2.7%（各売却額合計÷年間維持費）である。

処分地の延命化に係るコストの算定について

以上のことから、処分地の延命化を図るコストは以下のように計算される。

溶融炉投入量 100t 当たり、溶融スラグは 86.9t、溶融メタルは 4.97t、計 91.87t が生産される。また、溶融灰投入量は焼却灰を選別・乾燥後に投入される為、投入量の約 15%の水分が除去される。仮に、溶融設備を利用せずに、焼却灰として最終処分地に埋立する焼却灰量は、平成 18 年度の数値を基にすると以下のように計算される。

溶融スラグ生産量	10,369t
溶融メタル生産量	<u>433t</u>
計	<u>10,802t</u>
溶融炉投入量	11,758t (10,802t÷0.9187)
水分除去前量	13,833t (11,758t÷0.85)
埋立量への変換	11,925 m ³ (13,833÷1.16)

上記、変換後の埋立量 (m³) は、平成 18 年度埋立量 194,000 m³に直接埋立の不燃物や産業廃棄物量などが含まれており、焼却灰のみの埋立量は 118,625 m³で 10.1%を占める。

言い換えれば、年間の焼却灰埋立量は、溶融設備で処理される焼却灰量の約 9.9 年 (118,625 m³÷11,925 m³) の量に相当する。現在進めている神明台処分地の第 7 次 期工事は 360,000 m³の埋立量を確保し、約 3 年間の使用を計画し、約 22 億 87 百万円の建設工事費 (土地代除く) と埋立費 5 億 16 百万円を予定している。1 年間の埋立量確保につき、9 億 34 百万円の建設工事費と埋立費が掛かる計算になる。

一方、焼却灰溶融設備の年間維持費 (減価償却費含む) は、過去 6 年間の平均は 5 億 45 百万円であり、9.9 年間の維持経費は、53 億 96 百万円 (5 億 45 百万円×9.9 年) である。焼却灰溶融設備の 9.9 年間の維持経費である 53 億 96 百万円相当額という経費を掛け、処分地を 1 年間延命させているといえる。

神明台処分地の 1 年間の埋立量を確保する工事費と埋立費は、用地代を別にして 9 億 34 百万円であり、焼却灰溶融設備の維持費累計額 53 億 96 百万円の約 17.3%である。

(意見)「費用と売却額を対比した情報公開を求めるもの及び事業見直しの基準を明確にし、これを検証することを求めるもの」

平成 18 年度の場合、埋立量へ変換した水分除去前の焼却灰は年間埋立量の約 10.1%を占め、最終処分場の延命化やダイオキシン類などの無害化による環境負荷の低減に一定の貢献はしているといえる。しかし、溶融スラグや溶融メタルの生産にかかるコストは、設備投資額 42 億 75 百万円、年間維持費 5～6 億円であり、これを処分地 1 年間延命させるためのコストに換算すると 53 億 96 百万円となるが、これに対する費用回収率 2.7%という状況は、財政面からは疑問が残るところである。市民が溶融スラグや溶融メタルの生産に掛かるコストを認識でき、かつ、議会が当該事業遂行の判断が適時に行なえるよう、処理量や売却量に加え費用と売却額を対比した情報の公開が望まれる。それにより、ごみ量削減のより一層の啓蒙にも資することにもなると考える。

また、最近の金属市況の高騰を反映した売却収入の増加が認められるものの、今後、経常的に発生する施設補修費や補修・清掃期間確保による稼働率の低下による売却量の減少等、費用回収が低迷することが予想されるため、売却収入と年間維持費との割合に一定基準を設け、当該一定基準を下回る場合には他の資源化手法を加味して、料金や事業継続の見直しを行う検証等の手続きの導入を検討することが望まれる。

(2) 最終処分場

南本牧処分場の使用可能期間

)神明台処分地の埋立終了

横浜市は、現在、一般廃棄物である不燃性のごみと焼却残さの埋立を内陸処分場である神明台処分地と海面処分場である南本牧処分場の 2 つの最終処分場で行っている。この内、神明台処分地では、昭和 48 年 10 月より埋立が開始された。埋立面積は 430 千 m^2 、埋立容量は 6,810 千 m^3 であるが、平成 18 年度末の総埋立量は 6,150 千 m^3 であり、既に埋立容量の 90%以上にのぼっている。現在、神明台処分地では最後の第 7 次 期部分の開設工事を行っており、平成 22 年度には埋立が終了する。

)南本牧処分場の整備

海面処分場である南本牧処分場では、一般廃棄物に加え、産業廃棄物である市

内公共工事から発生する廃棄物及び市内中小事業者の廃棄物の一部を南本牧廃棄物最終処分場に埋立処分している。南本牧処分場では平成 5 年 11 月より埋立が開始された。埋立面積 210 千㎡、埋立容量は 4,270 千㎡であるが、平成 18 年度末の総埋立量は 3,441 千㎡であり、既に埋立容量の 80%以上にのぼっている。平成 26 年度には埋立が終了する計画である。

そこで平成 26 年度以降の新たな処分場が南本牧ふ頭第 5 ブロックに計画されている。計画によれば、南本牧ふ頭第 5 ブロックは平成 19 年より平成 25 年にわたり整備が行われ、埋立面積は 164 千㎡、埋立容量は 4,000 千㎡となる。



南本牧ふ頭第 5 ブロックでの年間廃棄物受入量は約 84 千㎡が計画されており、埋立容量 4,000 千㎡と比較すれば、約 47 年 ($= 4,000 \text{ 千} \text{ m}^3 \div 84 \text{ 千} \text{ m}^3$) の使用可能期間を計画しているが、この使用可能期間の計画には、焼却灰の資源化計画達成が前提となっている。

計画されている年間廃棄物受入量 84 千 m³の内訳は次の通りである。

内 訳		予想受入量
一般廃棄物	不燃物(ガラス類、陶磁器類等)	23 千 m ³ /年
	資源化不適物 (焼却灰中に含まれる木の切り株、大塊や非鉄筋属等)	17 千 m ³ /年
	溶融飛灰固化物 (溶融炉の集じん灰をセメントで固形化処理したもの)	4 千 m ³ /年
	小計	44 千 m ³ /年
産業廃棄物	安定型	20 千 m ³ /年
	管理型	20 千 m ³ /年
	小計	40 千 m ³ /年
合計		84 千 m ³ /年

環境影響評価書の事業計画による

)使用可能期間に関する問題点

(ア)計画上の数値

南本牧ふ頭第 5 ブロックは、年間受入量約 84 千 m³、埋立容量 4,000 千 m³とされているところ、この年間受入量に予定されている一般廃棄物の内、焼却灰関連の廃棄物は年間廃棄物受入量 84 千 m³の内、資源化不適物 17 千 m³と溶融飛灰固化物 4 千 m³の合計 21 千 m³である。

(1)実績及び予想に基づく数値

一方、平成 18 年度の一般廃棄物の内の、焼却灰の発生実績は 152 千 m³である。

焼却灰の有効利用については、金沢工場で行っている溶融スラグ化に加え、現在、技術的に確立しているセメント原料化など、複数の資源化手法により、実施可能なものから順次、事業化を進める計画としている。平成 18 年度の実績では、金沢工場での焼却灰溶融スラグ化をはじめ、鶴見工場の焼却灰セメント原料化や旭工場での飛灰セメント原料化、合わせて約 17 千 m³を資源化している。平成 19 年度は、新たに旭工場の焼却灰セメント原料化と、金沢工場の溶融飛灰の資源化を実施し、資源化処理量は、約 26 千 m³を見込んでいる。

これらに加え、平成 22 年度から PFI 事業により焼却灰 46 千 m³をセメント原

料化することが計画されているので、これを合わせると資源化処理量は 72 千 m^3 (= 工場資源化 26 千 m^3 + PFI 事業 46 千 m^3) になる。

これらの削減効果を平成 18 年度の実績にあてはめれば、焼却灰の埋立量は 80 千 m^3 (= 発生実績 152 千 m^3 - 資源化処理量 72 千 m^3) となる。現時点では、上記以外に焼却灰削減の具体的な計画は策定されていない。

予想されている焼却灰関連の年間廃棄物受入量がこのように、21 千 m^3 でなく現在の具体的な計画に基づく 80 千 m^3 とすれば、年間廃棄物受入量は 84 千 m^3 でなく、143 千 m^3 (= 84 千 m^3 + (80 千 m^3 - 21 千 m^3)) と増加する。

(ウ)使用期間の短縮

南本牧ふ頭第 5 ブロックの年間廃棄物受入量は前記の通り、84 千 m^3 とされ、これに基づき埋立容量 4,000 千 m^3 として 47 年間の使用期間が予定されている。しかしながら、年間廃棄物受入量が当初計画されていた 84 千 m^3 を超え、143 千 m^3 に増大するとすると、平成 26 年度以降の使用可能期間は約 47 年でなく 28 年となる (= 4,000 千 m^3 ÷ 143 千 m^3)。使用可能期間は予想より 19 年 (= 47 年 - 28 年) 短縮されることになる。

(I)年間 59 千 m^3 の焼却灰資源化の具体策の策定

横浜市の焼却灰関連の予想受入量 21 千 m^3 と上記の現実的な年間受入量 80 千 m^3 との間には 59 千 m^3 との差がある。この差を解消する何らかの具体策を策定しない限り、南本牧の新規処分場の平成 26 年度以降の使用可能期間は、現在予測されている 47 年ではなく、28 年と 19 年短縮されることになる。

(意見)「焼却灰の更なる資源化の具体策の策定を求めるもの」

南本牧の新規処分場の使用可能期間を延命するため、年間 59 千 m^3 の焼却灰資源化の具体策を早期に検討することが必要である。

)最終処分場の長期的な確保

内陸処分場である神明台処分地は平成 22 年度には埋立が終了し、それ以降の新たな内陸処分場の確保は計画されておらず、用地の確保も極めて難しいと予想される。また、海面処分場も南本牧処分場を最後に新たな処分場整備計画はない。海の環境保護の観点からも新たな海面処分場の確保は困難であり、長期的には、南本牧処分場の埋立終了後の最終処分場の確保が課題となる。

4 . グリーンコンポスト

(1) グリーンコンポスト事業について

樹木のせん定枝を焼却することなく、粉碎し生チップとし、また、その後発酵させ土壌改良材（グリーンコンポスト）にし、登録された農家、横浜市の緑化事業及び一般市民へ売却し、焼却量の減少を図り、かつ、せん定枝の資源化をおこなっている。

グリーンコンポストの山



家庭からのせん定枝は、せん定枝チップ機を無償で貸出したり、無料収集しているが、事業系せん定枝は、1kg10円（税込）で搬入受入をしている。

せん定枝は、神明台処分地にあるグリーンコンポストに搬入され、発酵させるまでに約10ヶ月の月日を掛けて製品化される。製品寿命は数ヶ月（3～4ヶ月）である。寿命経過後のグリーンコンポストは保管場所である神明台処分地の覆土材として最終的に利用されている。

過去 6 年間のグリーンコンポストの搬入量、生産量、推定在庫量の推移は以下のとおりである。

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
搬入量 (t)	3,805	3,995	4,239	3,647	5,316	4,255
生産量 (t)	2,283	2,396	2,543	2,188	3,190	2,553
売却量 (t)	1,858	2,061	1,583	1,642	1,322	1,170
覆土材等使用量 (t)	322	0	355	627	1,025	1,327
推定在庫量 (t) (- - の累積)	103	438	1,044	963	1,806	1,862

せん定枝からの製品生産量および在庫量を資源循環局では把握していないが、せん定枝搬入量の約 50% ~ 60% が製品となるとされていることから、仮に、搬入量の 60% が生産量とした場合、推定在庫量は上記表のように計算される。

(改善要望) 「資源化した製品の適正な管理を行うことを求めるもの」

資源化された製品のうち、売却される数量は約半数程度にとどまっていることから、推定在庫量は、今後ますます増大することとなる。このため、売却できなかった在庫製品は、廃棄せざるを得ないものも生じることになる。

グリーンコンポスト事業の正確な把握のためには、生産量、在庫量を正確に把握して、対応していくことが必要となる。

横浜市物品規則では、グリーンコンポストは第 29 条 1 項の 生産品、副生産品に該当し、売却時に「物品出納通知書」の作成が必要とされており、物品管理台帳の作成・備付は要求されていない。それゆえ、生産量および在庫量は把握していない状態となっている。在庫量が不明のためそれを考慮外にすると、近年、生産量の半分は売却につながらず、製品寿命が過ぎ、本来の利用ではない覆土材等に利用されている。一定のロスがあるものの、平成 18 年度では約 10,550 千円相当の製品が本来の目的に利用されない結果となっている。

また、売却量、売却単価の減少・低下傾向にあるにもかかわらず、資源循環局あるいは担当部署として、対応策が講じられていないことに鑑み、物品管理台帳（在庫台帳）を作成し、生産量および生産月単位での在庫数を把握し、寿命経過

製品の減少に努めるべきと考える。

(意見)「縦割行政の弊害を生み出さないために、必要な事案ごとに運用上の横断的検討を求めるもの」

環境創造局が、資源循環局と同様の施設(緑のリサイクルプラント)を旭区に、平成18年3月から公設民営で竣工(設備投資額は5億23百万円)させている。環境創造局の施設は年間4,000tの処理能力があり、資源循環局の施設の年間搬入量から判断してほぼ同一規模である。製品化して売却するものは全く同一品ではないが、せん定枝を資源化する点で同様な施設という点で、このような問題は、縦割行政の弊害を生み出しかねない状況である。類似した事業目的をもつ事業を行う場合には、行政効率を加味して各局の横断的な意見交換を行い、重複した無駄が発生しないよう配慮することを求める。

5 . 手数料の徴収事務

(1) 手数料等の内訳

(単位 : 百万円)

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
一般廃棄物処理手数料	9,201	9,195	8,616	6,530	6,382	5,778
産業廃棄物処理手数料	1,853	869	950	514	493	518
その他 (1)	97	86	111	129	126	121
合計	11,151	10,151	9,676	7,173	7,002	6,417

1 申請書類等の証紙収入が主である。

(2) 一般廃棄物処理手数料

平成 18 年度の一般廃棄物処理手数料の内訳は以下のとおりである。

区分		件数
		収入額 (百万円)
一 般 廃 棄 物	事業系ごみ	24,629
		4,985
	粗大ごみ	1,792,348
		710
	動物死体	2,569
		17
し尿処理	22,172	
	67	
合計		1,841,718
		5,778

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」では、家庭系ごみは無料収集するが、粗大ごみについては 1 kg につき 26 円を基準として、規則により、その種類に応じて手数料が規定されている。

また、事業活動に伴い生じる廃棄物 (事業系ごみ) は廃棄物処理法により事業者自らの責任において処理することとされており、1 kg 当たり 13 円 (税込) を

納付して焼却工場等に搬入される。ただし、リサイクルへ誘導するため、グリーンコンポスト施設へ搬入する事業系の樹木せん定枝については 1kg10 円（税込）で搬入受入をしている。

（ 3 ）手数料に係る徴収事務の手続

概要

事業系一般廃棄物の処分は、自己処理をする場合を除き、処分する事業者が横浜市の許可業者へ処理を委託することとなるが、許可業者との契約料金には、横浜市の工場・処分地へ搬入する際の処理費用（13 円/kg）が含まれている。

料金の収受は、ごみ搬入時に現金収受する場合と、後納の場合があり、大部分、市の後納承認を得て、後納制度を利用している。

後納の料金徴収は、各月末締め、翌月末に金融機関への振込み回収が基本であり、期限内の納付がない場合には、「横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例第 2 条」に基づき、納期限後 20 日以内に督促状を送付し、10 日以内の指定納付期日を定め督促する。上記指定納付期限内に納付のない業者については、後納承認を取り消し、現金払いとしている。なお、当該手続きは平成 17 年 10 月から導入されたものであり、それ以前は、後納承認の停止・取り消し手続きが明確になっていない。

また、地方自治法第 236 条により、債権時効は 5 年と規定されており、5 年間納付等がない場合は、不納欠損処理をする。

ごみ処理手数料の収入未済残額の平成 13 年度からの推移と平成 18 年度末の内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円、件)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
	件数	件数	件数	件数	件数	件数
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
一般廃棄物	42	35	47	55	41	36
	88	43	142	249	42	19
産業廃棄物	1	5	5	5	4	5
	7	9	9	9	2	2
合計	43	40	52	60	45	41
	95	52	151	258	44	21

件数は業者数でなく、未済となっている月数である。18年度末では業者数では10社である。

平成16年度から17年度にかけて収入未済額が大幅に減少しているのは、一般廃棄物については、滞留債権事業者（主に4社）の回収が出来たこと、産業廃棄物については、1社につき不納欠損処理をしたためである。

平成18年度末の収入未済額の内訳（1社当り100万円以上）は以下の通りである。

業者名	収入未済額 (円)	最終入金日	収入未済当初 発生日	滞留月数	発生原因
A社(産業廃棄物)	1,982,760	-	H14.9.1	2ヶ月	倒産
B社(一般廃棄物)	11,519,655	H15.12.3	H11.6.30	10ヶ月	業績不振
C社(一般廃棄物)	4,450,800	H13.12.3	H12.11.30	4ヶ月	業績不振
D社(一般廃棄物)	1,501,370	-	H13.7.30	5ヶ月	業績不振
小計	19,454,585				
その他(6社)	1,660,140				
合計	21,114,725				

不納が発生した際の手続きは条例に規定されているが、後納承認の停止・取り消しの現在の方法は平成17年10月に要綱にて定められ、後納停止・取り消しの

徹底が図られ、現在は長期にわたる収入未済額の発生はない。言い換えれば、平成 17 年 10 月以前は後納停止・取り消しの手続きが明確でなかったため、平成 15 年度、16 年度のような多額の収入未済額が発生していた。

また、たとえ、現在の手続きを徹底して、1 回目の不納発生後、速やかに督促状を送付し、指定した期日どおりに納付されたとしても、回収するまでに、最低約 50 日かかることになる。例えば、4 月のごみ搬入の場合、納期限は 5 月末となり、そこで未済となると、6 月 20 日までに督促状を送付し、10 日以内の期日（6 月末）を指定し納付される。

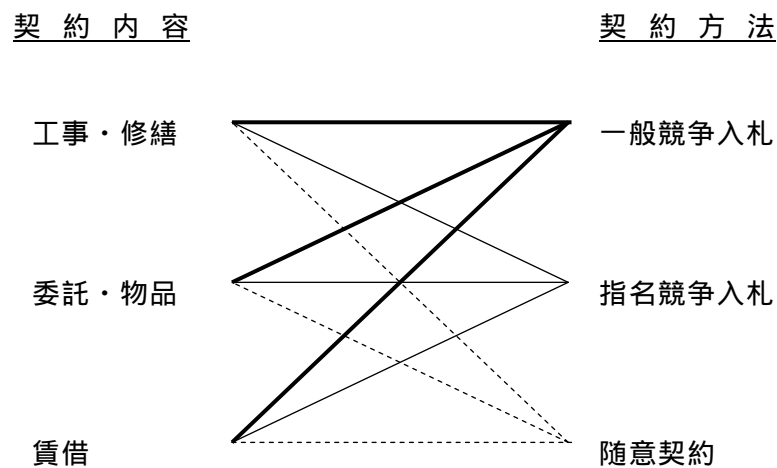
（意見）「搬入量相当額の契約保証金の収受を含め債権保全の対策を求めるもの」

平成 18 年度末で、230 社が後納業者として承認されており、ペットボトルを初めとするほとんどの資源化物の売却の契約に当たり、入札業者に、契約保証金（契約期間の資源化物売却収入から月次単位で相殺して精算しており契約保証金を減額している。）の事前の収受を条件としていることを考慮すると、それ以上長い期間、いわゆる継続取引をする予定の後納業者からの債権回収を確実なものにするために、搬入量の手数料に相当する保証金の収受等を含め、債権保全の事前の対策を図ることが望まれる。

第5章 ごみ処理事業に係る契約事務

1. 契約事務の概要

地方公共団体においては、対外的取引関係として、売買や請負などの経済行為を行うため、それに伴い契約事務が発生する。契約方法は、下記の図のように、それぞれの契約内容ごとに一般競争入札・指名競争入札・随意契約の3種の契約方法があり得る。このような3種の契約方法の中においては、原則的契約方法は、一般競争入札とされ、それぞれの条件が付された範囲内で指名競争入札・随意契約を採用し得ることとなる。



そこで、次項以下ではまず契約方法について概観したあと、契約内容に沿って個別契約の検証を行う。

(1) 入札制度について

概要

地方公共団体において、売買・貸借・請負その他の契約は、一般競争入札・指名競争入札・随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされている（地方自治法第234条1項）。このうち指名競争入札・随意契約又はせり売りの方法は、政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができるとされており（同条第2項）、法律上は一般競争入札が原則となっている。地方公共団体の契約方法は、公正でありかつ公益にかなうことが重視されるため、一般競争入札が最もこれにかなうと考えられるからである。すなわち、公告を通じて不特定多数の者に広く参加の機会を与えたうえで競争させることにより、地方自治体が最も有利な条件で契約を締結できるという長所を一般競争入札が有しているからである。ただし、契約の目的や性質によって必ずしも一般競争入札に適さないものについては、例外的に他の方法、つまり指名競争入札（地方自治法施行令第167条）、随意契約（同第167条の2）、せり売り（同第167条の3）によることができるとされている。

また、普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとされているが（地方自治法第234条第3項）、その支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる（同条第3項ただし書き）。

競争入札制度では、地方公共団体が工事を発注するような契約の場合、原則的には入札額のうち最も低い金額で申し込んだ者と契約を締結しなければならないとされている。しかし、その金額では契約内容に適合した履行が見込めないような場合（工事の品質を確保できないおそれがあるような場合）、あるいはその者と契約することが公正な取引秩序を乱すおそれがあり著しく不相当である場合には、その者以外の者と契約することができるという例外的場合を認めている（地方自治法施行令第167条の10、同第167条の10の2）。

このような法令上の各規定を根拠として、低入札価格調査制度、最低制限価格制度などの導入が可能となり、経済的合理性と工事等の契約の品質そして取引の公正性の確保に努めている。

横浜市における入札制度改革

一般競争入札や指名競争入札等の競争的方法による契約締結制度が健全に機能するためには、前提となる法令の運用者である地方公共団体がその趣旨を踏まえたうえで適正に運用しなければならない。すなわち、いわゆる談合等を防止して経済的合理性や取引の公正性が維持されるよう努めるとともに、競争者（業者）間のいわゆるたたき合い等を防止して適正な品質を確保するということが必要となるのである。

この点、横浜市においては、平成 15 年 7 月に明らかとなった競売入札妨害事件をきっかけとして、談合や入札に係る不祥事等の不正行為の防止、入札における競争性・透明性の向上や工事の質の確保、さらには、市内企業の活性化などの多角的な見地から市の入札・契約制度改革を検討するため、諮問機関として、平成 15 年 8 月に「横浜市入札・契約制度改革検討委員会」を設置し、それまでの入札制度について制度改革を進めることとした。

上記改革検討委員会において審議を行い、また、パブリックコメントや事業者アンケートを実施するなどの作業を行った結果として、平成 15 年 12 月 2 日に「入札・契約制度改革の提言」（最終答申）として以下の 4 つの提言がなされた。

- ）不正行為の防止策として、指名停止措置等の罰則強化、工事契約における損害賠償条項の設定、入札等監視委員会の設置、一般競争入札の対象範囲の拡大、指名競争入札における指名基準の見直し、価格情報（予定価格）の事前公表の拡大。
- ）競争性・透明性の向上策として、一般競争入札の対象範囲の拡大、業者格付の簡素化、低入札価格調査制度の対象範囲の拡大、総合評価方式等の多様な入札方式の採用、本来の趣旨に沿った共同企業体の活用。
- ）工事の質の確保策として、監督、検査体制の充実、発注者支援データベースの有効活用、工事成績の活用（優良施工業者に対する優遇策等）。
- ）市内企業の活性化策として、市内企業優先枠の土俵作り、市内企業の下請としての活用、分離・分割発注の見直し。

上記の提言を受けて、横浜市は平成 16 年 4 月以降、公共工事の入札・契約制度の見直しを段階的に進めており、現行制度については、契約内容に沿って後述する。

(2) 随意契約について

前述したように、地方公共団体における契約締結方式は公共性・経済性の観点から一般競争入札が原則となっている。一方で、競争の方法によらないで任意に特定の相手を選択し、その者を相手方として契約を締結する方法である随意契約も例外的に認められている。たとえば、発注しようとする工事が特殊な技術を要するために施工可能な者が1者しかないような場合には、そもそも競争者がいないため競争入札の実施自体が不可能である。また、災害復旧工事のように緊急を要する場合には競争入札を実施する時間的余裕がないこともある。あるいは、契約予定額がごく少額な場合にまですべてに競争入札を実施することはかえって非効率である。

このように随意契約は、地方自治体が施工能力や信用ある者を主体的に選定でき、競争入札に比べて手続きが簡便で執行経費も少なく済むという利点がある。しかしその反面、運用を誤ると公正性が確保されず、不合理かつ非経済的な契約を締結することになるという欠点がある。

したがって、随意契約の締結には一定の要件に該当することが求められており(地方自治法施行令第167条の2第1項)、資源循環局で所管している随意契約について「随意契約理由書」の多くは下記条文を根拠としている。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れまたは借入れ、普通地方自治体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品の売払いその他契約でその性質または目的が競争入札に適さないものをするとき。

この条文の一般的な説明はつぎのような内容である。

不動産の買入れまたは借入れは、特定の不動産を対象とするので競争入札は考えられない。

普通地方公共団体が必要とする物品で、ある特殊な品物を納入させる契約を締結するような場合、その品物を業者が製造するについては、当該普通地方公共団体がもっている原材料をその業者に売り払った上で、その原材料を使用して品物を製造させた方が業者にとってもまた地方公共団体にとっても有利であるという場合、あるいはそうせざるを得ないような場合がある。そのような場合に、普通地方公共団体が原材料を業者に売り払う契約を締結するに際し、競争入札の方法によるというようなことはおよそあまり意味がない。

契約の性質または目的が競争入札に適さない場合。

- (ア) 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないもの。
- (イ) 契約上、特殊な物品であるため、もしくは特別の目的があるため、借入先が特定されまたは特殊な技術を必要とするとき。
- (ウ) 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造または性質のものであるとき。
- (エ) 競争に付すと、地方公共団体において特に必要とする物件を得ることができないとき。

(松本英昭著 新版逐条地方自治法 第3次改訂版、地方財務制度研究会編集 地方財務ハンドブック 第3次改訂版 参照)

地方公共団体が随意契約という契約方法を選択する場合には、多くの場合、(ア)(イ)(ウ)(エ)に該当しなければ随意契約を締結することができない。

2. 工事契約について

工事契約については、一般競争入札を原則としており、一定の条件のもと指名競争入札や随意契約によることも許される。

(1) 現行の入札契約制度

平成 19 年 3 月末においては、以下のような制度となっている。

発注額	入札方式	内 容
24 億 1000 万円以上	一般競争入札 (政府調達協定 対象工事)	発注する工事ごとに入札参加条件を設定するもので、市内企業の優先などはなく外国資本の企業にも開放された最も競争的な方式。
24 億 1000 万円未満	一般競争入札 (条件付)	発注する工事ごとに所在地等を入札参加条件として設定するもので、原則、市内企業が優先される。入札参加条件に合致する者なら誰でも入札に参加できるため、指名競争入札よりは競争原理が働く。

なお、競争性を高める一方で過当競争による工事の質の低下を防止するため、横浜市では以下の制度を併せて採用している。

最低制限価格制度	5,000 万円未満の工事については、最低制限価格を設け、その金額未満の入札は一律失格とする。
低入札価格調査制度	5,000 万円以上の工事については、調査基準価格未満は一律失格とはせず、調査を実施した上で失格とすべきか否かを判断する。

平成 19 年度からは、低入札価格調査制度を 2,500 万円以上で高い技術力・専門性が必要な工事で実施している。

上記制度を併用して運用することで、平成 18 年度以降は、原則として、一般競争入札の全面実施へ移行している。

(2) 工事契約の状況

工事の契約方法の状況

資源循環局で平成 16 年度～平成 18 年度に発注した工事について、契約方法の状況を契約金額別及び契約件数別に示すと下表のようになる。

契約方法の年度別状況（工事）

（単位：千円、件）

	16 年度		17 年度		18 年度	
	金額・件数	割合	金額・件数	割合	金額・件数	割合
契約総額（千円）	4,039,257	100%	5,437,316	100%	4,687,826	100%
一般競争入札(条件付)	1,483,800	36.7%	3,511,637	64.6%	3,360,256	71.7%
指名競争入札	938,002	23.2%	425,486	7.8%	6,950	0.1%
単独随意契約	1,617,455	40.1%	1,500,193	27.6%	1,320,620	28.2%
契約総件数（件）	177	100%	150	100%	119	100%
一般競争入札(条件付)	12	6.8%	25	16.7%	69	58.0%
指名競争入札	101	57.1%	78	52.0%	1	0.8%
単独随意契約	64	36.1%	47	31.3%	49	41.2%

この表を見ると、一般競争入札（条件付）と指名競争入札を合わせた「入札」と「単独随意契約」とを比べると、おおよそ「入札」が金額・件数ともに約 6 割～7 割、「単独随意契約」が約 3 割～4 割程度であることがわかる。

また、「入札」のうち、一般競争入札の割合が、年々、契約金額・契約件数ともに顕著に上昇し（平成 16 年度:36.7% 平成 17 年度:64.6% 平成 18 年度:71.7%）、これと相反するように指名競争入札の割合が低下している（平成 16 年度:23.2% 平成 17 年度:7.8% 平成 18 年度:0.1%）。平成 18 年度では指名競争入札はわずか 1 件になっている。

これは、先述した横浜市の入札制度改革が進行している結果であると考えられる。

指名競争入札から一般競争入札（条件付）への移行

次に、指名競争入札から一般競争入札（条件付）への移行状況を落札率も含めて一覧すると、下表のようになる。なお、落札率は予定価格に対する落札価格の比率であり、一般的にはこの値が低いほど入札の競争性が確保されていると考えられている。

一般競争入札（条件付）と指名競争入札の推移

（単位：千円、件）

		16年度	17年度	18年度
一般競争入札 （条件付）	契約件数（件）	12	25	69
	予定価格	1,589,350	3,783,950	3,930,731
	落札価格	1,483,800	3,511,637	3,360,256
	平均落札率	93.4%	92.8%	85.5%
指名競争入札	契約件数（件）	101	78	1
	予定価格	1,116,809	465,896	7,246
	落札価格	938,002	425,486	6,950
	平均落札率	84.0%	91.3%	95.9%
合計	契約件数（件）	113	103	70
	予定価格	2,706,159	4,249,846	3,937,977
	落札価格	2,421,802	3,937,123	3,367,206
	平均落札率	89.5%	92.6%	85.5%

この表を見ると、一般競争入札（条件付）では件数の増加とともに平均落札率が徐々に下落し（平成16年度:93.4% 平成17年度:92.8% 平成18年度:85.5%）、平成18年度には85.5%になっている。一方、指名競争入札は相反するように平均落札率が上昇し（平成16年度:84.0% 平成17年度:91.3% 平成18年度:95.9%）、平成18年度には1件ながら95.9%である。

また、一般競争入札（条件付）全体と指名競争入札を合わせた入札全体では、平成17年度以降は一般競争入札（条件付）の占める割合が金額・件数ともに増加しているため、一般競争入札（条件付）の平均落札率をほぼそのまま反映する形となっている。この表にはないが、行政運営調整局契約財産部が所管する契約分の平均落札率が平成16年度88.9% 平成17年度88.0% 平成18年度86.3%と推移していることを考えると、資源循環局の平均落札率は横浜市全体のなかでも概ね平均的な数字であるといえよ

う。また、上述した最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入等、近年の制度改革を考慮すると妥当性を有するものである。

入札参加者数と落札率の関係

入札制度においては、入札参加者数が多いと競争原理が働いて落札率が下がると一般的には考えられる。そこで、入札参加者数と落札率との関係を示したのが下表である。

入札参加者数と落札率との関係

入札参加者数		16年度		17年度		18年度	
		件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率
1 } 3 者	一般競争入札(条件付)	1件	94.7%	8件	94.5%	49件	89.5%
	指名競争入札	9件	90.5%	5件	78.3%	0件	-
	入札全体	10件	92.2%	13件	91.1%	49件	89.5%
4 } 6 者	一般競争入札(条件付)	2件	94.9%	10件	93.8%	12件	81.0%
	指名競争入札	20件	89.3%	11件	96.6%	0件	-
	入札全体	22件	92.9%	21件	93.8%	12件	81.0%
7 者 以上	一般競争入札(条件付)	9件	93.0%	7件	91.2%	8件	83.6%
	指名競争入札	72件	82.8%	62件	94.5%	1件	95.9%
	入札全体	81件	88.8%	69件	91.8%	9件	85.5%

この表から、入札参加者数の増加と落札率の下落はかなり明確な相関関係があることが見て取れる。一般競争入札(条件付)について見ると、各年度とも入札参加者数の増加にしたがってほぼ着実に落札率が下落している。また、指名競争入札でも平成16年度と平成17年度に同じことが言える(平成17年度の1~3者の指名競争入札では5件のうち最も高額の契約が極端に落札率の低い入札であったため突出した値となっている)。

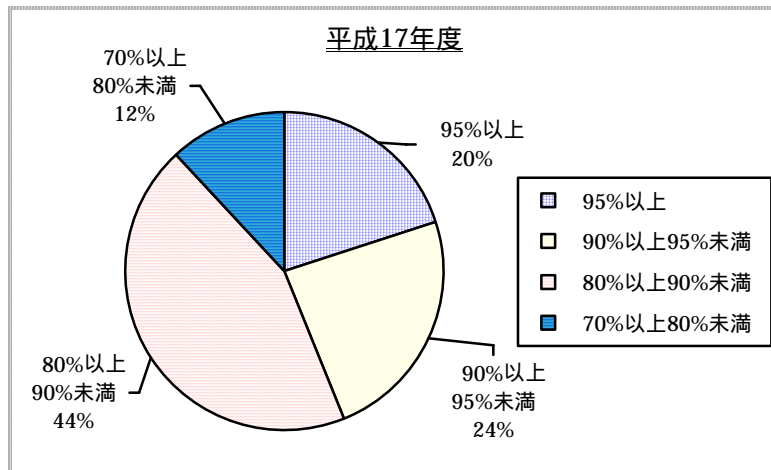
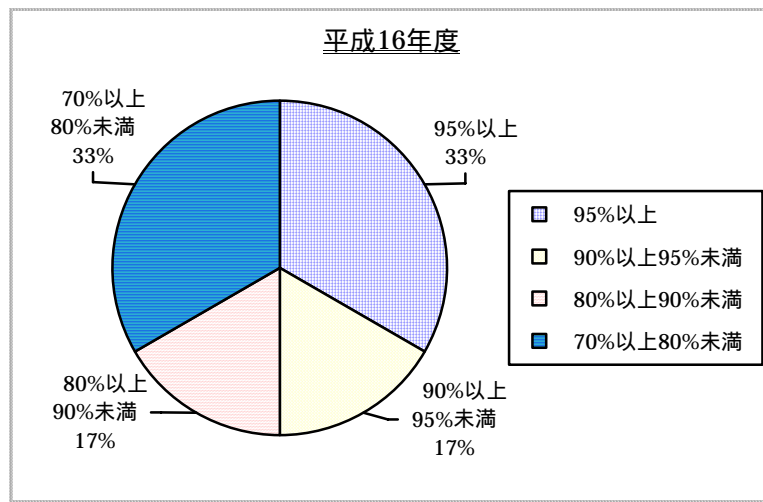
入札参加者数を一定程度増やすことは、競争性を引き出し落札率を適度に下落させるのに、有効であるといえる。

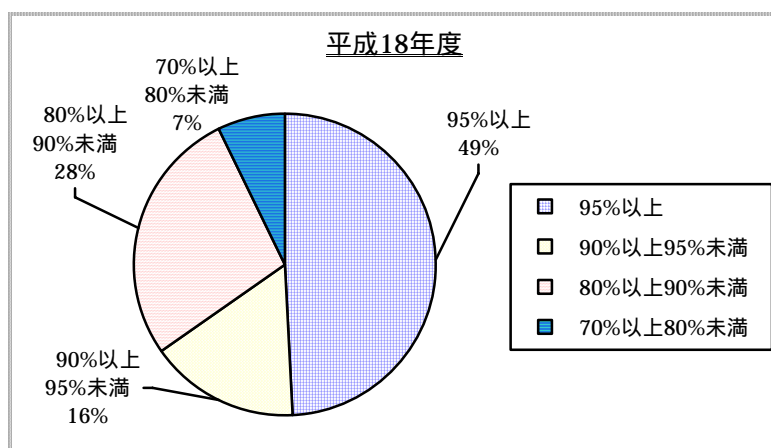
落札率別の件数及び金額の分布について

一般競争入札（条件付）について、落札率別による契約件数の分布は下表のようになる。

落札率別による契約件数の分布

落札率	16年度		17年度		18年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
95%以上	4件	33.3%	5件	20.0%	34件	49.3%
90%以上 95%未満	2件	16.7%	6件	24.0%	11件	15.9%
80%以上 90%未満	2件	16.7%	11件	44.0%	19件	27.5%
70%以上 80%未満	4件	33.3%	3件	12.0%	5件	7.3%
合計	12件	100.0%	25件	100.0%	69件	100.0%





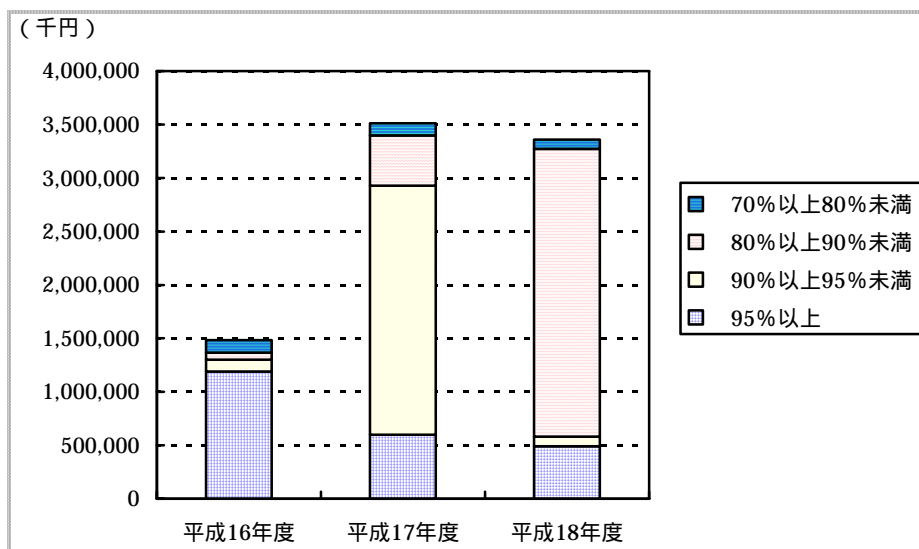
一般競争入札（条件付）による契約件数の増加は上述したとおりだが、落札率別の件数分布を見ると、どの落札率帯も増えてはいるものの「95%以上」の件数の増加が著しい。

次に、同じく一般競争入札（条件付）について、その落札率別の金額分布は下表のようになる。

落札率別による契約金額の分布

（単位：千円）

落札率	16年度		17年度		18年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
95%以上	1,191,000	80.3%	597,950	17.0%	491,775	14.6%
90%以上95%未満	108,900	7.3%	2,330,590	66.4%	89,787	2.7%
80%以上90%未満	65,500	4.4%	470,027	13.4%	2,691,696	80.1%
70%以上80%未満	118,400	8.0%	113,070	3.2%	86,998	2.6%
合計	1,483,800	100.0%	3,511,637	100.0%	3,360,256	100.0%



この表を見ると、契約金額がもっとも大きくなっている落札率帯が徐々に下がってきているのがわかる。すなわち、平成16年度は「95%以上」、平成17年度は「90%以上95%未満」、平成18年度は「80%以上90%未満」の落札率帯でそれぞれ契約金額が最大になっている。

件数分布と金額分布から考察すると、平成18年度には、金額分布で約8割を占め最大であった「80%以上90%未満」の落札率帯は件数分布では27.5%を占めるに過ぎない。これは、1件当たりの契約金額の比較的大きい契約がこの落札率帯に集中したことによるのであろう。逆に、件数分布で最大であった「95%以上」の落札率帯は、金額分布では14.6%に過ぎず、1件当たりの契約金額の比較的小さい契約がこの落札率帯に集中したのであろう。

金額分布で約8割が「80%以上90%未満」の落札率帯に納まっていることは、競争性が相当程度有効に働き、横浜市の入札制度の改革は一定の効果が現れているとの評価は下せる。

(3) 個別問題点

一般競争入札（条件付）の参加者数について

上述したように入札制度に関しては平成 18 年度には、指名競争入札から一般競争入札（条件付）にほぼ全面移行しており、その結果、平均落札率も低下してきている点は評価できる。しかし、上述した落札率別の件数分布で平成 18 年度において最大であった「95%以上」の落札率帯に属した 34 件について入札参加者数との関係を考察すると下表のようになる。

平成 18 年度落札率 95%以上の契約件数と入札参加者数

入札参加者数	契約件数
1 者	17 件
2 者	11 件
3 者	4 件
4 者	2 件
合計	34 件

入札参加者数と落札率との相関関係は、前述のように、入札参加者数が多いと競争原理が働き入札率が下がるとされており、ここでもそれが裏付けられる。つまり、この落札率 95%以上の契約では入札参加者は最多でも 4 者であり、ほとんどが 1 者～3 者に過ぎない。さらに、驚くべきは入札参加者数が 1 者という契約が、半分の 17 件もあることである。

また、落札率 95%以上のうち、落札率 99%以上の契約が下表のとおり 12 件ある。

落札率 99%以上の工事契約一覧

(単位：千円)

	工事件名	落札金額	落札業者	予定価格	落札率	入札参加数
1	保土ヶ谷工場灰搬出コンベヤ等補修工事	7,112	A社	7,171	99.18%	1
2	保土ヶ谷工場空気圧縮機等補修工事	10,600	B社	10,680	99.25%	1
3	グリーンコンポスト堆積場外構工事	5,103	C社	5,130	99.47%	1
4	保土ヶ谷工場ごみクレーン自動運転制御装置等補修工事	60,900	D社	61,160	99.57%	1
5	保土ヶ谷工場飛灰処理設備等補修工事	5,290	E社	5,310	99.62%	1
6	鶴見工場計装設備等補修工事	3,140	F社	3,143	99.90%	1
7	鶴見工場空気圧縮機補修工事	8,580	G社	8,588	99.91%	1
8	(仮称)北山田駅前公衆トイレ新築工事((仮称)北山田駅自転車駐車場新築工事との合併入札)	196,540	H社	196,570	99.98%	1
9	金沢工場可燃ガス濃度計設置工事	2,380	I社	2,380	100.00%	1
10	金沢工場歩行者通路設置工事	1,650	J社	1,650	100.00%	1
11	都筑工場電油操作器補修工事	1,667	K社	1,667	100.00%	1
12	緑事務所ボイラー更新工事	15,320	L社	15,320	100.00%	1

表を見ると、入札参加者数はいずれも1者であり、落札率が100%の契約さえ4件もある。

(改善要望)「工事の一般競争入札(条件付)において、参加者が1者であり、かつ、落札率高率を避け、実質上の競争を実現することを求めるもの」

一般競争入札(条件付)を実施しながら参加者数が1者であるというのでは、結果的に競争性は働いていない。入札参加者数がたとえ1者でも落札率が低くなることはあり得るはずである。入札参加者数が1者の契約が18件あり、このうち17件が落札率95%以上の契約というのは、業者の入札参加の段階から競争原理への配慮が不十分ではないかと思われる。

入札参加条件に工事の施工実績を求める必要がある等、実質的に入札参加者数が限定される場合もあろうが、競争原理を高めるために一般競争入札を実施するのであるから、発注方法を含め、入札参加者数が相当程度増えるよう対処すべきである。

3. 委託・物品契約について

委託・物品についても契約制度の改革は進められているものの、工事に比べると入札の競争性にやや乏しい。また、委託は随意契約の割合が高いことや再委託の妥当性などの問題点を含んでおり、制度面及び運用面で改善の余地はまだ多い。

(1) 現行の入札契約制度

委託・物品に関する入札契約制度は、委託については100万円未満、物品については10万円未満の契約はそれぞれ各局の所管であるが、それ以上の金額の契約については、行政運営調整局が統括的に扱っている。平成19年3月末においては、以下のような制度となっている。

委託・物品の入札制度

	入札方式	発注額		内容
行政運営調整局	一般競争入札	3200万円以上 (政府調達協定対象案件)		発注する案件ごとに入札参加条件を設定し、入札参加希望者を募り、資格を有していると確認された者により競争入札を行う方式。
	公募型 指名競争入札	委託	100万円以上 3200万円未満	発注する案件ごとに入札参加者を募集する基準を定め、入札参加希望者を募り、その基準に基づき指名された者により競争入札を行う方式。市内企業優先。
		物品	160万円超 3200万円未満	
	公募型 見積合せ	物品	10万円以上 160万円以下	発注する案件ごとに見積参加者を募集する基準を定め、参加希望者を募り、価格競争により契約の相手方を決定する方式。市内企業優先。
各区局契約	見積合せ	委託	100万円未満	発注する案件ごとに見積書を徴収する業者を数社選定し、本市に最も有利な価格の見積書を提出した者を契約の相手方とする方式。市内企業優先。
	見積合せ	物品	10万円未満 (区役所においては、 300万円以下)	

なお、公募型指名競争入札の導入は段階を追って順次進められており、対象の拡大予定時期は下表のようになっている。

公募型指名競争入札の拡大予定時期（行政運営調整局契約分）

実施時期	対象営業種目数			
	物 品 (計 39 種目)	印 刷 (計 9 種目)	委 託 (計 19 種目)	賃貸借 (計 4 種目)
平成 17 年 7 月 ~	15	2	4	1
平成 18 年度早期発注 ~			4	
平成 18 年 4 月 ~	21			
平成 19 年度早期発注 ~			11	3
平成 19 年 4 月 ~	1	6		
合 計	37	8	19	4

平成 19 年 4 月時点で、物品は「不用品買受」「図書」の 2 つが、また印刷は「地図作成」についてが未実施。

(2) 委託の契約状況

委託の契約方法の状況

資源循環局で平成 16 年度～平成 18 年度に発注した委託契約のうち 1 件当たり 1,000 万円以上の契約を抽出して、契約方法の状況を契約金額及び契約件数別に示すと下表のようになる。

契約方法の年度別状況（委託）

（単位：千円、件）

	16 年度		17 年度		18 年度	
	金額・件数	割合	金額・件数	割合	金額・件数	割合
契約総額（千円）	6,272,059	100%	7,256,962	100%	7,504,773	100%
一般競争入札	0	-	0	-	0	-
公募型指名競争入札	0	-	0	-	1,353,571	18.0%
指名競争入札	1,609,700	25.7%	1,867,222	25.7%	449,222	6.0%
単独随意契約	4,662,359	74.3%	5,389,740	74.3%	5,701,980	76.0%
契約総件数（件）	82	100%	73	100%	77	100%
一般競争入札	0	-	0	-	0	-
公募型指名競争入札	0	-	0	-	19	24.7%
指名競争入札	45	54.9%	40	54.8%	22	28.5%
単独随意契約	37	45.1%	33	45.2%	36	46.8%

委託の場合、平成 16 年度～平成 18 年度においては、1 件当たり 1,000 万円以上に限ると一般競争入札の対象となる発注が全くなく、入札はすべて指名競争入札（公募型指名競争入札を含む）によっている。その指名競争入札と単独随意契約との比率は、金額ベースでは概ね指名競争入札が約 25%、単独随意契約が約 75%となっており、件数ベースでは指名競争入札が 50%強、単独随意契約が 50%弱という状況でほぼ一定している。

指名競争入札と落札率

指名競争入札における平均落札率は下表のようになっており、1 件当たり 1,000 万円以上の契約という条件下のデータであるが、平均落札率は低下してきていることがわか

る。

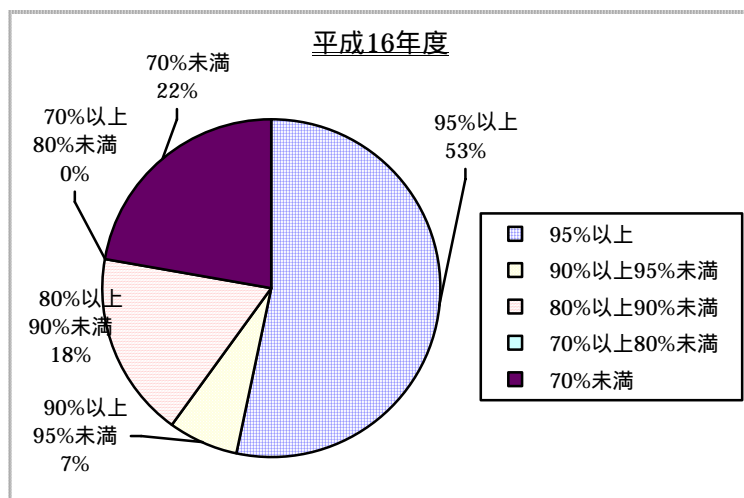
指名競争入札による平均落札率の年度別推移

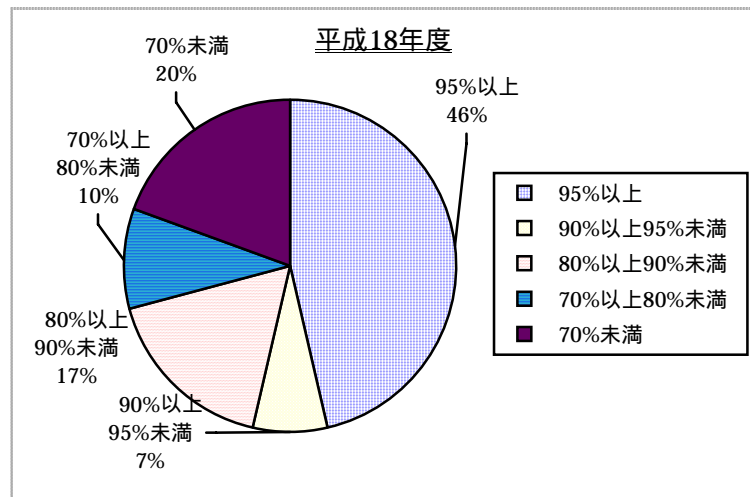
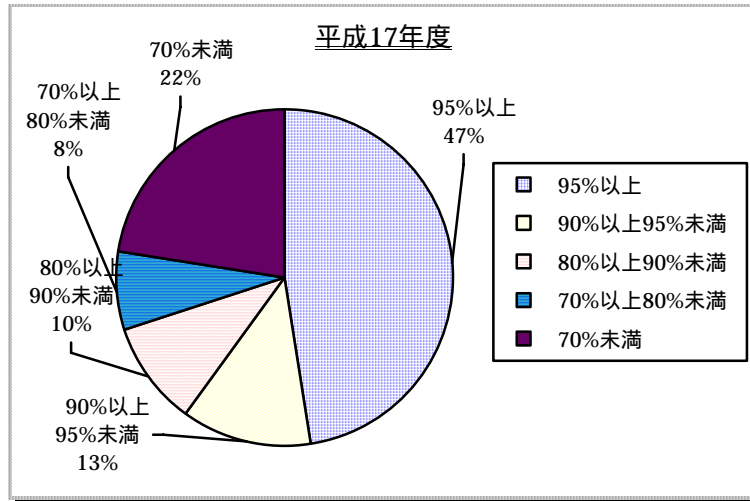
	16年度	17年度	18年度
平均落札率	94.0%	92.5%	84.2%

次に、落札率別の契約件数の分布及び契約金額の分布は次のようになっている。

落札率別による契約件数の分布

落札率	16年度		17年度		18年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
95%以上	24件	53.3%	19件	47.5%	19件	46.3%
90%以上 95%未満	3件	6.7%	5件	12.5%	3件	7.3%
80%以上 90%未満	8件	17.8%	4件	10.0%	7件	17.1%
70%以上 80%未満	0件	0.0%	3件	7.5%	4件	9.8%
70%未満	10件	22.2%	9件	22.5%	8件	19.5%
合計	45件	100.0%	40件	100.0%	41件	100.0%

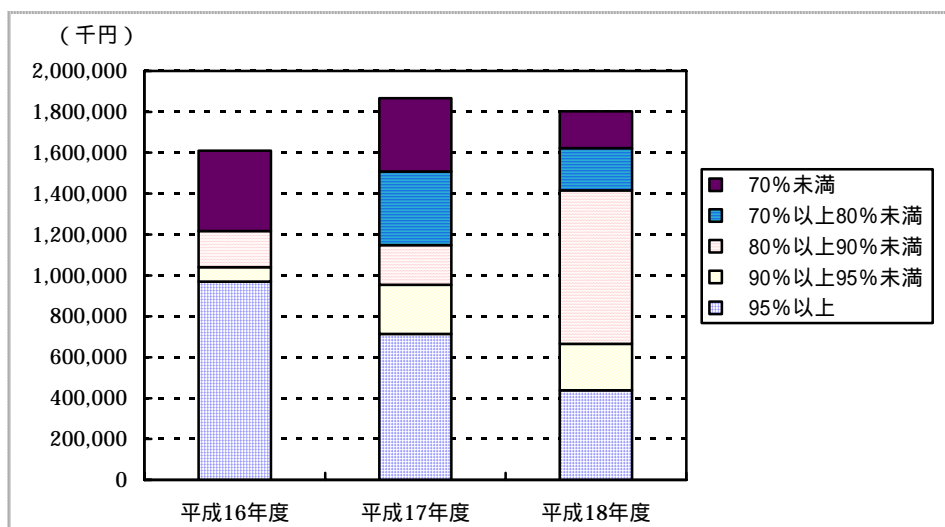




落札率別による契約金額の分布

(単位：千円)

落札率	16年度		17年度		18年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
95%以上	969,477	60.2%	714,656	38.3%	438,407	24.3%
90%以上 95%未満	70,577	4.4%	239,591	12.8%	226,920	12.6%
80%以上 90%未満	176,292	11.0%	193,448	10.4%	749,975	41.6%
70%以上 80%未満	0	0.0%	360,553	19.3%	207,497	11.5%
70%未満	393,354	24.4%	358,974	19.2%	179,994	10.0%
合計	1,609,700	100.0%	1,867,222	100.0%	1,802,794	100.0%



まず、契約件数の分布を見ると、減少してきてはいるものの落札率 95%以上に約半数が集中し、その次に多いのが落札率 70%未満で全体の件数の約 2 割を占めている。いわば 2 極に分かれている構図が伺える。

また、契約金額の分布を見ると、落札率 95%以上の契約金額が大幅に減少してきているものの、依然として約 4 分の 1 を占めている。

これらのことから、1 件当たりが高額の委託契約の落札率は徐々に下落してきていると考えられる。

落札率 99%以上の契約

落札率の概要は に示したとおりだが、落札率が 95%以上のなかでも特に落札率が 99%以上になる契約が相当数あった。

落札率 99%以上の契約件数

落札率	16年度	17年度	18年度	合計
99%以上 100%未満	16件	9件	9件	34件
100%	3件	1件	2件	6件
合計	19件	10件	11件	40件

平成 16 年度から平成 18 年度の 3 年間で、落札率が 99%以上の契約が 40 件あり、

そのうち 6 件は落札率 100%である。

この 40 件について入札参加者数を調べたところ、5 者参加が 31 件、4 者参加が 5 件、そして 2 者参加、3 者参加、6 者参加、15 者参加が各 1 件ずつとなっている。つまり、入札参加者数の観点からは、ほぼ適正に指名競争入札が行われているのである。逆の面から見れば、これは、形式的には指名競争入札が行われているものの、実態として競争性が働いていないケースがまだ相当数あることを示している。

(改善要望)「委託契約において落札率の高率性が依然として維持され続けていることを改善し、実質的な競争原理を高めることを求めるもの」

委託契約において、依然として 99%以上という高率の落札率が維持されていることは問題である。一般競争入札の導入を検討するか、公募型指名競争入札を拡大し、実質的な競争原理を高めるべきである。

(3) 個別問題点

落札率 100%の契約

)概況

平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間に 1 件当たり 1,000 万円以上の委託契約の中で、落札率が 100%となっている契約が下記のとおり 6 件ある。

落札率 100%の委託契約 (1 件当たり 1,000 万円以上)

	件数
16 年度	3 件
17 年度	1 件
18 年度	2 件
合計	6 件

)K 社との契約

)で示した 6 件のうち、特定の 1 社である K 社との契約が 4 件ある。その K 社は、平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間に 1 件当たり 1,000 万円以上の委託契約を資源循環局との間に 4 件契約しており、その全てが落札率 100%となっている。

K社との委託契約

(単位：千円)

年度	委託件名	予定価格	当初契約額	落札率	契約の種別
16	オイルトラップ汚泥収集・運搬委託	21,607	21,607	100%	指名競争
17	オイルトラップ汚泥収集・運搬委託	15,252	15,252	100%	指名競争
18	スプレー缶運搬及び処理業務委託(南部ブロック)	18,522	18,522	100%	指名競争
18	オイルトラップ汚泥収集・運搬委託	15,252	15,252	100%	指名競争

K社にとっては、入札に参加して落札できなかった契約案件もある可能性があるものの、落札した契約(1件当たり1,000万円以上)が全て落札率100%というのは、結果としてではあるものの、通常では考えづらいであろう。

(改善要望)「落札率100%という状態を改善するために実質的な競争原理を高めることを求めるもの」

落札率100%という状況は、競争入札では原則的にあり得ないものであり、委託契約における指名競争入札の公正さが疑われる。一般競争入札の導入を検討するか、公募型指名競争入札を拡大し、実質的な競争原理を高めるべきである。

歩道・駅前広場等清掃、路上違反・広告物除却委託の契約について

資源循環局では平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間に、歩道・駅前広場等清掃や路上違反・広告物除却を委託内容とする契約を各年度 7 件前後、合計 21 件締結している（1 件当たり 1,000 万円以上のみ）。その一覧が下表である。

（単位：千円）

年度	委託件名	委託先名	予定価格	当初契約額	落札率	契約の種別
16	歩道清掃業務委託（緊急雇用事業）	A 社	20,588	20,451	99.33%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 3 関内地区)	B 社	25,298	25,274	99.91%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 4 山下・元町地区)	B 社	24,411	24,113	98.78%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 1 横浜駅周辺地区)	C 社	50,975	50,839	99.73%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 5 伊勢佐木・野毛地区)	C 社	25,093	24,752	98.64%	指名競争
	駅前広場等清掃・路上違反広告物除却業務委託(戸塚駅周辺地区)	D 社	12,485	12,468	99.86%	指名競争
	駅前広場等清掃・路上違反広告物除却業務委託(鶴見駅周辺地区)	D 社	23,960	23,923	99.84%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 2 MM21 地区)	E 社	15,150	15,046	99.32%	指名競争
17	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 3 関内地区)	B 社	17,036	16,994	99.76%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 4 山下・元町地区)	B 社	17,388	17,309	99.54%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 1 横浜駅周辺地区)	C 社	38,054	38,042	99.97%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 5 伊勢佐木・野毛地区)	C 社	20,117	20,078	99.80%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 6 新横浜駅周辺地区)	F 社	25,349	24,969	98.50%	指名競争
	駅前広場等清掃・路上違反広告物除却業務委託(鶴見駅周辺地区)	D 社	17,903	17,811	99.49%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 2 MM21 地区)	E 社	14,884	14,869	99.90%	指名競争
18	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 5 伊勢佐木・野毛地区)	C 社	18,148	18,131	99.90%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 1 横浜駅周辺地区)	C 社	36,495	36,305	99.48%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 2 MM21 地区)	E 社	12,334	12,327	99.95%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 6 新横浜駅周辺地区)	F 社	13,078	12,926	98.84%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 3 関内地区)	B 社	16,229	16,163	99.59%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部 4 山下・元町地区)	B 社	16,950	16,867	99.51%	指名競争

表の落札率を見ると、最も低いもので 98.50%、ほとんどが 99%以上になっている。業務内容から考えると人件費が中心の委託業務であり各社とも大きな差異は発生しづらいという側面がある反面、独自の技術を要する業務とも思われず、指名競争入札に固執する必然性は乏しいのではないか。

(改善要望)「一般競争入札の導入の検討及び公募型指名競争入札の拡大をすることにより、実質的な競争原理を高めることを求めるもの」

指名競争入札を導入しても一部にこのような結果をもたらしてしまうのであれば、入札を採用する実益はなく、一般競争入札の導入を検討するか、公募型指名競争入札を拡大し、実質的な競争原理を高めるべきである。

搬入土砂監視検査事業

「搬入土砂監視検査事業」は公共事業等から排出される残土の受入・監視・検査等の業務を行う事業である。土砂の搬入自体は工事を受注した業者が行い、その受入・監視・検査等を港湾局が財団法人横浜港埠頭公社(以下、「埠頭公社」と言う)に委託し、さらに財団法人横浜市資源循環公社(以下、「資源循環公社」と言う)に再委託されている業務である。したがって、資源循環局は直接は関与していない。

昭和56年7月の事業開始当初は港湾局が資源循環公社に直接委託していたが、その後、南本牧埠頭建設工事着手に伴い、市内公共工事で発生する建設発生残土の受入業務を平成3年4月からは港湾局が直接行うのではなく埠頭公社に委託することになった。これは、港湾局が扱っていた土砂受入業務を埠頭公社に一元的に扱うことでより効率的に行おうとしたものであり、その結果、港湾局に代わって埠頭公社が資源循環公社に再委託をすることになった。

資源循環公社がこの業務を3つに分けて3事業者に再々委託している点は、昨年度(平成18年度)の「横浜市包括外部監査報告書」(118ページ参照)においても指摘されている。

しかし、この3事業者のなかにはさらに横浜市の関連団体が含まれていることが今回の調査で判明した(資源循環公社から3事業者への委託契約に関する問題は第8章で詳述)。

港 湾 局

(財)横浜港埠頭公社

(財)横浜市資源循環公社

民間業者2社 + (財)横浜市シルバー人材センター

個々の2者間の契約を取り上げればその前後の委託状況から独立して業務の委託を決

定しているのであろうが、結果として横浜市が所管する財団3者間で委託が繰り返されているのである。もちろん資源循環公社が全ての業務を丸投げしているわけではない。しかし、過去の経緯があるとはいえ、このような状況は、決して望ましいものではない。埠頭公社が実際に業務を行う業者に直接委託をしていれば、少なくとも資源循環公社における収益事業の利益(結局のところは、横浜市からの委託料(税金)が原資である。下表参照。)はカットできていたはずであるし、赤字になれば将来的には横浜市の負担となる可能性もあるからである。

(財)横浜市資源循環公社における搬入土砂監視業務

(単位：千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
搬入計画合計(t)	1,200	1,000	938	1,000	1,085
搬入実績合計(t)	954	972	994	788	593
事業収入(千円)	133,350	104,842	98,647	93,996	89,964
事業支出(直接費用)	105,631	85,475	94,486	90,443	81,579
損益	27,719	19,367	4,161	3,553	8,385

管理費用及び減価償却費等は、事業支出には含まれていない。

(意見)「委託の連鎖を断ち切ることを求めるもの」

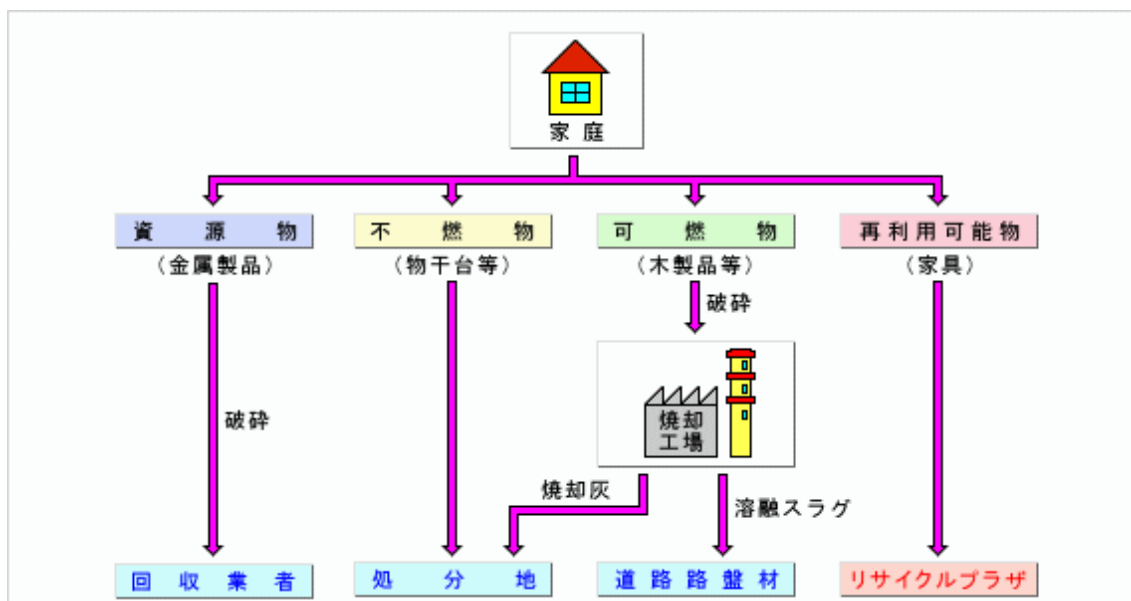
搬入土砂監視検査事業の委託の連鎖は、港湾局に端を発するものであるものの、資源循環公社は、この委託の連鎖を拒絶することにより、断ち切ることができたものであった。しかしながら、あえてこのような委託の連鎖を受け、さらなる再々委託先も横浜市の関連団体を採用して委託の連鎖を継続させている。こうした一連の委託は、委託ごとに間接費や管理コストを発生させ、業務自体が割高になってしまう。

今回の監査は、港湾局に対するものではなく、資源循環局に対するものではあるが、資源循環公社については、所管局として資源循環局が監督責任を負うものであり、資源循環公社の委託の連鎖について改善を求めるものである。

粗大ごみ受付収集事業

資源循環局では、家庭から出る粗大ごみを電話で受け付けるとともに、収集車で巡回・収集し、各処理施設まで運搬する業務を行っている。

粗大ごみ処理の流れ



従来この事業は管理システムを必要とする受付業務と収集車で実際に収集運搬する収集業務とに分けて外部委託してきた。平成 16 年度までは、収集業務は市内全域を財団法人横浜市資源循環公社（以下、「公社」と言う）が単独随意契約により受託し、受付業務は他の民間業者が受託していた。

しかしながら民間委託による業務の効率化推進の流れを受けて、平成 17 年度から、緑区・青葉区・都筑区を合わせて 1 地域、また保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区を合わせて 1 地域とする 2 地域については、受付業務と収集業務とを一括して民間業者に委託することとし、民間業者が入札により契約した。一方、この 2 地域を除く他の地域は従来どおり、収集業務と受付業務を分けて委託し、収集業務は公社と単独随意契約し、受付業務は民間業者が受託した。

平成 18 年度には、横浜市全体を 5 地域に分け、全ての地域について受付業務と収集業務とを一括して委託することとし、港南区・磯子区・金沢区・戸塚区・栄区を合わせた 1 地域を公社と単独随意契約し、他の 4 地域は公募型指名競争入札により民間業者に委託した。この状況は平成 19 年以降も継続されている。

平成 14 年度～平成 16 年度の収集業務の委託状況

	14 年度(14.4.1～15.3.31)	15 年度(15.4.1～16.3.31)	16 年度(16.4.1～17.3.31)
収集地区	市内全域	市内全域	市内全域
委託先	(財)横浜市資源循環公社	(財)横浜市資源循環公社	(財)横浜市資源循環公社
契約の種別	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約
収集個数(千個)	1,473	1,502	1,498
委託料(千円)	1,081,719	1,026,879	977,136
単価(円)	734	684	652

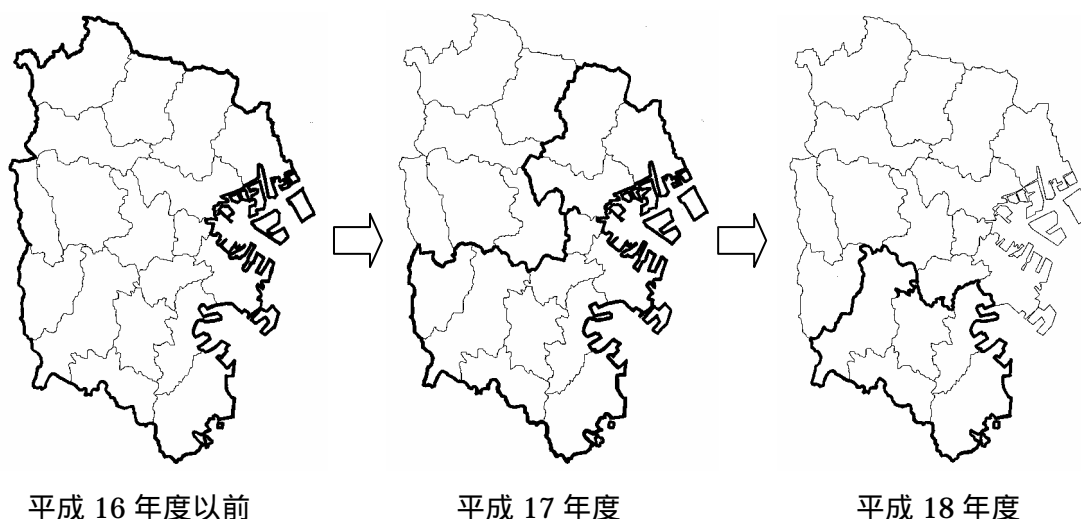
平成 16 年度以前は、公社は収集業務のみ。受付業務は他へ委託。

平成 17 年度及び平成 18 年度の粗大ごみ事業の委託状況

委託先	17 年度(17.4.1～18.3.31)				18 年度(18.4.1～19.3.31)			
	収集地区	収集個数	委託料	単価	収集地区	収集個数	委託料	単価
(財)横浜市資源循環公社	港南区 磯子区 金沢区 戸塚区 栄区 鶴見区 神奈川区 港北区 泉区 西区 中区 南区)	1,081	753,989	697	港南区 磯子区 金沢区 戸塚区 栄区	540	555,223	1,028
A 社	-	-	-	-	鶴見区 神奈川区 港北区	417	160,180	384
B 社	保土ヶ谷区 旭区 瀬谷区	296	75,151	254	保土ヶ谷区 旭区 瀬谷区 泉区	357	139,020	389
C 社	-	-	-	-	緑区 青葉区 都筑区	346	125,503	363
D 社	緑区 青葉区 都筑区	313	131,555	420	西区 中区 南区	188	87,705	467
合計	-	1,690	960,695	568	-	1,848	1,067,631	578
公社以外計	-	609	206,706	339	-	1,308	512,408	392

収集のみ

公社の収集地区の推移



公社の粗大ごみ収集個数と市民持込み個数の推移

	14 年度(D)	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度(E)	E/D
粗大ごみ収集個数(千個)	1,473	1,502	1,498	1,081	540	36.7%
市民持込受入個数(個)	46,001	74,467	73,229	125,545	129,957	282.5%

上記、「平成 14 年度～平成 16 年度の収集業務の委託状況」及び「平成 17 年度及び平成 18 年度の粗大ごみ事業の委託状況」から、各年度の収集個数 1 個当たりの委託単価を比較すると、民間業者が入札により参入してからは明らかに下落している。

平成 17 年度以降、民間業者の収集平均単価は受付業務を含めて、平成 17 年度は 339 円、平成 18 年度は 392 円、平成 19 年度は 368 円といずれも 300 円台である。一方公社は、平成 17 年度は収集業務のみにもかかわらず 697 円、平成 18 年度、平成 19 年度は受付業務も加わりそれぞれ 1,028 円、904 円である。

この点、公社の説明によれば「公社の粗大ごみ収集個数と市民持込み個数の推移」からわかるように、収集業務以外に市民持込数量が年々増加傾向にあり（平成 18 年度は平成 14 年度の 282.5%）、その持ち込まれた粗大ごみを保管するストックヤードの管理業務も含まれているためであるとしている。

また、横浜市は現状の公社への委託は残し、これ以上の民間委託は検討していないと

いう。その理由として、粗大ごみ受付収集業務をすべての地域で民間に委託すると、資産やノウハウが失われ、災害発生時等の緊急事態への備えが全くなく行政が対応できなくなるおそれがあり、それは公益性を損なうというものである。

公社の業務内容は多岐にわたるため、一概に比較することができないものの、管理運営費を比較すると、300 円台の民間業者の委託単価の 2.5 倍(平成 19 年度 904 円/368 円)は、コスト負担が大き過ぎると評価されうる。仮に公社が単独随意契約により担当する港南区他 4 区も民間業者に開放すれば公社も含めた 5 社の平成 18 年度収集平均単価は 578 円程度に下がる可能性が高い。その場合は $(1,028 - 392) \times 540 = 343,440$ 千円もの経費節減となる。

(意見)「公社との単独随意契約である粗大ごみ受付収集業務に、一層のコスト削減努力と将来的な民間開放を求めるもの」

コスト負担を軽くする可能性の高い方法(入札制度)があるにもかかわらず、横浜市が行政判断として敢えてそれを選択しない場合には、選択した方法でのコスト削減には十分な努力を求めるべきである。また、将来的には民間業者への開放も検討するべきである。

4. ごみ収集業務の民間委託の促進

(1) 収集事務所の状況

収集事務所別人員の推移

)技能職員数の推移

直接的にごみ収集業務に携わる収集事務所別の技能職員(環境整備員(自動車運転者を含む))の平成14年から平成19年(各年5月1日現在)までの人数の推移は以下のとおりとなっている。なお、最下段全職員合計とは、事務職員、技術職員、技能職員を含み、再任用・嘱託・アルバイトを除いた人数である。

事務所名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
鶴見	133	126	121	116	106	102
神奈川	116	110	100	96	91	92
西	48	46	17	14	14	14
中	88	81	80	31	30	30
南	109	104	98	102	95	89
港南	103	95	95	87	97	96
保土ヶ谷	100	93	91	97	86	86
旭	123	116	107	100	95	91
磯子	88	84	83	97	90	88
金沢	103	100	100	97	93	85
港北	146	140	141	132	123	121
緑	71	73	70	74	70	65
青葉	123	116	108	108	100	104
都筑	63	62	61	60	57	59
戸塚	108	107	100	102	94	96
栄	55	54	54	60	60	20
泉	68	67	66	64	59	58
瀬谷	60	57	54	52	49	50
合計	1,705	1,631	1,546	1,489	1,409	1,346
全職員合計	1,905	1,812	1,728	1,668	1,587	1,524

下表の家庭ごみ収集の民間委託の経過のとおり、西区では、平成 15 年 10 月から北幸・南幸地区を、平成 16 年 4 月から区全域を民間に委託した結果、平成 16 年には 46 名から 17 名へ 29 名減少、中区では、平成 15 年 10 月及び平成 16 年 4 月から伊勢佐木町・関内地区を段階的に、平成 17 年 4 月から関内・福富町地区及び山手・本牧地区を民間に委託した結果、平成 17 年には 80 名から 31 名へ 49 名減少、栄区では、平成 19 年 5 月から区全域を民間に委託した結果、平成 19 年には 60 名から 20 名へ 40 名の減少となっている。

家庭ごみ収集民間委託のこれまでの経過

年度	エリア	開始時期
14	MMタワーズ	15.2.15～
15	MMタワーズ	15.4.1～
	西区一部（北幸・南幸）	15.10.6～
	中区一部（伊勢佐木、関内）	15.10.6～
16	西区全域	16.4.1～
	中区一部（伊勢佐木、関内）	16.4.1～
17	西区全域	継続実施
	中区その1（関内・福富）	17.4.1～
	中区その2（山手、本牧）	17.4.1～
18	西区全域	継続実施
	中区その1（関内・福富）	継続実施
	中区その2（山手、本牧）	継続実施
19	西区全域	継続実施
	中区その1（関内・福富）	継続実施
	中区その2（山手、本牧）	継続実施
	栄区全域	19.5.1～

収集事務所別職員給与の推移

全職員（事務職員、技術職員、技能職員を含み、再任用・嘱託・アルバイトを除く）の平成 14 年度から平成 18 年度までの給与合計及び総平均の推移は以下のとおりとなっている。

（単位：千円）

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
全事務所合計	16,111,518	15,120,181	14,164,523	14,354,747	13,173,616
総平均	8,457	8,344	8,197	8,605	8,300

各年度の総平均給与額を合計し、5 年で割り返した単純平均給与額は約 838 万円となる。

（2）業務委託による経費削減効果

平成 19 年度に民間委託を行っている 3 事務所（西・中・栄事務所）の経費削減効果

		西事務所	中事務所	栄事務所	3 事務所合計
直 営 経 費	人員減	30 人	51 人	40 人	121 人
	人件費	27,000 万円	45,900 万円	33,000 万円	105,900 万円
	車両管理費	3,396 万円	5,265 万円	4,766 万円	13,427 万円
	計(+)	30,396 万円	51,165 万円	37,766 万円	119,327 万円
委託経費		14,503 万円	30,449 万円	25,992 万円	70,944 万円
経費削減効果(-)		15,893 万円	20,716 万円	11,774 万円	48,383 万円

人件費については、都市経営局の資料によるものであり、委託経費は契約額である。なお、栄事務所については、11 ヶ月の契約となっているため、11 ヶ月分の数値である。また、車両管理費等については、平成 18 年度の実績値から算定している。

上記のとおり、3 事務所合計で約 4 億 8 千万円の民間委託による経費削減効果があったと試算できる。

表中の直接経費の人件費については、一人当たり年間平均単価 900 万円を使用しているが、上記（1）収集事務所別職員給与の推移で明らかな単純平均給与額約 830 万円に、一般的社会保険料の年収に対する比率 12～13%を掛け合わせた総人件費は約 930 万円前後と試算できることから、合理的な数値であると考えられる。

(3) 今後の民間委託の予定

中期計画

横浜市では、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、平成 18 年 6 月に横浜の 20 年を展望した市政の根本となる指針として「横浜市基本構想」（長期ビジョン）を策定した。中期計画は、この基本構想を着実に具体化していくための 5 か年（平成 18 年度～平成 22 年度）の実施計画で、5 か年間で目指す姿や目標、これを実現するための重点的な施策・事業や行政面での取り組みを示している。

当該重点取り組みとして「家庭系ごみ収集業務の委託化拡大」を掲げているが、その取り組みの内容は、これまで委託化した 2 区（中区・西区）の検証を踏まえ、条件整備を進めながら、順次、委託化を拡大する、としている。

今後の技能職員の退職者数の推移

（単位：人）

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
全事務所合計	73	75	77	53

退職者の推移状況は、今後 3 年間で毎年 75 名前後が発生する予定となっているものの、65 歳までの再雇用制度があるため、現実的な人員不足は近い将来発生するというデータとなっている。このような中、ごみ収集業務の民間委託が具体的に策定されていない。

（意見）「今後の民間委託の具体的なアクションプランの早急な作成を求めるもの」

退職後再雇用したとしても技能職員の高齢化が進み、ごみ収集職員の確保が問題となること及び民間委託化した 3 区での経費削減効果が明らかなことを鑑みると、早急に具体的な工程を示した民間委託のアクションプランの作成が必要である。

第6章 ごみ処理に係る施設等

1. みなとみらい管路事業の経緯と今後

(1) 管路収集の概要

管路収集とは

管路収集とは、ごみの回収を収集車両によらず、地下に張り巡らされたパイプライン（集塵輸送管）に空気の流れを作りごみを吸い込む、空気輸送方式により行うものである。

管路収集の流れ

各利用者施設における投入口（ダストシュート型投入口）に投入されたごみは、投入口下部（建物の地下）の貯留槽に貯められる。収集時間がくると利用者施設の吸気口が開かれ、クリーンセンター内の送風機により輸送管内に空気の流れが作られる。貯留槽の排出弁が開かれ、ごみは輸送管内に送られて毎秒 20～30mの空気の流れに乗り、クリーンセンターに運ばれ、ごみ分離機に入る。ごみ分離機に入ったごみは空気と分離され、ごみ圧縮機によりコンテナに詰め込まれる。

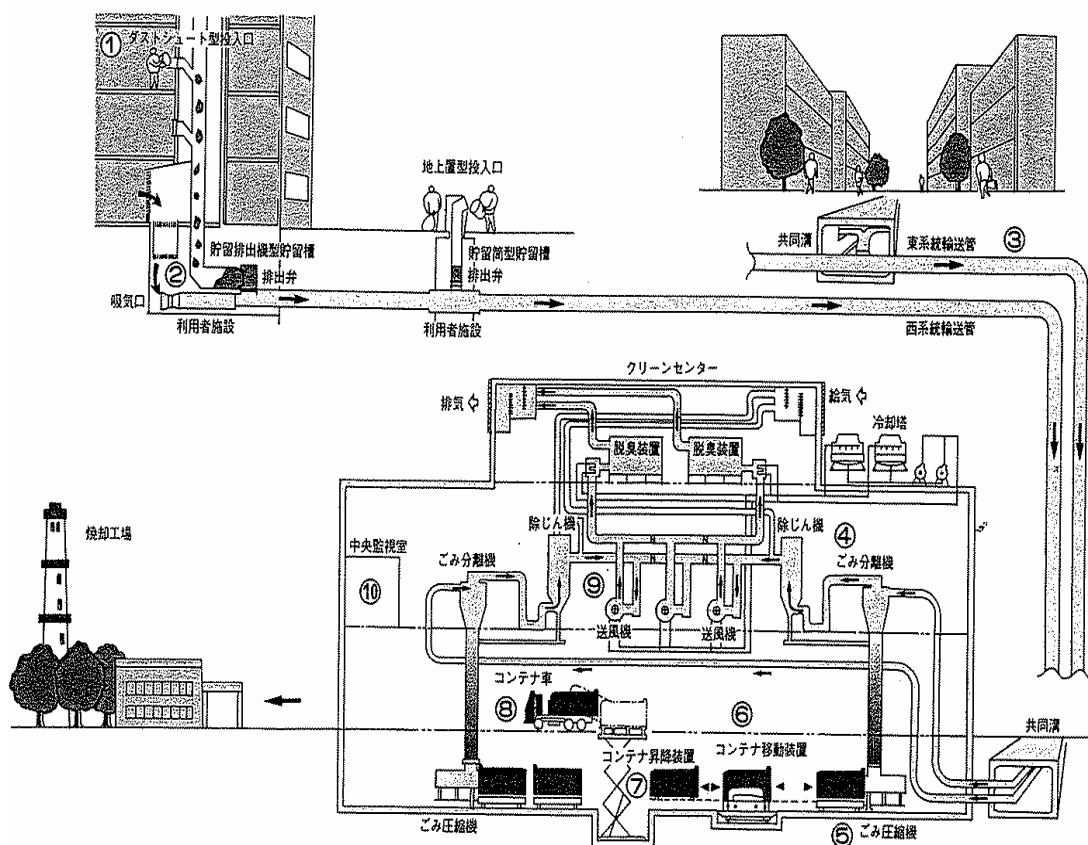
一方、分離機でごみと分離された空気は除塵機、脱臭装置を通り、きれいな空気となって大気中に放出される。ごみが詰め込まれたコンテナは、コンテナ移動装置で搬出口に運ばれ、コンテナ車により焼却工場へ二次輸送される。

ごみ収集の流れと機器

投入口

貯留槽

輸送管



ごみ分離機及び除じん機

ごみ圧縮機

送風機



収集システムの特徴

ごみの排出がいつでも可能であること、従来の収集方式と異なりごみを室内に貯めたり、道路上に出す必要がなく、衛生的で街の美観が向上すること、従来の収集方式と比べ効率的であり安全性が向上することが特徴である。

(2) 全国の管路収集事業

各都市の管路施設の状況（モデル事業8施設、単独事業8施設）

	施設名	設置主体	稼働開始	規模	計画ごみ量(t/日)	廃止時期
モデル事業	南港ポートタウン	大阪市	S52年12月	100ha	30	
	芦屋浜シーサイドタウン	芦屋市	S54年4月	125ha	27.5	
	多摩ニュータウン	多摩市	S58年6月	82ha	58	H17年3月
	筑波研究学園都市	つくば市	S58年6月	72ha	41	
	長岡ニュータウン	長岡市	S63年4月	92ha	13	
	札幌ニュータウン	札幌市	H2年4月	50ha	11	
	みなとみらい21	横浜市	H3年4月	180ha	160	
	千葉ニュータウン	印西市	H8年4月	139ha	35	H22年予定
単独事業	りんくうタウン	大阪府 企業局	H8年9月	150ha	190	H13年10月
	他7都市（森の宮第2市街地、日吉台ニュータウン、サンシャインシティ、なんばシティ、幕張新都心、東京臨海副都心、恵比寿地区再開発）					

- 1 「モデル事業」は国庫補助の対象事業で、大規模開発地における街づくりの一環として、都市の美化・都市衛生の向上を図るとともに生活系廃棄物処理の省力化、道路交通の改善に資するため、都市廃棄物処理システムの将来的な普及を目指し、モデル的に整備の推進を行ったもの。昭和59年度に、当時の建設省は横浜都心臨海地区（現在のみなとみらい21地区）における、ごみ運搬用管路整備事業をモデル事業として推進することにより、都市廃棄物処理新システムを開発・普及することとした。
- 2 「単独事業」は国庫補助を受けていない事業。

管路収集事業は、昭和 58 年に補助金対象の国のモデル事業（都市廃棄物処理管路事業）として導入されたが、1990 年代からリサイクルを目的とする分別が始まると、投下ごみは減少し、当初計画の処理量を大きく下回り、採算を見込むことが困難となっている。

大阪府泉佐野市りんくうタウンでは、施設稼働から約 5 年の平成 13 年 10 月に事業を廃止、多摩ニュータウンは施設稼働から約 22 年の平成 17 年 3 月に運用を中止、総事業費約 112 億円の千葉ニュータウンも施設稼働から約 14 年の平成 22 年を目途に廃止予定、筑波研究学園都市は廃止を含め検討中、芦屋浜シーサイドタウンはごみ収集有料化の検討時に当該事業をどうするかを検討する必要が生ずると考えている。また、東京臨海副都心の有明清掃工場では、全処理量を管路収集の計画で当初最大 400t/日の想定のところ、約 4.5%（平成 18 年度速報値）の利用にとどまっている。

【コラム】

地下に張り巡らせた輸送管でごみを収集する「管路収集」の廃止が相次いでいる。ごみ袋や収集車が姿を消す「夢のシステム」として、大規模ニュータウンなどに巨費を投じて導入されたが、ごみの減量化や分別収集のエコロジー時代に合わなくなった。

東京・多摩ニュータウンなどで廃止されたほか、横浜市の「みなとみらい 21」や千葉県の「千葉ニュータウン」も廃止される見通し。施設の撤去には多額の費用がかかることから、「大量消費、大量廃棄時代の遺物」として、各地で廃墟化する恐れがある。管路収集は 1970～90 年代にかけて、全国 10 か所以上で導入された。

多摩ニュータウン「多摩センター地区」（82ha）では 1983 年、東京都多摩市が約 50 億円をかけ、稼働させた。処理量は計画の約 7 分の 1 の 1 日約 8t にとどまり、排出者からの料金では運営費（年間約 1 億円）が賄えなくなり、2005 年（平成 17 年）3 月に運用をやめ、収集車が回収している。

（平成 19 年 1 月 29 日読売新聞抜粋）

(3) 横浜市の管路収集事業

導入目的

みなとみらい21地区では、新しい街づくりとして、ごみを衛生的・効率的に収集し、排出者の利便性及び環境や美観の向上を図ることを目的として、平成3年から事業系一般廃棄物の管路収集を実施している。

事業の基本計画と現況

		基本計画（昭和58年）	現況（平成18年度末）
管路収集区域		中央地区、新港地区（約180ha）	中央地区の一部（約130ha）
収集量		160t/日（58,400t/年）	10t/日（3,798t/年）
管路延長距離		13,085m	7,078m（敷設率：約54%）
運営 収支	維持管理費	約3億円	120百万円
	手数料収入	約15億円	98百万円
	収支	約12億円	22百万円
設備の系統数		東西2系統	西系統1系統
総事業費		約122億5千万円	約94億6千万円（補助金約11億円）
利用者数		-	22施設

総事業費は施設整備費で、建設費及び補修費からなる。現況では、総事業費約94億円のうち約11億円が国の補助金によっている。

当初計画の収集エリアから、現在の敷設状況のように、管路の敷設や集塵設備が整備されなかった主な理由は以下のとおりである。

）管路の敷設は街区の開発に併せて事業を進めてきたところ、横浜市の都市臨海部総合整備基本計画に基づき昭和58年に事業着工となったみなとみらい21事業が、その後のバブル崩壊による急激な景気の悪化と長引く不況により、計画どおりに進まず、街区全体の宅地開発は当初計画の約64%の進捗率（平成18年11月現在）となっていること。

）最近の景気回復により、居住用マンションの建設がみなとみらい21地区でも増加しているが、住宅についてはディスポーザの採用により管路収集を行わなかったこと。

）新港地区はみなとみらい21街づくり基本協定（昭和63年に地権者間で街づくりに関する自主的ルールとして締結され、みなとみらい21事業に参加する事業開発行

為に対しさまざまな制限を課すもので、管路収集システムの利用についても定められている。)から外れているため、また、国庫補助金がなく低層ビルのため投資効率が悪いことから埋設を見合わせたこと。

)高島地区は共同溝がなく直埋で開発が遅れていること。

)分別収集による資源化が進み、管路収集の対象となる資源化できない紙や生ごみ等のごみ量が増加しないことから集塵設備は1系統で足りたこと。

昭和58年当時の基本計画の概要

)年間収集量 58,400t の算出根拠

施設	基本計画		
	延床面積 (㎡)	排出原単位 (g/㎡日)	収集量 (t/日)
住宅	379,160	23	8.6
商業施設	311,560	73	22.6
業務施設	2,334,150	31	72.1
集会場・宿泊施設	277,740	153	42.5
公益施設	402,590	27	10.8
大学	34,680	11	0.3
公園	310,020	4	1.2
合計	4,049,990	-	160 (58,400t/年)
備考	・排出原単位は資源化後の数値 ・資源化率：商業施設 35% 業務施設 10% 公益施設 10% 全体で 10.2% 資源化		

- 1 延床面積は街区の用途面積と容積率から算出
- 2 排出原単位は多摩ニュータウン、筑波学園都市、長岡ニュータウン及び横浜市の調査結果から算出(昭和55年ベースのため平成2年までの10年間を排出伸び率年3%で計算)

)年間手数料収入 15 億円の根拠

年間ごみ量 × 手数料 = 58,400t × 1,000kg × 26 円/kg 15 億円

なお、手数料は平成 7 年に 17 円/kg から 26 円/kg に改訂されたもので、17 円/kg で計算すると、手数料収入は約 10 億円となる。

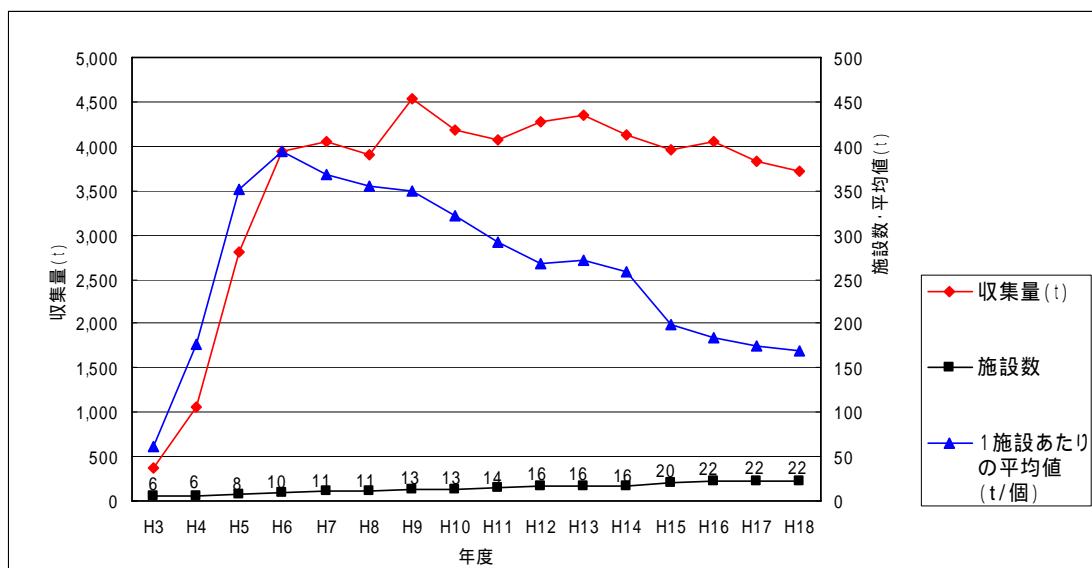
平成 18 年度までの収支実績

	収集量 (t/年)	管路延長(m) (敷設率)	運営収支(百万円)			利用者数 (施設)
			手数料収入	委託料	収支	
3 年度	373	4,103(31%)	3	78	74	6
4 年度	1,062	4,490(34%)	16	181	164	6
5 年度	2,813	5,095(38%)	59	218	159	8
6 年度	3,944	5,705(43%)	99	238	139	10
7 年度	4,048	5,705(43%)	101	258	156	11
8 年度	3,901	6,161(47%)	103	266	163	11
9 年度	4,543	6,393(48%)	115	291	175	13
10 年度	4,180	6,683(51%)	114	292	177	13
11 年度	4,076	6,683(51%)	102	302	200	14
12 年度	4,271	6,714(51%)	110	293	183	16
13 年度	4,360	6,844(52%)	114	302	188	16
14 年度	4,296	6,872(52%)	111	288	176	16
15 年度	3,956	7,078(54%)	102	299	196	19
16 年度	4,090	7,078(54%)	106	324	218	22
17 年度	4,012	7,078(54%)	104	148	43	22
18 年度	3,798	7,078(54%)	98	120	22	22
16 年間累計	-	-	1,466	3,906	2,440	-

上記のように、事業開始から 16 年間の累積収支は 2,440 百万円の赤字となっている。

< 参考 >

年度別収集量・施設数・施設平均値



運營業務の委託

上記の収支実績において、平成16年度から平成17年度にかけて収集量はさほど減少していないにもかかわらず、業務委託料が半減しているのは、運營業務委託先の財団法人横浜市資源循環公社（以下、「公社」という）の本社経費を、平成17年度からは事業費の総額に対する各事業費の割合に応じて他の事業に振り分けたため、とのことではあるが、そもそも公社の本社経費を当該管路収集事業のみに直課してきた事自体が適正な委託料計算とは言い難い。

また、平成17年度までは公社側の見積りにより契約（随意契約）が行われてきたが、平成18年度からは横浜市の積算基準に従い契約が行われるようになった。

なお、平成16年度から平成18年度までの運營業務委託料見積書の内容は以下のようになっている。

(単位：百万円、税抜き)

	16年度	17年度	18年度
清掃・保守点検費	63	44	36
機器用運営費	2	2	1
車両・コンテナ維持管理費	2	2	2
光熱水費	36	34	32
事務費	4	4	3
人件費	48	48	55
諸経費	154	6	10
合計	309	141	139

諸経費（内容は本社人件費、報償費、消耗品費、光熱水費、通信運搬費、賃借料等）の費目が大きく減少しており、平成 16 年度までは公社の本社費が諸経費としてそのまま積算されていたことがわかる。

また、清掃・保守点検費が減少している主要因は、ごみ分離機・ごみ圧縮機・コンテナ搬送装置等の施設主要機器及び送風機の点検整備において、点検項目を減らしたり点検間隔を伸ばしたためである。

（改善要望）「公社への業務委託料の算定に当たり、積算をより厳密に行うことを求めるもの」

横浜市から委託料を概算受入し年度末に残金を精算する方式を取っており、公社の公益事業全体では収支均衡することになるため、公社側にコスト削減の誘因が働きにくい状況となっている。

公社に委託している全ての事業に共通して言えることと思われるが、採算ベースで運営できる範囲に抑えた形で、業務委託料の積算をより厳密に行う必要がある。

事業見直しの経緯

循環型社会への転換に伴い、平成 12 年 6 月に循環型社会形成基本法が施行され、翌年 5 月には食品リサイクル法が施行、食品残さについては一定量以上の排出があるホテル・レストランでは、飼料や肥料へのリサイクルが義務づけられ、企業においても紙などのリサイクルが進んでいる。

そのため、今後みなとみらい 21 地区の開発が進み利用者が増えたとしても管路収集するごみ量の増加が見込めず、事業収支の改善が難しい状況となっていることや、本設備は資源物を分別することができないシステムとなっていることなどから、平成 17 年 12 月の市会において、中田市長は既設利用者への影響や新規事業者への対応などを踏まえ、管路収集事業の見直しに着手する、と答弁した。

今後の方策

)市議会での答弁

平成 18 年 6 月及び平成 19 年 3 月の市会で次の内容の今後の方策が公表された。

平成 18 年 6 月の市会では、既存利用者は管路収集の利用を選択できることとし(平成 18 年 7 月にみなとみらい 21 街づくり基本協定を変更)、当面管路収集を継続し、新規事業者は管路収集を行わないこととする。なお、平成 22 年には基幹的設備が耐用年数を迎える時期になるので、その時点で最終的に判断をする、としている。

平成 19 年 3 月の市会では、収集日数を毎日から週 5 日に削減し、運営体制の見直しや設備の点検整備内容の大幅な見直しにより、経費の節減を図る。利用者数や収集量、利用者の意向などを考慮し、廃止時期の決定を行う。集塵設備は耐用年数を迎えるため、基本的には有効利用はできないと考えており、建物については公的施設として有効利用を図っていききたい、としている。

)管路収集廃止後の収集

管路収集廃止後のごみの収集については、既に資源物はみなとみらい 21 地区内で自主的に行っているリサイクル推進協議会や企業独自の資源化ルートにより収集されており、生ごみ等は一部の貯留槽の利用を取り止めているランドマークタワーやクイーンズスクエア横浜と同様に、許可業者との契約による収集車での回収となる。なお、街づくり検討委員会(地権者の代表者と株横浜みなとみらい二十一及び横浜市都市整備局で様々な課題を協議する場)では、管路収集に代わる新たな取り組みとして、エコ車などによる共同収集と生ごみの飼料・肥料化などを利用者と検討している。

平成 19 年度の運営

利用者へのアンケート調査などから、平成 19 年度の利用者数は 22 施設に変わりないが、大口利用者のランドマークタワー等が約 7 割の利用を中止し、ごみ量が大幅に減少することや将来的に廃止が決定したことから、毎日収集を週 5 日に変更することによる運営体制の縮小（クリーンセンター運営人員を 9 名から 5 名へ）や定期的維持管理（予防保全）から故障時の事後保全へ変更し、維持管理費の節減を図り、収支均衡が取れる見込となっている。

（改善要望）「平成 22 年まで待たず、早期に廃止に向けた検討委員会等の設置を求めるもの」

みなとみらい 2 1 地区に民間企業を集積させる趣旨から、総事業費約 94 億円の回収は長期間に渡るため、回収可能性の検討が十分に行われていたかどうか疑問である。さらに、事業開始から 16 年間の運営累積収支は約 24 億円の赤字となっていることから、事業継続は非常に困難であることは明白である。また、本設備は大量廃棄を前提としているシステムであり、ごみの減量や分別・リサイクルの推進に向かないという環境面でのデメリットが大きく、時代に合わない施設・サービスとなっている。

平成 22 年には廃止時期の最終判断を行う方向性が示されているが、平成 22 年まで待たずに、至急廃止に向けた調査・検討の委員会を立ち上げ、廃止に伴う問題点の整理を行い、管路設備の有効利用の手立てがないものか、例えば地域的光ファイバー通信網や防災通信網の設置空間として利用できないか、解体・撤去すべきものか、パブリックコメントを求める等広く民間の英知を集め、廃止に向けた具体策の作成の早期化を進める必要がある。

2 . 処分場の跡地利用

(1) 埋立処分場の有効利用について

すでに埋立が完了した処分場の跡地利用状況

処分場名	全体面積 (有効利用面積)	利用地面積	利用状況
旧長坂谷処分地	27,058 m ²	10,514.5 m ²	駐車場

神明台処分地の埋立完了後の利用状況

概要

所在地	横浜市泉区池の谷および新橋町
総面積	約 53ha
埋立期間	昭和 48 年 10 月 ~ 平成 22 年度末 (平成 18 年度末埋立率 90%)
埋立面積	430,000 m ²
埋立計画量	6,809,700 m ³

既存処分場のうち、市内唯一の内陸処分場である神明台処分地については、平成 19 年度で埋立終了が見込まれる第 7 次 期に引き続き、現在進められている 期の開設工事を平成 19 年度に完成させ、平成 22 年度までの埋立を予定しており、延命化を図る。

神明台処分地



工事の概要は以下のとおりである。

	埋立面積(m ²)	埋立容量(m ³)	埋立期間	利用状況
第1次	28,000	328,000	S48.10～S51.2	
第2次	34,000	873,600	S51.3～S55.6	野球場
第3次	40,000	567,500	S53.4～S54.6 H1.4～H1.8	
第4次	67,000	1,085,400	S54.7～S58.3 H2.12～H4.1	
第5次	61,000	811,300	S58.4～S62.8	グリーンコンポスト置場
第6次 期	50,000	738,300	S62.9～H2.11	
第6次 期	57,000	905,600	H3.4～H8.3	スポーツ広場、多目的広場
第7次 期	34,000	330,000	H8.4～H15.3	
第7次 期	35,000	810,000	H15.4～H20.3	
第7次 期	24,000	360,000	H20.4～H23.3	
合計	430,000	6,809,700		

神明台処分地の跡地利用については、地域住民代表や専門家で構成された跡地暫定利用検討会が設置され、平成16年に利用計画が策定されている。総面積約53haの内、当検討会が検討した跡地面積は既設の野球場等の区域を除く4.2haであるが、現在は、6.7haの面積の部分がスポーツ施設や多目的広場として市民に開放されている。残る46.7haの面積の部分については、現在、グリーンコンポスト工場、金属ヤード、排水処理施設及びごみ収集所の中継所等に使用され、最終的かつ総合的な利用方法は未定である。

総面積の内、5.9haは近隣市民からの借地であり、うち、スポーツ施設として利用されている跡地に隣接した借地約1haにつき、現在、横浜市と係争関係にある。当該係争地は、第6次 期(昭和62年9月～平成2年11月)～第6次 期(平成3年4月～平成8年3月)の埋め立て時期で、処分地全体の中でほぼ中央に位置するため、跡地の一体の有効利用の障害となっている。

埋立処分場利用のための法的処理

第6次 期・ 期に係る埋立期間に該当する埋立面積の一部(処分場全体のほぼ中央部分約1ha)については横浜市が賃借しているものであり、当該土地は横浜市と賃

貸人との間で使用継続や原状回復等をめぐり係争状態となっている。

これは、横浜市が賃貸人から本件係争土地の買収ができなかったため、賃貸借契約を締結して、処分場利用を開始したものであるが、本件土地賃貸借契約書によれば、横浜市が、土地の使用を終了したときは、当該土地の復元を行った上で所有者に返還するという条項が入っており、横浜市には土地の原状回復義務があることになる。一般的に原状回復という場合、当該土地を使用前の状態に回復させることを意味するが、そもそも本件土地は廃棄物の埋立用地として賃借する以上、埋立てが終わった時点で、埋め立てた廃棄物を撤去して原状回復することはできない。

本件最終処分場は、廃棄物の最終処分場（埋め立て用地）として廃止するまでは、極めて長期間の使用が予定されなければならない土地を、「賃貸借契約」という契約形態ないし契約内容で事業を進めたこと自体に問題があった可能性があったと言わざるを得ない。

（改善要望）「最終処分場として土地を利用する場合には、近隣に処分場としての性格を十分理解するよう求めるとともに、その利用関係を定める契約についても、十分な説明を行った上で、適切な処理をするべきである」

最終処分場として土地を利用する場合には、埋め立てた廃棄物を撤去して原状回復義務を履行することはできないものであるため、このことを土地所有者に十分説明した上で、土地の返還の場合の条件を明確に規定するべきである。

3. 車両の適正管理

(1) リース取引に関する契約形態

リース契約車両

平成 19 年度当初、用途別・車種別管理台数は、資源循環局全体で 1,000 台を保有しており、その内 53.6%の 536 台がリース車両である。

ごみ収集車両等について過去 5 年間の取得状況をみると、ほとんどを購入でなく、リースによって取得している。また、今後 5 年間の取得は再リースを含め全てリースする予定である。

収集車両等の取得実績と今後の取得計画

(実績)

(単位：台)

車種合計		14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
	買入れ	52	0	0	5	7
	リース	3	138	223	62	110
	計	55	138	223	67	117

(計画)

車種合計		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
	買入れ	0	0	0	0	0
	リース	114	199	168	275	78
	計	114	199	168	275	78

(計画)におけるリース台数は、将来的な車両の変動は考慮していない。

車両(自動車)の調達方法を購入から賃貸借(リース)へ切り替えてきているのは、平成 15 年 3 月 3 日に当時の財政局(現：行政運営調整局)契約第二課から出された通知(財契二第 220 号)に沿ったものである。

通知の冒頭部分において、「自動車の調達方法については、平成 13 年度から更新の際には順次、購入から賃貸借(リース)への切替を行っています。平成 15 年度から、該当案件の増加が見込まれる」と述べている。

平成 15 年度から車両の入れ替えが増加することを踏まえ、一時的に支出の増加する買入れ(購入)から支出額が毎年度平準化されるリースに変更したと考えられる。

用途別・車種別管理台数

(単位：台)

区 分		19年度当初管理台数	
		総台数	リース
ごみ関係 車両	収集関係車両（ショベルローダ等）	881	506
	処分地関係車両（ブルドーザ等）	21	4
	その他車両（フォークリフト等）	37	4
	合計	939	514
し尿関係 車両	収集車両（小型吸上車等）	50	18
	特殊用途車両（公衆トイレ清掃車等）	11	4
	合計	61	22
総合計		1,000	536

リース契約残高

平成18年度末で、リース契約の総額と未経過リース料の金額を計算すると、それぞれ3,847百万円及び2,474百万円となる。今後の取得計画からみて、両者の金額とも今後さらに増大すると考えられる。

平成18年度末までリースで取得した車両は536台なので、1台当たりリース料は、 $3,847 \text{ 百万円} \div 536 \text{ 台} = 7 \text{ 百万円}$ 、円単位の正確な計算をすると7,177,746円となる。リース料には、リース会社の販売管理費と利益が上乗せされるので、1台当たりのリース料は買入れ（購入）した場合よりも多少高めになっていると考えられる。また、未経過リース料の金額2,474百万円は、平成19年度以降に支払わなければならない債務であり、地方自治法上「債務負担行為」と言われるものに該当する（地方自治法第214条）。

平成 18 年度末におけるリース残高の総額

(単位:百万円)

契約年度	今後のリース料					
	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
14 年度	0.45	0	0	0	0	0
15 年度	190	190	108	0	0	0
16 年度	218	218	218	139	0	0
施設課移管分	4	4	4	3	0	0
17 年度	91	91	91	91	54	0
18 年度	137	137	137	137	137	73
合計	641	640	559	370	191	73
	2,474					

- 1 リース契約の総額：過年度のリース料の合計 1,363 百万円 + 今後のリース料の合計 2,474 百万円 + 平成 18 年度末に施設課から移管されたアームロール車 2 台の過年度リース料の合計 10 百万円 = 3,847 百万円
- 2 未経過リース料の総額：今後のリース料の合計 2,474 百万円

リース契約形態

横浜市が作成するリースに関する賃貸借契約書及び添付資料である仕様書では、単年度の賃貸借期間と賃借料額しか記載されない。例えば、最初の取得年度についてみれば、賃貸借期間は車両登録日(納車日の前日)から 3 月 31 日の年度末までであり、賃借料もその期間の分が記載されているに過ぎない。取得時の入札も各年度の賃借料の総価で行われている。

本来の賃貸借期間は、借入物件仕様書添付資料に予定借入期間及び最終日として記載がある期間である。すなわち、収集車両等の予定借入期間は 6 年であり、これが本来の賃貸借期間である。そのため、予定期間最終日年度まで、毎年度、当初同一車両について同一条件で賃貸借契約を更新している。

(意見)「リースの実態にあった賃貸借契約書の締結を求めるもの」

現在の横浜市が車両のリース取引に関して締結している賃貸借契約書は、実態は 6

年のリース期間であるにもかかわらず、賃貸借契約を毎年更新している。1年超のリース期間(長期継続契約)とすると、地方自治法第214条に規定する「債務負担行為」として別個に予算措置をとらなければならない。これを避けるため、上記のような方法を採用していると思料される。

しかるに、普通地方公共団体が行う長期継続契約については、平成16年の地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の一部改正により、その対象範囲が拡大されている。

地方自治法施行令第167条の17(長期継続契約を締結できる契約)の内容からすれば、一度条例において上記車両のリース取引を定めれば、債務負担行為として別個に予算をとる必要はなく、歳出予算の範囲でリース料を支出することができる。

車両のリース取引について、早期に条例改正を行い、本来の賃貸借期間・賃借料を記載した長期継続契約としての賃貸借契約書を締結できよう措置すべきである。

なお、平成19年12月25日に「横浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」が制定され、地方自治法上の措置がなされた。

(2) 売却等処分対象車両の早期手続実施

平成19年5月1日現在、処分対象とされた車両台数は合計で216台である。処分対象とされた車両台数を年度別に掲げると下記のとおりである。平成11年の1台は論外としても、平成15年に処分対象とされた車両も8台が神明台処分地に留置されているなど、処分対象とされた後の売却等の処分が速やかになされていない。

留置されている車両



年度別処分対象車両

(単位：台)

11年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
1	8	41	63	97	6	216

因みに、処分対象車両に登録されてから実際に処分されるまでの手続は、次のようになっている。但し、車両の売却等に至るまでの規定等文書で整備されたものはない。

- (ア) 売却車両の留置場所において車両の確認（エンジン・架装物の可動等）
- (イ) ナンバープレート取り外し整然駐車
- (ウ) 登録抹消手続きのための起案・決裁回議
- (エ) 毎奇数月、行政運営調整局契約二課へ売却の契約依頼提出
- (オ) 契約二課による入札業者決定、これから 2 週間の間、業者による車両の下見に対応。その都度、現地にてエンジン・架装物の試運転・試走等対応
- (カ) 入札後、売却が決まった車両の引き取り対応（期間：約 2 週間）

なお、平成 16 年度から平成 18 年度の過去 3 年間に実際に売却等の処分を行った車両台数と売却金額は下記のとおりである。

過去 3 年間の年間平均売却台数は 41 台しかなく、平成 19 年 5 月 1 日現在の売却対象車両数 216 台は、売却等が積極的になされていなかった結果を表している。1 台当たりの平均の売却金額は 791 千円である。もし、単純に平成 19 年 5 月 1 日現在の売却対象車両数 216 台にこの金額を掛けると、170,856 千円にもなる。

過去 3 年間の売却実績と平均

	16 年度	17 年度	18 年度	計	平均
売却台数（台）	16	59	49	124	41/年
売却金額（千円）	18,827	42,442	36,864	98,133	791/台

（指摘）「処分対象車両の迅速な売却等を求めるもの」

処分対象とした車両が長期間留置されている事実があり、売却等の実際の処分が速やかに行われていない。長期間車両を放置すれば、そのことによって当然、車両の物

理的・機能的価値は損なわれることになり、売却金額等も減少する。

車両の売却等に至るまでの手順書等を整備する等して、売却等の手続が迅速に行われるような措置をすべきである。

4 . 財産台帳の整備状況について

(1) 公有財産台帳 (土地・建物)

公有財産台帳 (土地) より作成

所在地	番地	用途区分	地積	異動年月日	当初取得年月日
保土ヶ谷区星川	1-16-20	用地	108.82 m ²	H17.8.1	S59.2.17
神奈川区平川町	3-6	リサイクルセンター	843.45 m ²	H17.4.1	T14.5.20
西区浜松町	11-4	庁舎事務所	885.95 m ²	S47.11.1	S18.12.13
旭区白根	1-8-1	塵芥処理工場	201.40 m ²	H1.12.8	
中区本牧大里町	1-5	公衆便所	21.86 m ²	S61.4.1	S61.2.10
磯子森	1-2049-12	公衆便所	56.09 m ²	S61.4.1	S42.3.13
西区南浅間町	31-10	公衆便所	19.83 m ²	S61.4.1	S45.10.16
磯子区磯子	1-6-10	その他	1490.01 m ²	S54.2.14	S45.10.19
旭区白根	2-8-1	塵芥処理工場	55721.88 m ²	H1.12.8	S44.3.7
磯子区新磯子町	6	庁舎事務所	2644.59 m ²	S40.4.8	S38.4.2

公有財産台帳 (建物) より作成

所在地	番地	用途区分	建物面積	異動年月日	建築年月日
栄区小菅ヶ谷	2300-9	公衆便所	30.08 m ²	S61.4.1	S57.4.1
青葉区あざみ野	2-1-1	公衆便所	36.15 m ²	S61.4.1	S57.11.1

(指摘) 「 公有財産台帳に価格を記載すること 」

上記表の土地、建物については、所管換時に旧所管局から価格の引継ぎがなされなかったこと等の理由により価格が記載されていない。横浜市公有財産規則第 86 条によれば、価格を記載することになっており、公有財産台帳 (土地)、公有財産台帳 (建物) に価格を記載する必要がある。

(2) 管路の財産管理

埋設された管路の財産上の分類は、行政財産であり、横浜市公有財産規則第 85 条の第 3 号様式の工作物となる。

横浜市公有財産規則第 85 条では、第 3 号様式の公有財産台帳を備えなければならない旨の規定となっているが、管路自体が集塵管として摩耗し、利用状況に応じて取り替えるか、回して上下を逆にして使用する必要があることから、耐用年数に基づいて保守を行う恒久的な構造物とは異なり、耐用年数を持たず点検の結果をもって保守を行う消耗品として位置付けており、第 3 号様式の工作物の台帳は作成せず、「集じん管理設状況表」で埋設年度ごとの管理をしている。

また、みなとみらい 2 1 クリーンセンターの建物の公有財産台帳に記載されている取得金額には、ごみ分離機・ごみ圧縮機・コンテナ搬送装置・送風機等の集塵設備及び建物内の管路を含んでいる。

(指摘)「みなとみらい 2 1 地区に埋設された管路について、工作物台帳の作成を求めるもの」

消耗品とは、その性質が、使用することにより消費されまたは毀損し易いもの、若しくは長期間の保存に耐えない物品をいうため、集塵管のように摩耗が比較的激しい設備は、消耗品と解釈する余地も生ずる。しかしながら、地方自治法上、公有財産に属するものは物品とはみなされないため、公有または公共用に供する行政財産である管路は、物品としての消耗品に分類することはできない。

そのため管路については、工作物として台帳の作成をする必要がある。また、工作物種目表に該当するものがない場合や疑問がある場合については、財産管理運用課への問い合わせや相談を徹底し、記載漏れのないようにする必要がある。

5 . 処理施設の維持管理状況の報告について

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」（制定：平成 5 年 2 月 25 日規則第 5 号、最近改正：平成 17 年 7 月 31 日規則第 54 号）（以下、「規則」と言う）第 36 条にて、処理施設管理者は、処理施設維持管理状況報告書（第 38 号様式）の定期的な市長への提出が義務付けられている。

規則第 36 条の趣旨は、内部管理用に各施設の操業度等の状況を報告するためだけでなく、環境アセスメントの観点から、有害物質やダイオキシン類濃度の排出状況を計測証明書等を添付して報告するものである。処理施設の管理者はその維持管理状況を記録して、最終処分場は 3 ヶ月毎、焼却施設は 6 ヶ月毎、その他施設は年度毎に所定の様式に従い、報告書の作成・提出が要求されているが、その他施設に該当する 4 ヶ所の資源化選別センター、3 ヶ所の中継輸送事務所及びみなとみらい 2 1 クリーンセンターについて、過去、当該報告書の作成・提出が適正に実施されていない。

（指摘）「規則に準拠して、直ちに報告書の作成、提出を求めるもの」

未作成の処理施設は、有害物質の排出等の危険性が焼却工場や最終処分地に比し低いとはいえ、規則上、処理施設維持管理状況報告書を作成し、提出する義務がある。直ちに、この報告書の提出を求める。

第7章 原価計算

1. 原価計算の概要

(1) 現行の原価計算の目的

横浜市で現在実施している原価計算は、全国都市清掃会議が昭和54年に示した「廃棄物処理事業原価計算の手引」(以下、「全都清方式」という)に基づいて行っている。全都清方式は、一般企業が原価計算を行うに当たって準拠している「原価計算基準」と同様に、原価要素の分類、費目別、部門別、さらに処理工程別計算を実施してトン当たりの単位原価を算定している。横浜市はこの全都清方式に基づいて毎年、原価計算を実施している。

この全都清方式によれば、原価計算の目的は以下の2つを掲げている。

廃棄物処理事業の管理、運営のための資料を提供すること

廃棄物処理手数料等を決定するための資料を提供すること

については、自治体においても事業の行政効果と経済性を十分考慮しなければならないこと、については手数料額または費用額を決定するための資料を提供することができるとしている。

なお、横浜市は、ごみ処理事業に係わる原価計算の目的として

廃棄物処理事業のコストの実態を明らかにするため

廃棄物の資源化・有効利用等に係る施策、事業等の効果測定

を掲げており、全都清方式の原価計算目的に廃棄物の資源化・有効利用等に係る事項を加えており、現在の横浜市の課題にも対応するものとなっている。

また、横浜市は、現行の原価計算の活用として以下の3つを掲げている。

廃棄物処理事業のコストの実態を明らかにするため

廃棄物処理の委託等に当たっての契約単価の設定ないし改定に必要な原価資料
予算編成に役立てるため

横浜市は、ごみ処理事業に係る原価計算資料を手数料算定ないし改定の根拠として利用することを主目的としている。

(2) 現行の原価計算の方法

現行の原価計算の作成資料

横浜市は、ごみ処理事業に係る原価計算資料として、「ごみ処理総合原価計算」、「決算原価明細表（費目別、経費区分別）」、「決算原価明細表（処理工程別、経費区分別）」の各原価資料を作成している。

「決算原価明細表（処理工程別、経費区分別）」は、収集処理過程を一般収集、粗大収集、分別収集、中継輸送、新システム収集に、処理処分過程を焼却工場、粗大・分別・グリーンコンポスト（資源化）、埋立処分に分け、処理工程別にそれぞれ原価を把握している。これを前提に「ごみ処理総合原価計算」を作成し、トン当たり（t）の原価を算定している。

原価要素

)原価計算に算入する項目

廃棄物を収集し、運搬、処理、処分するための経費である直接人件費、直接物件費等の直接費と廃棄物処理間接経費(車両課経費)を原価に算入し、一般管理費、普及啓発費等の廃棄物処理活動に係る経費は原価に算入しない。以下に原価算入項目およびその内容を説明する。

費目	内 容
人件費	給料、職員手当等、共済費
管理物件費	労務関係経常費（局貸与被服、医療関係費等） 交通事故対策費
被服費	貸与被服（行政運営調整局分）
事務所費	収集事務所・輸送事務所の運営・維持管理、補修費
車両管理費	車両の管理保全費、燃料費、車両課庁舎等の維持管理費
じんかい処理総務費	収集アルバイト賃金、収集・中間処理の委託料等経費
じんかい工場費	各工場の運営費及び補修費
処分地費	処分地整備費及び排水処理施設維持管理費

新システム整備費 1	新システム維持管理・補修費、
減価償却費 2	
公債利子	施設整備のために発行された市債の利子
国庫補助金 3	施設整備のための国からの補助金
各種収入（控除） 4	生産物売払収入、売電収入、資源化物売払収入

- 1 新システム整備費はみなとみらい管路収集事業に係るものである。
- 2 減価償却費については後述する。
- 3 国庫補助金の受領金額を、対応する資産の受入事業年度からその耐用年数に応じて取崩し、控除項目として処理している。

償却対象資産ごとの耐用年数及び償却方法は以下のとおりである。

償却対象資産		耐用年数	償却方法	
焼却工場	工場建物	45	定額法	
	煙突	30		
	焼却炉	25		
	その他	5～17		
収集事務所	建物	65	定額法	
輸送中継事務所		45		
処分場	神明台	事務所	45	
		埋立地		
	南本牧	事務所		定額法
		埋立地	20	埋立期間
資源選別センター	建物	65	定額法	

- 4 資源化物売却に伴う売却収入は、発生した処理工程の費用から控除している（全都清方式でも控除項目として提示している）。横浜市も売却収入については、経費の一部に補填されているため原価から控除する、という考えを採っている。

非原価項目としている原価要素

横浜市では、退職手当は原価計算に含めていない。全都清方式でも、理論的には参入すべきものとしているが、「退職手当を参入している市町村が皆無に等しかった。」また「算入しない理由として算入すべき退職手当額を確定することの困難さと、実際計算における煩雑さ」を理由に、原則として原価要素としないとしている。

(3) 手数料の料金体系の推移

平成 13 年度に事業系一般廃棄物処理手数料の見直しが行われてからの一般廃棄物および粗大ごみの料金体系の推移は以下のとおりである。

(単位：円/kg、粗大ごみは円)

項 目		12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
事業系	処理手数料	9.5	13	13	13	13	13	13
一般廃棄物	管路収集手数料	26	26	26	26	26	26	26
粗大ごみ		200 ~ 2,200	200 ~ 2,200	200 ~ 2,200	200 ~ 2,200	200 ~ 2,200	200 ~ 2,200	200 ~ 2,200

・手数料の算定の方法および改定に当たっての原価情報の利用

事業系一般廃棄物・処理手数料は、平成 13 年 4 月に平成 11 年度決算による処理処分原価に基づいて、13 円/kg (13,493 円/t) に決定している。事業系一般廃棄物・管路収集手数料についても、平成 11 年度決算に基づく原価が 26,456 円/t であったため、据え置きとした。

粗大ごみ手数料の徴収は平成 9 年 1 月から行っている。粗大ごみに係る手数料の設定は、平成 5 年 4 月に改定されたごみ処理料金 26 円/kg をもとに、10kg 未満を 200 円、20kg 未満を 500 円、40kg 未満を 1,000 円、40kg 以上を 1,500 円、40kg 以上の処理困難物を 2,200 円に設定している。なお、平成 5 年 4 月のごみ処理料金は平成 3 年度の総合原価 26 円/kg をもとにしている。

(4) 品目別・処理工程別原価、施設別原価

横浜市が掲げている原価計算の目的、すなわち、廃棄物処理事業のコストの実態を明らかにするため、廃棄物の資源化・有効利用等に係る施策、事業等の効果測定という目的を達成するためには、現行の原価計算では不十分である。

現行の原価計算は、処理工程別に原価を把握しているが、品目別に原価を把握する

原価計算制度を採用していないため、品目ごとの事業コストが把握できない。したがって、手数料算定のためのより適切なコストの把握ができない。また、どこで(施設別)どれだけごみ処理コストが発生しているかというコストの把握をしていないため、廃棄物の資源化・有効利用等に係る施策に対する効果測定が十分にできていない。

(改善要望)「品目別・処理工程別原価及び施設別原価の計算を行うことを求めるもの」

適切な手数料の算定のためには、品目別・処理工程別原価計算の実施、また、投資額の検討、運転管理費用・資源化コストの把握のためには、焼却工場、資源選別センター等の施設別原価の作成が必要となる。

(5) 適正なごみ処理原価把握の必要性

横浜市は現行の原価計算では、各種収入について、資源化物等の生産が主目的ではないことおよびこれに係る売払収入を経費の一部に補填していることから各種収入を控除した総合原価で1t当たりの単価を決定している。

(改善要望)「適正なごみ処理原価の把握のために、各種収入の控除の見直しを求めるもの」

各種収入は、ごみ処理事業において、収集・運搬、焼却等の処理の結果、産出される生產品、副産物であり、ごみ処理原価の算定に当たっては控除すべきではない。現行の処理は、原価の算定に当たり事業コスト(努力)と収入(成果)が混在しており、適正な事業コストが把握できていない。また、各種収入が年々増加傾向にあり、市況に左右される現状からすると(平成18年度の各種収入控除前原価に対する割合は約10%)、原価計算が手数料算定のための重要な原価情報を提供するということから、各種収入を控除する前の原価を手数料算定のためのコストとするべきである。

(6) 減価償却

横浜市は、取得価額 1,000 万円以上の資産を償却対象としており（全都清方式では減価償却の対象となる資産の取得価額について規定していない）、償却開始時期について、供用事業年度を基準に減価償却を実施し、1 年分の減価償却費を計上している。

減価償却の開始時期を供用事業年度単位で行う場合、同一資産であっても供用事業年度開始時点近くで取得したものと、終わり近くで取得したものとで減価償却費が同一となってしまう。

平成 18 年 1 月から 3 月、平成 19 年 1 月から 3 月に取得した 1 億円以上の償却対象資産を抽出して減価償却費を算定すると、差異は以下のとおりである。

（単位：百万円）

取得資産名称	取得年月	金額	耐用年数	減価償却計上額		差異
				市計上額	月割り	
バグフィルターろ布交換工事	18 年 3 月	122	7 年	17	1.3	15.7
脱硝触媒工事	19 年 3 月	183	17 年	12	1.1	10.9

（指摘）「減価償却の開始時期を供用年度の供用月から償却するよう求めるもの」

資産は供用されてはじめてサービスを提供するものであるため、供用事業年度中の供用期間で減価償却を実施すべきである。

2. 品目別（ごみ種類別）原価計算、施設別原価計算の試み

（1）G30プランと品目別・処理工程別原価計算、施設別原価計算の関係

横浜市では、埋立処分場の延命化を図ることから、ごみ量の減量化が大きな課題となっており、ごみの資源化が重要な位置づけとなっている。ごみの資源化においては資源化自体のコストの把握も含めて、その前提となる分別に係るコストの把握も重要である。そこで、今後ますます重要となる資源化に係るコストが増大していく過程で、品目別のごみのコストを把握することは、今後、横浜市のごみ処理に係る有用な原価情報を提供するものと考え、品目別・処理工程別原価、施設別原価を算定することを試みた。このことは、G30プランの趣旨と合致するものである。

品目別・処理工程別原価の算定に当たっては、「一般廃棄物会計基準」（環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物課）が平成19年6月に公表されている。

一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析方法については統一的なものがなく、コスト分析を行っている市町村においてもコスト計算の方法、範囲、区分は一致していないことから、国においては、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配布方法、減価償却方法等について検討を行い、標準的な分析方法を示すこと等による技術的な支援に努めることを設定趣旨としている。

「一般廃棄物会計基準」は、市町村において、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析及び評価を行い、その能率的な運営に努めるよう地方自治法第245条の4に基づき助言するものであると位置づけられている。

「一般廃棄物会計基準」では、その意義として、

「地方公共団体が行う事務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを取り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに住民や事業者が事業の理解を得るために意義のあるものである。

また、今後循環型社会の構築に向けた取組の推進が求められる中、そのために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報としても、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計の分析・評価を行うことが求められている。

上記の観点から、一般廃棄物会計の整備を進めていくため、費用分析の対象となる

費目の定義や費用等の配賦方法、減価償却方法等について標準的な分析手法を定めるものである。」

としている。

(2) 品目別・処理工程別原価、施設別原価算定に当たっての前提

原価計算の方法

・各部門の定義

部 門		内 容	
作業部門	収集運搬部門	家庭から出るごみを収集し焼却工場へ搬入する処理工程	
	理 中 部 間 門 処	焼却部門	燃やすごみを焼却する処理工程
		資源化部門	資源物をリサイクル又は売却するための処理工程
	最終処分部門	廃棄物及び焼却灰を埋立処分する処理工程	
管理部門		収集車両・工場内車両を管理する間接部門 公債利子、国庫補助金を管理部門に含めて処理	

退職給付費用の算定について

「一般廃棄物会計基準」によれば、退職給付引当金繰入額相当額（退職手当当期負担額と同様の意味）として基準時点において就業している各人員の将来負担額の見積額のうち対象期間中発生額を計上するとしている。

退職手当に係る支出は、各年度で経常的に発生する状況となっている。このため、品目別・処理工程別原価計算において退職手当に係る当期負担額を把握し、原価計算に反映させる。退職手当当期負担額は、各品目の業務に係る平成 18 年度末現在における人員により配賦することにする。また、施設別原価についても同様である。

)平成 18 年度の退職手当に係る当期負担額(退職給付費用)を算定すると以下のとおりである。

18 年度期首要支給額 (A)	27,668 百万円
18 年度中取崩額 (B)	3,172 百万円
18 年度期末要支給額 (C)	25,701 百万円
18 年度負担額 (C - (A - B))	1,205 百万円

・退職給付費用の算定について

横浜市は清掃業務に係る退職手当負担額を直接把握する体制を採っていないことから、また直接把握する事務作業量を勘案して平均給与額により簡便的に平成 18 年度の退職手当に係る負担額を算定している。

)平成 18 年度中取崩額は、資源循環局平成 18 年度中退職者に対する退職手当支払額である。

退職手当に係る支出額および人員

年 度	金額 (百万円)	支給人員 (人)
16 年度	2,643	107
17 年度	2,862	123
18 年度	3,172	132
19 年度	3,178	129
20 年度	2,929	119

定年退職予定者見込み数に基づく推計値

減価償却費

「一般廃棄物会計基準」によれば、1 年以上に渡って使用するもの、かつ取得原価が 50 万円以上のものを減価償却の対象としているが、新たに算定する事務量の煩雑さを避けるため、現行の原価計算と同様に取得原価 1,000 万円以上の資産について減価償却の対象とした。

(3) 手数料の試算

現在、横浜市は事業系一般廃棄物、粗大ごみについて手数料を徴収している。

事業系一般廃棄物について

事業系一般廃棄物のうち、処理手数料は品目別・処理工程別の試算によれば、退職手当配賦後の単価は 17.9 円/kg となった（管理部門費の kg 当たり単価は、退職手当配賦後の管理部門費を中間処理部門処理量（収集運搬部門がないため）で除して算定している）。

また、事業系一般廃棄物の管路収集手数料は、同様に退職手当配賦後の単価は 110.1 円/kg と試算された（管理部門費の kg 当たり単価は、退職手当配賦後の管理部門費を収集運搬部門処理量で除して算定した）。

事業系一般廃棄物のうち、処理手数料は 13 円/kg、管路収集手数料は 26 円/kg を徴収している。上記試算によれば、処理手数料については、約 5 円/kg、管路収集手数料については、約 84 円/kg それぞれ処理コストが手数料収入を上回っていることがわかる。

粗大ごみについて

粗大ごみの手数料は、200 円から 2,200 円/kg までの幅のある料金体系となっている。具体的には、10kg までは 200 円、10kg 超 20kg までは 500 円、20kg 超 40kg までは 500 円、40kg 超は 1,500 円、スプリングマットレスは 2,200 円である。粗大ごみの品目別・処理工程別の試算によれば、可燃物は 80.2 円/kg、資源物は 111.7 円/kg、不燃物は 77.9 円/kg となった。

粗大ごみについては、可燃物が単位当たりの処理コストが最も低く 80.2 円/kg である。粗大ごみの料金体系と比較すると、たとえば、10kg までのものであれば、おおよそ 800 円の処理コストとなり、徴収している 200 円を大幅に上回っていることになる。

このように、品目別・処理工程別原価計算は、処理コストに対応するごみ排出者の適正な負担が図られるよう、今後に向けた手数料の見直しや、さらに市の処理コストの削減、委託料の算定、資源化に当たっての方針に有用な情報を提供するものといえる。

品目別・処理工程別原価表（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

	合計	燃やす ごみ	粗大ごみ			缶	びん	ペット ボトル	小さな 金属類
			可燃物	資源物	不燃物				
収集運搬部門費	21,557	12,223	793	331	7	592	1,196	612	192
人員	1,576	1,027				46	93	48	15
退職手当負担額	936	611				27	55	28	9
再計	22,493	12,834	793	331	7	619	1,251	640	201
中間部門費	19,670	9,295	203	326	0	577	1,098	596	0
中間処理部門費 (焼却)	15,056	9,160	200	0	0	32	0	33	0
人員	373	227	5			1		1	
退職手当負担額	223	135	3			1		1	
再計	15,278	9,295	203	0	0	33		34	0
中間処理部門費 (資源化)	4,391	0	0	326	0	543	1,098	562	0
最終処分部門費	3,303	1,940	42	0	2	6	84	7	0
人員	29	17	1				1		
退職手当負担額	18	10	1				1		
再計	3,321	1,950	43	0	2	6	85	7	0
管理部門費	184	151	△ 2	△ 43	103	11	27	12	4
人員	47	30				1	3	1	
退職手当負担額	28	17				1	2	1	
再計	213	168	△ 2	△ 43	0	12	29	13	4
合 計	45,698	24,250	1,037	615	10	1,216	2,465	1,257	206

収集運搬部門費	処理量 (t)	619,230	12,727	5,321	127	13,669	27,613	14,144	4,453
	単価 (円/t)	20,725	62,308	62,308	62,308	45,284	45,304	45,248	45,138

中間部門費	処理量 (t)	619,230	13,567	5,672	0	15,878	27,613	16,430	4,453
	単価 (円/t)	15,010	14,962	57,475	0	36,339	39,763	36,275	0

最終処分部門費	処理量 (t)	89,169	1,954	0	135	318	3,889	329	0
	単価 (円/t)	21,868	22,006	0	14,814	18,867	21,856	21,276	0

管理部門費	処理量 (t)	619,230	12,727	5,321	127	13,669	27,613	14,144	4,453
	単価 (円/t)	271	△ 157	△ 8,081	811	877	1,050	919	898

総合原価	単価 (円/t)	39,154	80,281	111,702	77,933	85,216	107,973	85,505	46,036
------	----------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	--------

18年度退職 手当負担額	1,205	774	3	0	0	29	58	30	9
-----------------	-------	-----	---	---	---	----	----	----	---

人員合計	2,025	1,301	6	0	0	48	97	50	15
------	-------	-------	---	---	---	----	----	----	----

資源売却収入	4,395	1,486	33	61	0.5	1	6	401	146
--------	-------	-------	----	----	-----	---	---	-----	-----

(単位：百万円)

	使用済み 乾電池	プラス チック製 容器包装	スプレー缶	古紙	古布	燃えない ごみ	新システ ム収集	事業系ご み	その他
収集運搬部門費	8	2,018	7	2,097	276	42	346	0	809
人員	1	157	1	163	21	4			
退職手当負担額	1	93	1	97	12	2			
再計	9	2,111	8	2,194	288	44	346	0	809
中間部門費	32	1,648	51	21	14	51	55	5,523	171
中間処理部門費 (焼却)	0	28	0	0	12	0	54	5,443	89
人員		1					1	135	2
退職手当負担額		1					1	80	1
再計	0	29	0	0	12	0	55	5,523	90
中間処理部門費 (資源化)	32	1,619	51	21	2	51	0	0	81
最終処分部門費	0	6	0.4	0	2	40	11	1,153	3
人員								10	
退職手当負担額								6	
再計	0	6	0.4	0	2	40	11	1,159	3
管理部門費	0	47	0	49	6	2	△ 3	△ 92	11
人員		4		4	1			1	2
退職手当負担額		2		2	1			1	1
再計	0	49	0	51	7	2	△ 3	△ 91	12
合 計	41	3,815	60	2,267	312	138	410	6,591	997

収集運搬部門費	418	46,578	368	48,395	6,370	2,138	3,712	0	157,093
	21,531	45,321	21,739	45,335	45,211	20,579	93,211	0	5,149

中間部門費	418	48,503	375	48,395	7,187	2,139	3,712	367,964	9,983
	76,555	33,977	136,000	433	1,947	23,842	14,816	15,009	17,129

最終処分部門費	0	287	22	0	118	1,840	535	52,987	182
	0	20,905	18,181	0	16,949	21,739	20,560	21,873	16,483

管理部門費	418	46,578	368	48,395	6,370	2,138	3,712	367,964	157,093
	0	1,051	0	1,053	1,098	935	△ 808	△ 247	76.0

総合原価	98,086	83,359	160,357	46,821	50,696	48,486	110,179	17,911	24,727
------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	--------

18年度退職 手当負担額	1	96	1	99	13	2	1	87	2
-----------------	---	----	---	----	----	---	---	----	---

人員合計	1	162	1	167	22	4	1	146	4
------	---	-----	---	-----	----	---	---	-----	---

資源売却収入	0.3	10	10	373	10	0.6	9	859	23
--------	-----	----	----	-----	----	-----	---	-----	----

- 1 その他はグリーンコンポスト、発電収入等に係るものである。
- 2 管理部門の単価（円/kg）の算定における処理量は、車両が主として収集車両であるため、収集運搬部門の処理量を使用している。ただし、事業系ごみについては、中間部門の処理量を使用している。

（４）原価の工場別把握の分析

施設別原価（焼却工場）

）退職手当配賦後施設別原価

（単位：百万円）

費目	鶴見工場	保土ヶ谷工場	旭工場	金沢工場	都筑工場	合計	
人件費	763	741	677	774	827	3,782	
物件費	諸経費	969	600	543	1,196	690	3,999
	減価償却費	2,036	862	1,128	2,442	807	7,276
	物件費計	3,005	1,462	1,672	3,638	1,497	11,275
部門直接費計	3,768	2,203	2,349	4,412	2,325	15,057	
公債利子	309	35	175	618	29	1,166	
管理部門費販賦	1	1	1	1	1	5	
国庫補助金	480	64	271	289	420	1,525	
退職手当	42	41	37	43	46	209	
人員	71	69	63	72	77	352	
工場経費合計	3,640	2,216	2,291	4,785	1,980	14,912	
処理量（t）	269,974	147,332	130,416	302,498	167,549	1,017,769	
処理単価（円/t）	13,482	15,038	17,564	15,820	11,818	14,651	

）減価償却費控除後工場経費

（単位：百万円）

	鶴見工場	保土ヶ谷工場	旭工場	金沢工場	都筑工場
工場経費合計	1,603	1,353	1,162	2,343	1,172
処理単価（円/t）	5,939	9,186	8,911	7,746	6,999

施設別原価（粗大ごみ金属類、資源選別センター、グリーンコンポスト）

（単位：百万円）

費目		粗大ごみ 金属類	鶴見資源化 センター	金沢資源選 別センター	緑資源選別 センター	戸塚資源選 別センター	グリーン コンポスト
物件費	諸経費	44	589	436	432	385	61
	減価償却費	283	388	44	123	84	20
	物件費計	327	976	480	555	469	81
公債利子		49	18	7	20	22	0
国庫補助金		93	26	10	37	2	0
工場経費合計		283	968	478	539	490	81
処理量（t）		5,672	17,683	11,831	12,212	11,843	3,932
処理単価（円/t）		49,921	54,759	40,387	44,136	41,372	20,722

粗大ごみ金属類は、神明台処分地と金沢工場内にある粗大ごみの金属類を選別するストックヤード及び現在使用していない鶴見資源化センターの金属処理設備の経費から算出しているものである。

)焼却工場について

中間処理部門の焼却工場は、旭工場の処理単価が他の工場と比較して高めとなっている。旭工場は処理量も他の工場と比較してもっとも低い数値となっている。しかしながら、減価償却費を控除した工場経費に基づいたランニングコストである処理単価は、保土ヶ谷工場が最も高く、最も低い鶴見工場と比較すると約 1.5 倍の数値となっている。また、施設の設備の違いがあり、一概に比較できないが、金沢工場と都筑工場の人員を比較すると、金沢工場の処理量の約半分の都筑工場の方が多くの人員を要している。

)資源選別センターについて

資源選別センターについては、金沢資源選別センターの処理単価が一番低い数値となっているが、おおよそ焼却工場の処理単価よりも高くなっている。これは、焼却灰の処理コストを加算したとしても焼却するよりも資源化の方が処理コストがかかるためである。

施設別原価の算定は、施設の今後の新たな投資額（改修、解体・撤去費を含めたもの）、適正人員、収集したごみの搬入工場の選択、資源化に当たっての委託料の算定等に有用な情報を提供するものといえる。

3 . G 3 0 プラン推進に伴う費用の検討

(1) ごみ処理費用

平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間の収集運搬、焼却、埋立、資源化の各段階におけるごみ処理量、ごみ処理費用、t 当たりのごみ処理原価は次の通りである。なお、ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、焼却、埋立、資源化に係る人件費、物件費、減価償却費等から売電収入、国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものである。

(単位 : t)

ごみ処理量	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収集運搬	978,474	971,698	924,310	821,190	812,622
焼却	1,567,481	1,513,915	1,295,006	1,040,290	1,017,769
埋立	303,673	285,711	222,732	167,371	151,764
資源化	68,233	70,785	90,899	194,307	175,425

(単位 : 百万円)

ごみ処理費用	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	
収集運搬	26,035	24,766	23,713	22,931	21,982	
処理処分	焼却	18,192	17,163	16,474	14,987	12,364
	埋立	4,151	4,101	3,711	3,446	3,366
	資源化	2,195	1,955	1,930	2,759	2,386
処理処分計	24,538	23,220	22,115	21,192	18,116	
合計	50,574	47,986	45,828	44,123	40,098	

(単位 : 円/t)

ごみ処理原価	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収集運搬	26,608	25,487	25,654	27,924	27,050
処理処分	15,121	14,772	16,122	17,316	15,351
合計	41,729	40,259	41,776	45,240	42,401

過去 5 年間のごみ処理量の減少に伴い、ごみ処理費用も比例して減少している。但し、t 当たりのごみ処理原価は大きな変動は無く、平成 17 年度、18 年度では増加している。

(2) 分別に伴う追加費用

横浜市は、G30プランの推進に伴って増加した経費の主要部分は分別拡大に伴って増加した経費とし、分別拡大における中間処理費用や再商品化委託料などを次の様に見積もっている。

(単位：百万円)

経常的にかかる経費		17年度	18年度	19年度
プラスチック製 容器包装	運搬経費	167	150	181
	中間処理経費	1,214	1,270	1,422
	再商品化委託料	240	199	226
	合計	1,621	1,619	1,829
不燃物(運搬経費)		8	9	10
廃蛍光灯	運搬・中間処理経費	45	18	43
	リサイクル処理経費	28	25	65
	合計	73	43	108
スプレー缶(運搬・中間処理経費)		39	51	58
古紙・古布	収集アルバイト経費	486	436	574
	ストックヤード管理経費等	6	17	8
	合計	492	453	582
広報啓発の推進等		73	67	81
合計		2,305	2,242	2,668

平成17年度及び18年度は決算、平成19年度は予算である。

上記の様に、G30プランの推進には、分別に伴って毎年20億円以上の経費が発生することがわかる。この経費の大部分は、G30プラン終了後も経常的に発生するだけでなく、処理の高度化等に伴い増大する可能性もある。

(意見)「G30プランの発生費用を提示して市民の更なる認識、協力を求めるもの」

G30プランに対して市民から継続的なサポートを得るため、現実のごみ削減のための発生費用を提示して、更なる市民のごみ問題に対する重要性の認識、協力を求めることを検討されたい。

第8章 財団法人横浜市資源循環公社

1. 事業概要

(1) 概要（平成19年7月1日現在）

名称：	財団法人横浜市資源循環公社
所在地：	横浜市中区桜木町一丁目1番地56
設立年月日：	昭和55年10月1日
基本財産：	10百万円（横浜市出捐金）
役員及び職員：	役員 13名（うち常勤2名） 職員 249名（嘱託含む）
	計 262名

横浜市からの財政支援等

補助金もしくは助成金等の財政的支援はない。また、取引上の損失補償などの債務負担行為もない。

(2) 沿革

財団法人横浜市資源循環公社（以下、「公社」と言う）は、21世紀の都市基盤整備事業の増大に伴う廃棄物の全市的処理及び再生利用を行うことの必要性から、港北舗装材再利用プラントでの舗装材再生事業と本牧D突堤での臨海部産業廃棄物埋立事業を2本柱として、名称を財団法人横浜市廃棄物資源公社とし、昭和55年10月に設立された。その後、搬入土砂監視検査業務を横浜市から受託するなど、横浜市の環境事業政策に対応して事業を拡大しながら現在に至っている。

名称は、平成18年4月に財団法人横浜市廃棄物資源公社から現在の財団法人横浜市資源循環公社に変更された。

(3) 事業内容

廃棄物の処理及び処分に関する事業

)南本牧廃棄物最終処分場管理運営事業

南本牧廃棄物最終処分場施設の管理並びに搬入される一般廃棄物及び産業廃棄物の点検、検量、埋立処分及び処分費用を徴収する業務である。

)廃棄物管路収集施設管理運営事業

みなとみらい21地区から排出される廃棄物を、空気の流れを利用した輸送システムにより収集する施設の管理運営を行う業務である。

)粗大ごみ受付収集事業

市民から申し込まれた粗大ごみ(事業系ごみを除く)を、収集車で巡回、収集し、各処理施設まで運搬。粗大ごみの市民持ち込みを受け入れるストックヤード(市内4カ所)の管理運営を行う業務である。

)資源回収センター管理運営事業

資源物を資源集団回収や分別収集に出せない人のために、随時受け入れができる資源回収センターの管理等を行う業務である。

)輸送事務所管理運営事業

家庭ごみの収集地区と焼却工場との距離が遠い地域のごみ収集作業の効率化を図るため、中継基地を設け、ごみ収集車約5台のごみを圧縮しコンテナ車に積み替え焼却工場へ輸送する業務である。

)搬入土砂監視検査事業

公共事業等から排出される残土をストックヤード(中継所)において受け入れ、監視、検査等を行う業務である。この業務は、公社の所管局である横浜市資源循環局からの委託ではなく、横浜市港湾局から委託された財団法人横浜港埠頭公社から再委託を受けて行っている事業である。

廃棄物の再生処理事業

)リサイクルプラザ管理運営事業

粗大ごみの中から再利用できる家具類を修理再生したのち展示し、抽選で市民へ販売する業務である。また、紙すきや石けん作りの体験コーナー、不用品交換のための情報板の設置、その他リサイクル講座やリサイクルマーケットなどを随時開催して資源再利用の普及啓発活動を行っている。

)グリーンコンポスト施設管理運営事業

ごみの減量化・資源化施策の一つとして、市内の公共事業等で発生する樹木のせん定枝を原料として粉碎・堆肥化した土壌改良材（グリーンコンポスト）の製造及び市民に提供する業務である。

)資源選別施設管理運営事業

缶（スチール缶・アルミ缶）、びん（無色・茶色・その他）、ペットボトルに選別し、資源として再利用するための処理を行う業務である。

)せん定枝分別搬送事業

平成 18 年度から開始された新規事業で、それまで焼却処分されていた樹木せん定枝のうち造園業者等が金沢工場内に搬入したせん定枝を一時的にストックし、草等の異物を除去した上で、針葉樹と広葉樹とに分け、神明台のグリーンコンポスト施設へ搬送する業務である。

クリーンセンタービル管理事業

横浜市みなとみらい 2 1 クリーンセンタービル事務室施設の管理を行う業務である。

神奈川リサイクルコミュニティセンター管理運営事業

リサイクルに関する情報を提供し、リサイクル活動を実践し支援する活動拠点として設立されたリサイクルコミュニティセンターの管理運営業務である。このセンターにはリサイクル工房や展示ホール等があり、エコライフかながわ運営活動機構と共同で管理運営を行っている。

神明台処分地スポーツ施設管理運営事業

神明台処分地の埋立が終わった部分を利用し、軟式野球場 2 面、スポーツ広場（サッカー・ゲートボール等）の管理運営を行う業務である。

南本牧処分場陸地部（横浜市貸付）有効活用事業

平成 18 年度から新規に開始された事業で、南本牧の廃棄物処分場内で既に陸地化された場所の一部をコンテナ用シャーシの置き場として貸し付ける事業である。貸付先は横浜港ターミナル運営協会と財団法人横浜港埠頭公社となっている。

2. 公社全体の経営状況

(1) 概要

公社の経営状況を過去5年間の財務諸表の推移から概観すると次表の通りである。

なお、公益法人会計基準の改正に伴い、公社でも平成18年度からいわゆる新公益法人会計基準を適用している。そのため財務諸表の体系及び様式も変更されており、下表では比較可能性が保てるよう原則として旧会計基準に沿って記載した。

また、公社は法人税法上の収益事業に該当するか否かの視点から、実施する各事業を財務諸表上は公益事業と収益事業に分けて、集計表示している。

予算規模は、公益事業・収益事業ともに減少傾向にある。公益事業は平成15年度までは40億円前後であったが平成18年度には約33億円になり、収益事業は平成16年度までは10億円を超えていたが、平成18年度には約3億円にまでなっている。平成16年度から平成17年度へかけて大幅な変動が認められるのは、平成16年度に舗装廃材等再生事業を廃止したことによるものである。

なお、公社は監査法人もしくは公認会計士による外部監査は受けていない。

公社の入居するクリーンセンタービル



貸借対照表の推移

(単位：百万円)

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
資産の部	流動資産	965	1,160	914	927	630
	公益事業	585	711	641	643	548
	収益事業	380	449	272	284	83
	固定資産	1,889	1,959	1,652	1,139	1,308
	公益事業	640	707	706	723	719
	収益事業	1,249	1,252	946	415	589
	資産合計	2,854	3,119	2,565	2,066	1,938
負債の部	流動負債	676	893	1,066	642	518
	公益事業	471	623	566	576	490
	収益事業	205	270	500	65	28
	固定負債	520	557	234	250	247
	公益事業	150	185	186	201	197
	収益事業	370	372	47	49	50
	負債合計	1,195	1,450	1,300	892	766
正味財産の部	正味財産	1,659	1,669	1,266	1,174	1,172
	公益事業	605	610	595	589	579
	収益事業	1,054	1,059	670	586	593
	正味財産合計	1,659	1,669	1,266	1,174	1,172
負債及び正味財産合計		2,854	3,119	2,565	2,066	1,938

収支計算書（正味財産増減計算書）の推移

収支計算書総括表

（単位：百万円）

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
収 入	公益事業	4,044	4,004	3,775	3,426	3,318
	収益事業	1,377	1,092	1,102	622	299
	合計	5,421	5,096	4,877	4,049	3,616
支 出	公益事業	4,064	4,031	3,787	3,435	3,326
	収益事業	1,383	1,087	1,100	585	465
	合計	5,447	5,118	4,887	4,020	3,791
当期差額		- 27	- 22	- 10	29	- 175
前期繰越差額		318	291	269	258	287
次期繰越差額		291	269	258	287	112

公益事業・収益事業ともに過去5年間で減少してきている。とりわけ収益事業は中心的存在であった舗装廃材等再生事業が平成16年度をもって終了したために事業規模の縮小が著しい。

粗大ごみ収集作業の様子



)公益事業

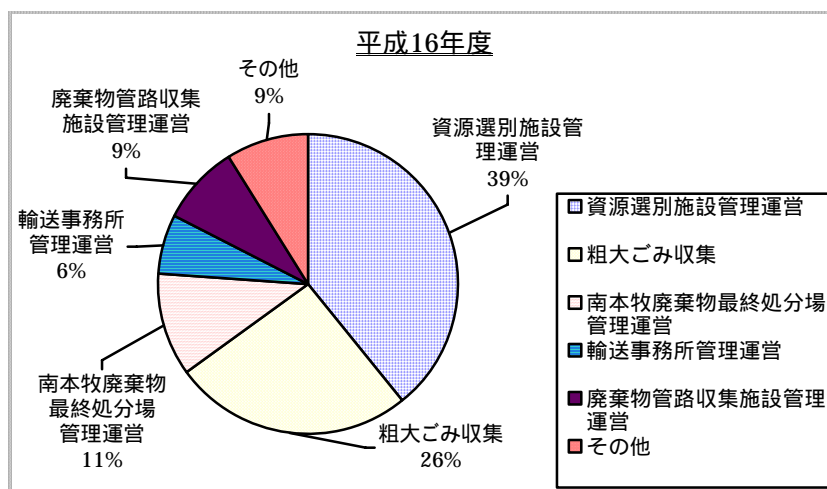
公益事業について、その事業構成を事業収入面から過去3年間分について見ると、下表のようになっている。

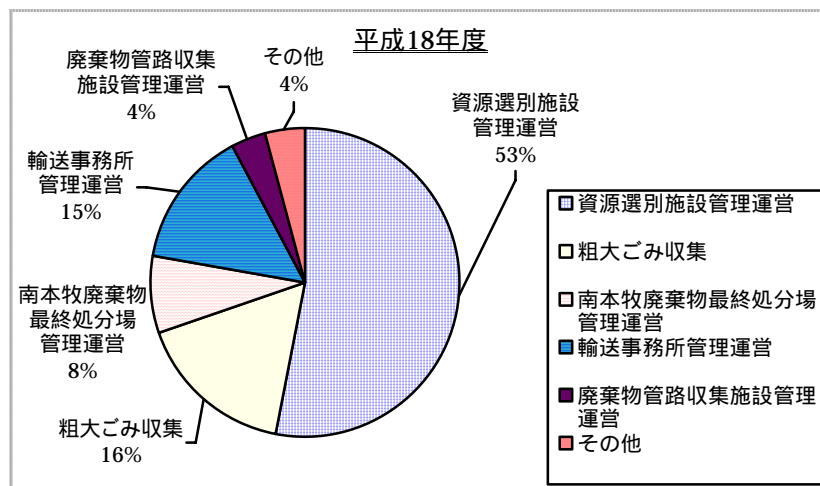
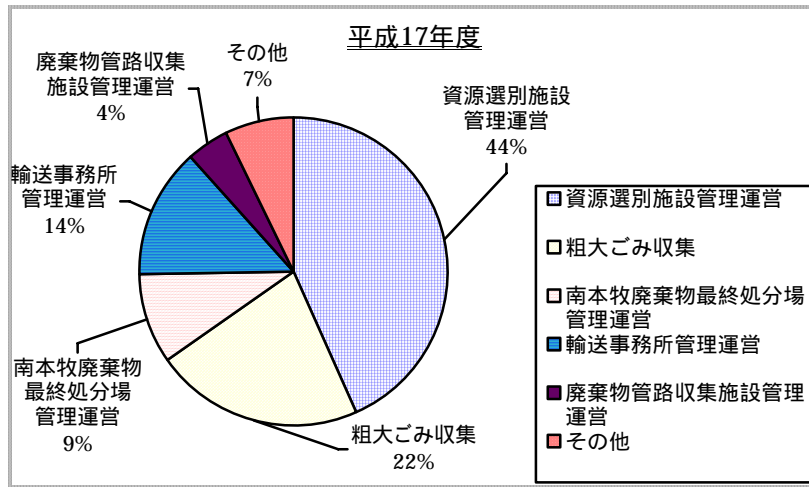
公益事業の過去3年間の主な収入内訳

(単位：千円)

		16年度	17年度	18年度
収 入	南本牧廃棄物最終処分場管理運営	424,155	325,420	265,634
	リサイクルプラザ管理運営	94,812	97,373	0
	廃棄物管路収集施設管理運営	324,824	148,070	120,693
	クリーンセンタービル管理	60,270	57,294	53,937
	資源選別施設管理運営	1,475,557	1,482,228	1,757,499
	粗大ごみ収集	977,136	753,989	555,223
	神奈川リサイクルコミュニティセンター 管理運営	21,849	22,322	0
	神明台処分地スポーツ施設管理運営	11,350	12,575	13,175
	輸送事務所管理運営	239,549	468,684	482,540
	その他	145,732	58,323	68,821
	合 計	3,775,233	3,426,277	3,317,522

また、各年度の上位5事業の割合を円グラフにすると次のようになる。





公益事業全体の事業規模が縮小するなか、資源選別施設管理運営事業が規模を拡大しているのが顕著であり、平成18年度には全体収入の53.0%を占めている。その他、粗大ごみ収集事業や南本牧廃棄物最終処分場管理運営事業などは事業規模の逓減とともにその占める割合も縮小している。

なお、リサイクルプラザ管理運営事業と神奈川リサイクルコミュニティセンター管理運営事業は、平成18年度は指定管理者となったため、事業は継続しているものの事業分類上公益事業から収益事業へ移動した。

)収益事業

収益事業について、その事業構成を事業収入面から過去3年間分について見ると、下表のようになっている。

収益事業の過去3年間の主な収入内訳

(単位：千円)

		16年度	17年度	18年度
収 入	舗装廃材等受入	105,890	0	0
	再生材販売	139,381	0	0
	搬入土砂監視検査	98,647	93,996	89,964
	リサイクルプラザ管理運営	0	0	45,602
	神奈川リサイクルコミュニティセンター管理運営	0	0	22,418
	南本牧処分場陸地部有効活用	0	0	119,670
	せん定枝分別輸送	0	0	16,557
	事業外収入	757,730	528,467	4,533
合 計		1,101,648	622,463	298,743

収益事業として継続しているのは搬入土砂監視検査事業だけである。上述したように舗装廃材等再生事業が平成16年度をもって終了した影響が大きい。平成18年度から開始した事業の中では、南本牧処分場陸地部有効活用事業が相対的に大きな割合を占めている。

3 . 契約関係

(1) 契約 (入札等) の制度概要

公社の設立趣意及びその業務の公的性格に照らせば、契約事務を適正に実施することによって質の高い財及びサービスをより低廉な費用で調達するべきであるという基本理念は横浜市の場合と何ら異なるところはなく、その実現は最終的に市民の利益に適うものとなる。

まず、公社が行う契約方法については、「経理規程」第 35 条に「契約の締結は、指名競争入札又は随意契約の方法による。」と規定されている。

次に、同第 36 条では、指名競争入札について「指名競争入札の方法は、業者選定委員会要綱の定めにより選定した者の内、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするものとする。」と規定されている。

さらに、同第 37 条では、随意契約について次のように定めている。

第 37 条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

1 (1) 物品の調達等、委託、工事の請負その他の契約で、その予定価格が契約の種類に応じ次に定める額の範囲内であること。

- ・ 1 件 1,000,000 円未満の物品の調達等の契約
- ・ 1 件 1,000,000 円未満の委託契約
- ・ 1 件 2,500,000 円未満の工事の請負契約

(2) その性質又は目的が指名競争入札に適しないものをするとき。

(3) 緊急の必要により指名競争入札に付することができないとき。

2 随意契約の方法は原則として 2 人以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

(1) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。

(2) 災害の発生等により緊急を要するとき。

(3) 予定価格が 100,000 円以下であるとき。

(4) 前 3 号に定めるもののほか 2 人以上から見積書を徴する必要がないと認められるとき。

このように、随意契約によることができる場合を、予定価格が一定金額未満の場合、契約の性質や目的が指名競争入札に適しない場合、緊急の場合など一定の状況下に限定

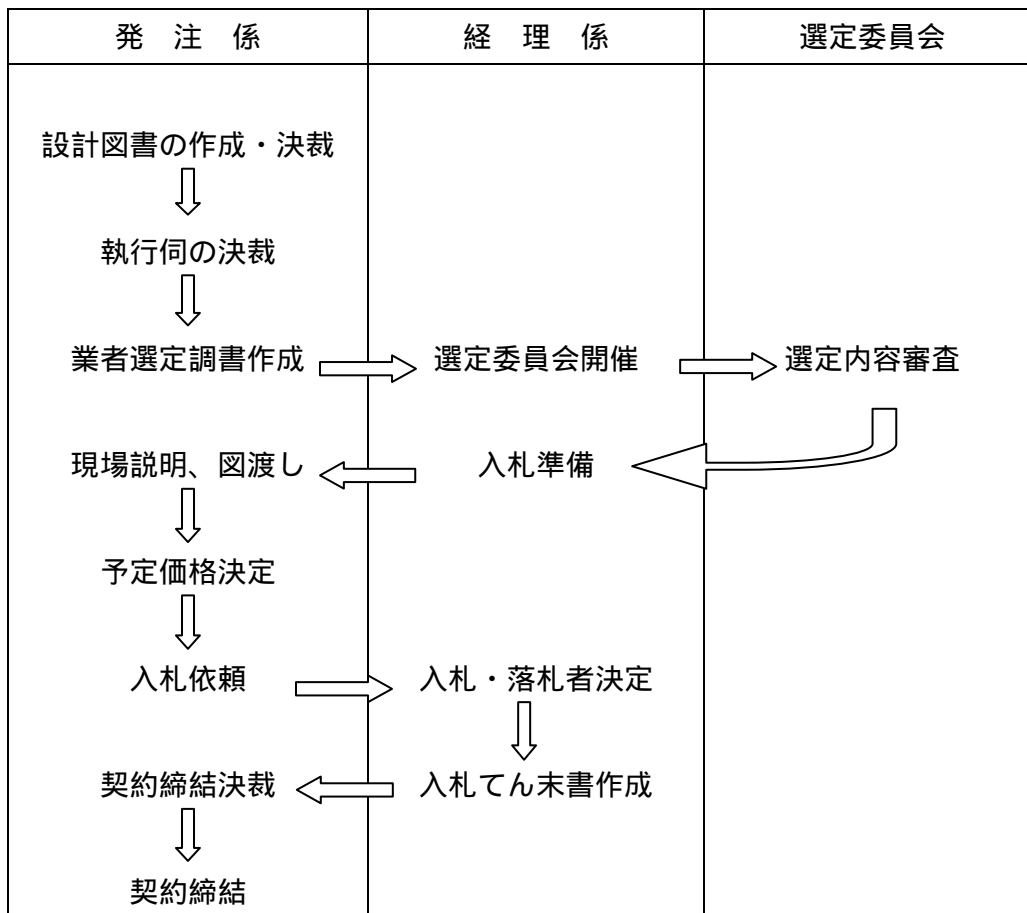
されていることから、公社における契約は指名競争入札によることが原則とされている。

この点、一定の細分規程はあるものの一般競争入札を原則とする横浜市の場合（地方自治法第 234 条第 1 項及び同条第 2 項）と比べて、指名競争入札を原則とする公社の方が契約締結における競争性は低いと言わざるを得ない。

また、経理規程第 37 条 2 項によれば、随意契約のなかでも単独随意契約によることのできる場合はさらに限定的になり、文字通り例外中の例外と考えられる。したがって、金額条件や緊急性など客観的具体的事由がなく単独随意契約による場合には、同第 37 条 2 項（4）に定める相応の理由が必要となることになる。

さらに、指名競争入札に参加できる者の選定について審議するために、業者選定委員会（以下「選定委員会」）を設けている。選定委員会の設置については、「財団法人横浜市資源循環公社業者選定委員会要綱」に規定されており、ここで、指名競争入札等に参加する者の資格審査等が行われる。

公社における一般的な契約事務の流れは概ね以下のとおりである。



(2) 横浜市からの委託事業等の契約状況

契約種別の概況

公社の事業のうち、法人税法上の収益事業に該当しない公益事業は、横浜市との間で実費弁償の合意のもとに受託した事業である。このうち、公社では自社内で対応できない業務を再委託に付している。契約状況は、委託、修繕、物品購入の3つに大別でき、その契約種別の平成16年度から平成18年度の概況は下記のようになっている。

）委託（再委託）

委託契約については、単独随意契約の占める割合が件数ベースでは徐々に低下してきているが、金額ベースでは80%前後の高止まり状態になっている。平成18年度には単独随意契約は件数ベースで41.8%、金額ベースで81.1%となっている。ただし、委託の場合、横浜市資源リサイクル事業協同組合に対する委託が金額ベースでは大きな割合を占めており、この点については後述する。

委託（再委託）契約の件数ベース状況

（単位：件）

	16年度		17年度		18年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
指名競争入札	48	25.4%	68	31.3%	72	36.7%
見積合せ	46	24.3%	54	24.9%	42	21.4%
単独随意契約	93	49.2%	95	43.8%	82	41.8%
その他	2	1.1%	0	0.0%	0	0.0%
合計	189	100.0%	217	100.0%	196	100.0%

委託（再委託）契約の金額ベース状況

（単位：千円）

	16年度		17年度		18年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
指名競争入札	318,522	15.6%	508,290	27.5%	288,059	18.3%
見積合せ	8,818	0.4%	14,920	0.8%	8,471	0.5%
単独随意契約	1,714,191	84.0%	1,322,593	71.7%	1,275,623	81.1%
その他	295	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	2,041,827	100.0%	1,845,802	100.0%	1,572,154	100.0%

）修繕

修繕契約については、単独随意契約の占める割合が件数・金額ともにほぼ低下してきており、平成18年度には件数ベースで50.8%、金額ベースで51.3%となっている。単独随意契約の内容は多岐に亘っている。

修繕契約の件数ベース状況

（単位：件）

	16年度		17年度		18年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
指名競争入札	1	1.4%	3	3.5%	11	8.3%
見積合せ	20	27.4%	40	46.5%	54	40.9%
単独随意契約	52	71.2%	43	50.0%	67	50.8%
合計	73	100.0%	86	100.0%	132	100.0%

修繕契約の金額ベース状況

（単位：千円）

	16年度		17年度		18年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
指名競争入札	10,710	9.2%	18,081	11.3%	87,836	31.4%
見積合せ	14,188	12.2%	38,878	24.2%	48,584	17.3%
単独随意契約	91,725	78.7%	103,701	64.5%	143,654	51.3%
合計	116,624	100.0%	160,660	100.0%	280,074	100.0%

）物品購入

物品購入契約については、単独随意契約の占める割合が件数・金額ともに低下してきており、平成 18 年度には件数ベースで 22.0%、金額ベースで 44.2%となっている。

単独随意契約の内容を見ると、平成 16 年度には種々存在したが平成 17 年度及び平成 18 年度は、「ガソリン・軽油等供給契約」が件数・金額ともにほとんどを占めている。

物品購入契約の件数ベース状況

(単位：件)

	16 年度		17 年度		18 年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
指名競争入札	19	29.7%	24	44.4%	15	25.4%
見積合せ	21	32.8%	17	31.5%	31	52.5%
単独随意契約	24	37.5%	13	24.1%	13	22.0%
合計	64	100.0%	54	100.0%	59	100.0%

物品購入契約の金額ベース状況

(単位：千円)

	16 年度		17 年度		18 年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
指名競争入札	42,410	26.9%	52,938	45.6%	57,061	45.8%
見積合せ	19,664	12.5%	6,896	5.9%	12,483	10.0%
単独随意契約	95,457	60.6%	56,313	48.5%	55,002	44.2%
合計	157,532	100.0%	116,147	100.0%	124,545	100.0%

前述のように、経理規程上は単独随意契約によることができる場合は、原則として、性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ない場合、又は緊急を要する場合等である。この点を踏まえた時、上記) ~) で示した単独随意契約の占める割合は、まだ高いのではないかとと思われる。単独随意契約の割合は概ね徐々に下落傾向にはあり、また修繕のように技術的問題から単独随意契約とならざるを得ないケースがあること

も否定できない。今後も継続的に、競争性を維持しつつ効率的に契約事務を執行することで経済合理性の確保に努めることを望むものである。

横浜市資源リサイクル事業協同組合との契約について

横浜市からの委託事業の一つである資源選別施設管理運営事業の一環として、資源ごみ選別処理作業については再委託に付している。この資源ごみ選別処理作業は、横浜市資源リサイクル事業協同組合（以下、「リサイクル組合」という）に委託されており、平成 16 年度から平成 18 年度までの契約状況は下表のようになっている。いずれも単独随意契約によっている。

リサイクル組合との契約状況（平成 16 年度～平成 18 年度）

（単位：千円）

	16 年度	17 年度	18 年度
鶴見資源化センター	289,791	325,249	311,351
金沢資源選別センター	97,378	126,580	240,558
緑資源選別センター	219,311	220,812	266,706
戸塚資源選別センター	207,733	239,368	204,248
合計（A）	814,213	912,009	1,022,864
単独随意契約総計（B）	1,714,191	1,322,593	1,275,623
委託総額（C）	2,041,827	1,845,802	1,572,154
（A）/（B）	47.5%	69.0%	80.2%
（A）/（C）	39.9%	49.4%	65.1%

この表をみると、リサイクル組合との契約は契約金額が 10 億円前後に達し、平成 18 年度には単独随意契約総額の 80%、委託総額の 65%をそれぞれ超えるほどの重要性を持っていることがわかる。

これだけ金額の重要性及び相対的重要性が高いにもかかわらず、リサイクル組合に関する資料を公社に要求したところ、ほとんど何も無い状態であった。リサイクル組合の決算時の理事会に公社職員がいわゆるオブザーバーとして出席しているということ以外は、決算書等その他の情報は特に持っていない。また、登記簿謄本も取引開始時は入手したかもしれないがその後は入手しておらず現在も所有していないということであ

り、理事等の人事すら把握されていない。一定の公共性を有する団体であったとしてもリスク管理は必要であり、経済合理性追求のためにも必要である。

当該事業の契約は5年を超える文書は保存していないので平成14年度より前の状況についての詳細は不明であるが、リサイクル組合がホームページで公開している資料によれば、緑資源選別センターは平成5年度から、戸塚資源選別センター及び鶴見資源化センターは平成7年度から、金沢資源選別センターは平成14年度から、それぞれ契約を継続していると思われる。

包括外部監査人が独自にリサイクル組合の登記簿謄本を入手したところ、謄本記載の資本金額と、公社から入手した平成16年度から平成18年度の3年間分の選定調書に記載された資本金(出資金)の額とは異なる内容であった。すなわち、登記簿謄本によればリサイクル組合では設立後増資減資が行われているにもかかわらず、選定調書にはリサイクル組合設立時の資本金(出資金)の額が記載されているのである。その結果、選定調書には誤った情報が記載され、業者選定委員会に提出されている。

(意見)「重要性の高い契約相手先の状況把握を求めるもの」

一般に、重要な取引先の情報収集や状況把握は不可欠であり、それが経済合理性の追求やリスク回避に資するのである。

しかしながら、公社では的確な状況把握が行われているとは言い難い。毎年定型文言による誤った情報を「業者選定調書」に記載し、業者選定委員会で指名決定を行うことは問題である。

一定金額以上の単独随意契約については、相手先に登記簿謄本や決算書の提出を求めるなどの委託先の状況把握をするための制度整備を検討することを希望する。

(3) 個別契約に係る問題について

入札による契約について

) クリーンセンタービル清掃業務の委託

公社の本社が入居しているクリーンセンタービルの清掃業務は横浜市からの委託を受けて公社が再委託しており、従来から入札に付しているが、過去5年間の入札及び契約状況は下記のとおりである(参考:平成19年度)。

(単位:千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予定価格(税抜き)A	17,400	16,543	15,852	13,766	13,683	11,111
落札価格(税抜き)B	17,400	16,530	15,750	13,380	7,200	10,600
契約金額(税込み)	18,270	17,357	16,538	14,049	7,560	11,130
入札業者数	3者	3者	3者	3者	6者	5者
入札回数	1回	3回	3回	3回	1回	1回
落札率(B/A)	100%	99.92%	99.36%	97.19%	52.62%	95.40%
契約(落札)業者名	S社	S社	S社	S社	S社	S社

公社の入札方式は指名競争入札方式であり、平成14年度から平成17年度までは3者による指名競争入札であったが、業者選定委員会から「より多くの業者に入札の機会を与えることで公平性を高めること」との意見を受け、平成18年度から指名業者を5~6者選定することとした。平成18年度は前年度までと予定価格はほとんど変わらないのに1回の入札でほぼ半分の落札率をもって契約しており、平成18年度の落札率を見れば、それまでとの違いは一目瞭然である。委託内容がほとんど変わらないにもかかわらず、平成19年度は平成18年度に比べて1.5倍近い価格で再びS社が落札している。もっとも、平成14年度の入札1回落札率100%は論外として、平成15年度~17年度の平均落札率も98.9%であり、業者選考に問題があるとも思われるが、いずれにしても同一業者が落札していることは特筆すべきである。

(改善要望)「実効性の伴った指名競争入札の実施を求めるもの」

公社の規則では、委託契約の場合1件が100万円以上の場合は原則として指名競争入札することになっているが、実質を伴った競争が実現されているか疑わしい。実効性のある指名競争入札の実施を求める。

)指名競争入札のありかたについて

下表は南本牧廃棄物最終処分管理型産業廃棄物受入監視業務の委託に関する過去 5 年間の契約状況である（参考：平成 19 年度）。

南本牧廃棄物最終処分管理型産業廃棄物受入検査業務委託の契約状況

(単位：千円)

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
予定価格(税抜) A	24,100	23,430	22,676	21,040	22,810	23,700
落札価格(税抜) B	23,900	23,300	22,500	20,900	20,900	20,800
入札業者数	5 者	5 者	5 者	5 者	5 者	5 者
継続入札業者数	A 社、B 社	A 社、B 社	A 社、B 社	A 社、B 社	A 社、B 社	A 社、B 社
新規・再入札業者数	C 社、D 社、 G 社	C 社、D 社、 H 社	C 社、D 社、 E 社	C 社、E 社、 F 社	C 社、E 社、 F 社	E 社、F 社、 I 社
入札回数	2 回	2 回	3 回	3 回、見積	1 回	1 回
落札率 (B / A)	99.17%	99.44%	99.22%	99.33%	91.63%	87.76%
契約(落札)業者名	A 社	A 社	A 社	A 社	A 社	A 社

この表をみると、入札業者は毎年 5 者あり入札回数も必ずしも 1 回で決定しているわけではないが、過去 5 年間（平成 19 年度も含めれば 6 年間）同一業者が高い落札率で契約している。入札業者数が 5 者であっても、そのうち 3 者～4 者はほぼ固定されており、入札業者の数が多からと言って必ずしも競争的になってはいないのである。

このようなケースを見ると、業者の選定を公平かつ公正に実施し、公益に適う契約事務の執行には公社の能動的かつ積極的な姿勢が不可欠である。しかしそれでもなお、指名競争入札は業者の指名時点で既に公社により選別されており、選別の基準の恣意性あるいは入札業者間の不透明性を排除することは困難である。そこで、指名競争入札の活性化を期待するとともに、より競争性の高い一般競争入札もしくは公募型指名競争入札の導入を検討すべきではないか。

(意見)「「指名競争入札」の原則を改め、「一般競争入札」もしくは「公募型指名競争入札」の導入を求めるもの」

地方自治体では、その契約事務は一般競争入札が原則でありそれ以外の方法は政令で定める場合に限られている。実際、横浜市も工事については一般競争入札へほぼ全面移行、物品及び委託についても公募型指名競争入札あるいは公募型見積合せを順次導入している。

契約事務の執行に関して、公社がもつ基本理念は横浜市と何ら変わるところはなく、公社の設立趣意を考えれば、広く不特定多数の者に参加の機会を与え、最も有利な条件で契約を結ぶような方法を模索すべきである。そのためには、現行のルールの中で最大限努力するのは言うまでもなく、入札方法のルール自体の改革も推進すべきである。

随意契約について

)建物清掃業務委託について

公社は各事業の実施の中で、横断的に建物の清掃業務を委託している。一般に建物清掃業務に排他的な特殊技術を要することは少ないと考えられるので、それを反映して契約手続に占める指名競争入札の割合は高い。

建物清掃業務の委託契約状況

(単位：千円)

	16年度	17年度	18年度
単独随意契約件数	4件	3件	1件
契約総件数	13件	15件	14件
単独随意契約金額	1,827	1,244	286
契約総額	24,316	20,441	12,580

しかし業務の性質を考えればもっと早く指名競争入札に移行すべきだったのであり、平成18年度にもまだ単独随意契約が1件残っている。契約金額が小さく規程上随意契約が可能な範囲内であり、事務手続の増加の問題もあるであろうが、この委託業者とは少なくとも過去5年間にわたり継続して単独随意契約を交わしており、その選定理由の根拠も薄弱である。建物清掃業務委託のなかにはもっと小さい金額で入札手続へ移行しているものもあることを考えると、積極的な理由がない限り単独随意契約は止めるべきであろう。

(改善要望)「積極的な理由がない限り単独随意契約は止め、指名競争入札等の実施を求めるもの」

上述のとおり、事務手続が非効率なほど煩雑にならない限り、指名競争入札等を実施すべきである。

)搬入土砂監視検査事業業務委託について

搬入土砂監視検査事業は、第5章契約事務で記載したように、横浜市からの委託事業ではなく財団法人横浜港埠頭公社からの委託事業である。公社ではこの事業を3つに分けて次のように業務を委託しており、いずれも単独随意契約を結んでいる。

搬入土砂監視検査業務の業務委託契約状況(過去5年間)

(単位:千円)

年 度	大黒ふ頭				幸浦・杉田	
	夜間監視・検査業務	委託金額	昼夜間の搬入土砂 受入監視業務	委託金額	昼間の搬入土砂受入 監視業務	委託金額
14	(財)横浜市シルバー人材センター	2,207	T社	42,500	K社	29,465
15	(財)横浜市シルバー人材センター	1,779	T社	33,062	K社	20,261
16	(財)横浜市シルバー人材センター	1,932	T社	33,062	K社	19,732
17	(財)横浜市シルバー人材センター	1,932	T社	32,718	K社	19,184
18	(財)横浜市シルバー人材センター	1,979	T社	27,944	K社	18,320

杉田は平成15年度まで

上表からわかるように、同一事業を同一業者に少なくとも過去5年間、単独随意契約で業務を委託している。

T社とK社の平成17年度以前の「業者選定調書」は全く同じであり、それをそのまま引用すると、業務内容と選定理由は下記のようにになっている。

【業者選定調書】

(業務内容)

土砂搬入車両・搬入土砂の監視、土砂受付業務、中継所区域内の巡視、搬入車両の誘導等を行うものです。

(選定理由)

当該会社は、当公社が本業務を受託する以前より当該業務を実施し、長年に亘る業務経験を積んでおり、本業務の執行にはこの業務経験が必要であります。また、当該会社は漁業転換のため設立された団体で、同団体の発展は横浜市の港湾事業の発展にも寄与するものです。

業務内容の記載から、また昨年度の包括外部監査の実施過程で大黒ふ頭の中継基地を現地視察した体験から、当該業務は排他的な特殊技能を要するものとは考えにくい。少なくとも「性質又は目的が指名競争入札に適しない」内容ではないと判断される。

また、平成14年以前の契約状況について公社に照会したところ、「5年を超える文書は保存していないので不明」との回答であったが、上記選定理由に「当該会社は、当公社が本業務を受託する以前より当該業務を実施し、…」とある。公社は昭和56年(1981年)から当該業務を請け負っており、もしその当時から状況が変わらなるとすると実に25年以上も単独随意契約が継続している可能性がある。

さらに、選定理由の後段は妥当な理由といえるだろうか。すなわち、廃棄物の適正な処理処分と資源化再利用を通じて横浜市の廃棄物処理事業の円滑な推進を支援すること等を目的とする公社が、単独随意契約の締結理由として「横浜市の港湾事業の発展にも寄与する」ことを掲げることが妥当なのだろうか。業者選定委員会でこれを長年にわたって承認してきたことが適正な手続と判断することは困難と思われる。これは一面、業者選定委員会の選考が形骸化している現象とも言いうるのではなかろうか。

(改善要望)「搬入土砂監視検査事業業務委託について単独随意契約の見直しを求めるもの」

単独随意契約により契約を行う場合には、一定の条件と結果に対する検証手続などが求められるべきである。本件においては、「業務経験」を重視して、単独随意契約を継続しているが、委託業務自体専門性を有するものではなく、このような判断の仕方は、横浜市全体の経済的合理性を損なうものであり見直しが必要である。

(意見)「業者選定委員会の実効ある活動を求めるもの」

業者選定委員会は、2,000万円以上の委託契約は理事長を委員長とする第一選定委員会、100万円以上2,000万円未満の委託契約は事務局長を委員長とする第二選定委員会が原則としてそれぞれ設置される。これらの業者選定委員会が上記の選定理由による単独随意契約を長年にわたって承認してきたことになる。業者選定委員会は「業者の選定を公平かつ適正に実施するため」に設置されるのであり(選定委員会要綱第1条及び第2条)、その実効ある活動を求める。